

令和7年第4回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	12	8	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 報告第6号・議案第85号～議案第92号 ・議案審議（内容説明） 議案第93号～議案第106号、
第2日		9	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名）
第3日		10	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（2名）
				午後休会	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会（午後1時より）
第4日		11	木	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会（午前10時より）
第5日	12	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（質疑・討論・採決） 議案93号～議案第106号 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 議案第107号～第108号・同意第4号～9号・諮問 第3号・発議第1号 ・閉会 	

第 1 号

1 2 月 8 日 (月)

令和7年第4回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月8日（月）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|--|-------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 4番 隈部 寛 議員 | 5番 高田美千子 議員 |
| 日程第2 | 会期の決定 | | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | (1)議長
(2)町長
(3)総務文教常任委員会
(4)産業厚生常任委員会
(5)監査委員
(6)宇城広域連合議会議員 | |
| 日程第4 | 町長提出議案の一括上程（報告第6号、議案第85号から議案第108号及び同意第4号から同意第9号並びに諮問第3号） | | |
| 日程第5 | 町長提出議案の提案理由説明 | | |
| 日程第6 | 報告第6号 | 議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告について | |
| 日程第7 | 議案第85号 | 美里町災害対策基金条例の制定について | |
| 日程第8 | 議案第86号 | 美里町使用料手数料等審議会条例の制定について | |
| 日程第9 | 議案第87号 | 美里町浄化槽使用料等審議会条例の制定について | |
| 日程第10 | 議案第88号 | 美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | |
| 日程第11 | 議案第89号 | 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第12 | 議案第90号 | 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第13 | 議案第91号 | 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第14 | 議案第92号 | 美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第15 | 議案第93号 | 令和7年度美里町一般会計補正予算（第10号） | |
| 日程第16 | 議案第94号 | 令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第17 | 議案第95号 | 令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4 | |

		号)
日程第18	議案第96号	令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第19	議案第97号	令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算(第3号)
日程第20	議案第98号	令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
日程第21	議案第99号	美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について
日程第22	議案第100号	美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について
日程第23	議案第101号	美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第24	議案第102号	美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定について
日程第25	議案第103号	美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について
日程第26	議案第104号	美里町文化交流センターの指定管理者の指定について
日程第27	議案第105号	美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定について
日程第28	議案第106号	美里町総合体育館の指定管理者の指定について

2. 出席議員(10名)

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員(なし)

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	澤山誠君	税務課長	松永栄作君
住民生活課長	宮崎博文君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川利加君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	長井一浩君

学校教育課長 中 川 幸 生 君
こども応援課長 隈 部 尚 美 君

社会教育課長 松 村 昭 則 君

5. 事務局職員出席者

事務局 長 立 道 誠 君 書 記 福 田 咲 文 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和7年第4回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、4番、隈部寛議員、5番、高田美千子議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

11月25日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会、今田政行委員長。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。議会運営委員会を開きましたので、その報告を申し上げます。

令和7年12月8日、美里町議会議長、上田孝様。

令和7年第4回美里町議会運営委員会報告。

11月25日午前10時より、中央庁舎議会委員会室におきまして、令和7年第4回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員、私今田、執行部より、上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、福田主査、出席の下、開会をいたしました。

なお、上田議長と濱田総務文教常任委員長から欠席届が出ておりましたことを報告申し上げます。

議題といたしまして、（1）執行部提出議案について、（2）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他を議題としました。

まず、（1）執行部提出議案について。条例関係8件、補正予算6件、その他18件、合計32件の説明を受けました。

次に、（2）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について。要望1件、陳情3件、請願1件の受付がありましたが、請願1件、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書等採択の請願を受理し、発議第1号としました。

次に、（３）一般質問について。受付順で吉住淳一議員、隈部寛議員、平野保弘議員、高田美千子議員、坂田竜義議員、村崎公一議員の６名から通告があり、抽選の結果、１番、隈部寛議員、２番、坂田竜義議員、３番、村崎公一議員、４番、吉住淳一議員、５番、高田美千子議員、６番、平野保弘議員の順番に決定をしました。

次に、（４）日程・会期等について。会期予定表のとおり、本日１２月８日月曜日より１２月１２日金曜日までの５日間とする会期としました。日程の内容につきましては、議案集の「令和７年第４回美里町議会定例会会期予定表」のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和７年第４回美里町議会定例会議事日程により、日程第３、諸般の報告、次に、日程第４、町長提出議案の一括上程（報告第６号及び議案第８５号から議案第１０８号及び同意第４号から同意第９号並びに諮問第３号）を上程し、日程第５、町長提出議案の提案理由説明の後、日程第６、報告第６号「議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告について」及び日程第７、議案第８５号「美里町災害対策基金条例の制定について」から日程第１４、議案第９２号「美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までを内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第１５、議案第９３号「令和７年度美里町一般会計補正予算（第１０号）」から日程第２８、議案第１０６号「美里町総合体育館の指定管理者の指定について」までを、内容の説明のみ行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。終了後は散会といたします。

議会２日目、１２月９日火曜日は一般質問を行います。質問順については、隈部寛議員、坂田竜義議員、村崎公一議員、吉住淳一議員の順番で行います。一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会３日目、１２月１０日水曜日も一般質問を行います。質問順につきましては、高田美千子議員、平野保弘議員の順番で行います。午後は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会４日目、１２月１１日木曜日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、１２月１２日金曜日は、各常任委員会委員長の報告及び質疑を行います。その後、議案第９３号「令和７年度美里町一般会計補正予算（第１０号）」から議案第１０６号「美里町総合体育館の指定管理者の指定について」までを再度上程し、内容説明は終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。

次に、議案第１０７号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から議案第１０８号「美里町立小学校用スクールバス

(小型) 売買契約の締結について」の内容説明、質疑・討論・採決を行い、次に、同意第4号「美里町教育長の任命につき同意を求めることについて」から同意第9号「美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」の内容説明後、採決を行います。

その後、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の内容説明後、採決を行います。

次に、発議第1号「少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について」の内容説明後、採決を行います。

その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、閉会の予定となっております。

以上、11月25日火曜日に行われました美里町議会運営委員会の報告といたします。

美里町議会運営委員会委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、会期は、本日12月8日から12月12日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月8日から12月12日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から9月定例会以降の報告を行います。一覧はシステムに入れておりますので、主なものだけ報告します。

9月19日、宇城広域連合の例月現金出納検査に出席しております。

9月24日から9月27日にかけて全議員の皆様とともに国会陳情及び議員研修で東京都並びに北海道に出向いております。

9月29日、熊本県町村議会議長会及び事務局長が来庁されまして、全国町村議会議長会、宮城県町村議会議長会と熊本県の町村議会議長会から令和7年度の8月豪雨災害についての見舞金を持ってきていただいております。

10月1日、議員の皆様とともに第4回の議会臨時会に出席しております。

10月2日、宇城広域連合の議員研修として兵庫県のほうに濱田議員とともに出席しております。

10月6日、浜戸川改修期成会要望活動として県庁、国土交通省の熊本河川国道事務所並びに九州地方整備局のほうに出向いております。

10月9日、町村議会議員研修として議員の皆様とともにオンラインで出席しております。

10月14日は、宇城広域連合の議会定例会に濱田議員とともに出席しております。

10月21日は、宇城広域連合の例月現金出納検査に出向いております。その後、15時から第6回のランタンフェスティバルの実行委員会に出席しております。

10月23日は、町村議会議長会の理事会郡事務局長合同会議のほうに、会長の出身地である玉名郡のほうに出向いております。

10月24日は、令和7年の第10回の議会全員協議会に皆様とともに出席しております。

10月30日は、森林・林業・林産業活性化九州大会が宮崎で開催されましたので、そちらに出向いております。

11月7日は、主要地方道小川嘉島線道路整備促進期成会の総会に出席しております。

11月12日は、町村議会の議長全国大会が東京のほうで行われておりますのでそちらのほうに出席し、夕方は県関係国会議員への要望と意見交換会に出席しております。

11月14日、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の定例会並びに全員協議会に出席しております。

11月20日は、議員の皆様とともに第11回の議会全員協議会に出席しております。

11月21日は、農業振興地域整備促進協議会に坂田議員とともに出席したところでございます。

以上で議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） おはようございます。

それでは9月定例会後の諸般の報告をさせていただきます。主なものを要約してご報告をさせていただきます。

まず、9月9日です。第67回熊日金婚夫婦の表彰に出席をしております。そし

て、その後、熊本県の土木部より来庁がありまして、災害の復旧について打合せを行っております。

そして9月10日、県の地域振興課とまた災害対応等について打合せを行っております。

9月11日、ツバメタオルの社長が新しく変わられましたので、その着任の挨拶を受けると同時に災害の寄附金をご持参いただきまして、寄附金を受け取ったところでございます。

9月14日、岩下区の敬老会、その後、有安区の敬老会、そして9月15日は萱野区の敬老の日のお祝いに出席をいたしております。

9月18日、美里町土地改良区より災害復旧についての要望で来庁を受けております。

9月19日、熊本河川国道事務所の所長が来庁されまして、これもまた災害復旧についての打合せを行っております。その後、商工会より社会福祉協議会への寄附金をご持参いただきました。そして、その後、熊本県土地改良連合会より来庁がっておりまして、土地改良事業部の復旧作業の支援等についてお願いをしたところ です。

9月21日、堅志田区の敬老会、9月22日、100歳のご長寿訪問を行っております。

9月24日から26日まで美里町の議員の皆さんと国会陳情並びに議員研修へ同行をさせていただいております。

9月26日、8月豪雨災害に伴う第27回災害対策本部会議を行っております、全27回開催をいたしております。そしてその後、御船高校から募金を集めたということで、その義援金としてご持参をいただいております。

9月27日、第23回宇城・上益城地域統一畜産共進会に出席をいたしております。

9月28日、土地改良区の東部事業部のかんがい終了に伴う用排水委員会に出席し、その後、音の遊び場、山と風の音楽祭に出席をいたしております。

9月29日、自衛隊からお越しいただきまして、防衛白書の説明を受けております。そしてその後、振興計画・まちづくり審議会の委嘱状の交付式を行っております。

9月30日、美里まちづくり公社の第38回の取締役会。そしてその後、日本道路建設業協会、全国の「道の駅」連絡会より簡易設置型の授乳室を佐俣の湯にご寄贈いただきましたので、その寄贈式に出席をいたしております。そして、午後から第5回のランタンフェスティバルの実行委員会に出席をいたしております。

10月1日、令和7年第4回美里町議会の臨時会に出席をし、その後、九州地方整備局の県西部の来客を対応いたしております。そしてその後、8月豪雨災害に伴う第1回の復旧復興会議を行っております。災害対策本部会議は全27回で終わりました、その後、復旧復興会議と名称を変更して開催をいたしております。これがこの日が第1回目です。その後、今第6回開催を行っております。

10月2日、第5回美里住まい対策会議、そしてその後、宇城地域振興局土木部より来庁いただきまして災害復旧に対する打合せを行っております。

10月3日、第28回市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会に出席し、その後、県の町村会の評議委員会、そしてその後、熊本県の市町村総合事務組合の議会定例会に出席をいたしております。

10月6日、浜戸川改修期成会の要望活動といたしまして、県庁それから熊本河川国道事務所、そして九州地方整備局に出向いております。そして、その日のうちに上京いたしまして、次の日、ダム発電関係市町村全国協議会の常任理事会、そして理事会、そしてその後の合同勉強会に出席をいたしております。

10月9日、災害に伴う町税等の減免に関して打合せを行っております。

10月14日、宇城広域連合正副連合長会議、そしてその後、広域連合の定例会に出席をいたしております。

10月15日、下東青壮年部の中央支部の座談会、そして懇親会に出席をいたしております。

10月16日、土地改良区の理事会、そして、夜には囑託会の役員会・懇親会に出席をいたしております。

10月17日、令和7年度県産木材の需要拡大一斉行動といたしまして、宇城市役所等を回っております。そして、夕方から宇城・上益城地域統一畜産共進会の幹事会・反省会に出席をいたしております。

10月18日は、佐俣の湯の温泉祭りに出席をいたしております。

そして、10月20日、令和7年度九州各県治水砂防協会支部長会議ということで、大分県に出張をいたしております。

10月21日、大分から帰りまして、第6回のランタンフェスティバルの実行委員会に出席をいたしております。

そして、10月23日、全国道路利用者会議、全国の理事として福井県で行われました全国大会に出席をいたしております。

10月24日、第10回美里町議会の全員協議会に出席をいたしております。

10月25日、ランタンフェスティバル、皆様もご出席いただきましたランタンフェスティバルに出席をいたしております。

10月27日、緑川改修期成会の要望活動で上京いたしまして、国土交通省等を要望を行っております。

そして、10月29日から熊本県町村会の町村長海外研修として台湾に出張をいたしております。総統府に行きまして、副総統が花蓮県出身ということで、花蓮県が非常に台風災害が甚大であったためお見舞い、それから義援金を手渡してきております。

11月2日、消防団の非常招集訓練。11月の3日、美里町復興応援文化祭にそれぞれ出席をいたしております。

11月4日、美里町議会の臨時会に出席をし、その後、上京いたしまして、11月5日、安全・安心の道づくりを求める全国大会、そしてその後、全国大会後に要望活動を行っております。

11月6日、令和7年度九州地方国道整備促進総決起大会、朝から出席をいたしまして、その後、熊本に帰ってきまして、令和7年度災害復旧促進全国大会の国交省との事前打合せを行っております。

11月7日、令和7年度善行者表彰式、2名の方に表彰状を手渡しております。そしてその後、主要地方道小川嘉島線の道路整備促進期成会の総会、そしてその後、全国防災協会の協会長が美里町の災害現場の視察に来られております。その対応を行っております。そしてその後、社会福祉協議会の理事会、そして夜には、涌井地区の換地委員の委嘱状の交付式を行っております。

11月8日、自衛隊熊本地方協力本部長囲む会に出席し、その後、部落解放第37回熊本県研究集会に出席をいたしております。

11月10日、上京いたしまして災害復旧促進全国大会で地方代表として意見と要望の発表を行っております。そして、その夜は記念の懇親会に出席をいたしております。

11月11日、令和7年度治水事業促進全国大会、11月13日、全国治水砂防促進大会、そして、熊本県の治水砂防協会会長として要望活動を行っております。

11月14日、国保制度改善強化全国大会に出席をいたしております。

11月15日、アタック・ザ・日本一に出席をしております。

11月17日、上京いたしまして、全国過疎地域連盟第60回の総会、その後、熊本県町村会主催のトップセミナー、その後、町村長の懇談会に出席をいたしております。

11月18日、全国過疎地域連盟熊本県支部長として県選出国會議員へ要望活動を行っております。そしてその後、森林整備治山事業促進議員連盟の緊急決起大会において意見発表を行っております。

次の日、11月19日、全国町村長大会に出席をし、その後、全国防災危機管理トップセミナー。そしてその後、熊本県町村会の評議員の要望活動を行っております。

11月20日、第11回美里町議会の全員協議会に出席いたしております。そして、この日は東京から帰って、全協に出て、その後、教育の日講演会に出て、また上京をいたしております。

そして、11月21日、簡易水道整備促進全国大会に出席をし、その後、熊本県の簡易水道協会として第2回の要望活動を行っております。

11月23日、水上・迫地区の収穫祭、その後、上永富のいきいき上永富収穫祭に出席をいたしております。

11月25日、美里町議会の議会運営委員会に出席をし、その後、JICA海外協力隊の表敬訪問を受けております。今年初めて美里町からJICAの隊員として南アフリカに行かれる方がいらっしゃいます。その方の表敬訪問を受けております。その後、令和7年度の定例監査報告を受けております。

11月26日、社会福祉協議会の評議員会。そして、評議員会が終わった後、福岡に出張いたしまして、九州地方整備局が主催します令和7年度水道に関する市町村長との意見交換会に出席をいたしております。

11月27日、第6回美里町住まい対策会議。そしてその後、ランタンフェスティバルの御礼として、スポンサー後になっていただいた企業を訪問をしております。

11月28日、まちづくり公社の取締役会、そしてその後、緑川水防演習協議会の総会、そしてその後、美里町文化協会より寄附金をご持参いただいております。その日の夜は、熊本県建築士会の宇城支部の50周年記念祝賀会に出席をいたしております。

11月29日は、第40回の中学校野球美里大会に出席をいたしております。

12月1日、佐俣の湯の臨時株主総会、そして12月4日、ライオンズクラブより義援物資、義援金の寄贈ということで、掃除機を仮設住宅、それぞれの世帯に掃除機をご寄贈いただいております。併せて義援金も受け取ったところでございます。

以上で、9月定例会後の私の諸般の報告を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、総務文教常任委員会の報告を行います。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○7番（濱田憲治君） おはようございます。閉会中開催しました総務文教常任委員会の報告をいたします。

令和7年10月24日金曜日、中央庁舎正副議長室において、午後2時30分に

開会しております。参加者は、福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私濱田。

議題は、愛知県豊明市、スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例について、意見交換としております。

この豊明市は、令和7年10月1日施行されたスマートフォン等の適正使用の推進に関する条例では、スマートフォン、パソコン、タブレット等は便利な機器であり、今や生活に欠かせない必需品です。一方で、ゲーム、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）、動画の視聴や配信等の過度な使用により睡眠時間の減少による生活リズムの乱れなど、健康面や社会生活で影響を及ぼすほか、家庭間の対話時間が短くなるなど、親子関係や社会生活で影響を与えるなど、特に心身が成長期にあるこどもにとっては、乳幼児期も含め健全な育成を阻害してしまうおそれがあります。ここに、スマートフォン等の過剰使用が引き起こしかねない身体面・精神面及び生活面への悪影響に関する対策を総合的に推進するためこの条例を制定しますとされております。

全国の自治体の中で最初に制定されたスマートフォン等の適正使用と推進に関する条例、豊明市の条例を基に、美里町においても取り組む事案ではないかと福田副委員長より提案を受け、豊明市の条例を拝読し、各委員より意見を出していただきました。美里町においても条例の制定を目指すべきだと委員全員の共通理解を得たところであります。

今後、豊明市の条例を参考としながら、美里町では子供を中心とした条例のたたき台（案）を作成し、条例案が出来たことを受け、令和7年第4回美里町議会定例会の総務文教常任委員会において、全体での委員会終了後に条例制定の所管課である総務課や学務課、こども応援課との意見交換をし、内容等の精査を行い、議員全員協議会を開催していただき、議員間討議をし、了承を得られましたら町民への告知、パブリックコメントを実施していきたい。その後、令和8年第1回美里町議会定例会において条例制定の発議を目指すこととしております。

以上で、閉会中に開催しました総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会の報告を行います。産業厚生常任委員会、坂田竜義委員長。

○6番（坂田竜義君） 産業厚生委員会は、8月豪雨に伴いますところの被害の現場を順次調査をいたしました。10月7日午前9時から、午前中でございます。出席委員は、高田副委員長、今田議員、吉住議員、村崎議員、坂田でございます。

現場としましては、1、九尾地内の山腹崩壊現場、2、坂貫地内の山腹崩壊現場

及び橋梁陥没現場、3点目は下永富地内の橋梁陥没現場、4点目として永富のひびき、あるいは社協の敷地内の現場、5点目は上永富の砥用食品とその周辺の現場、6点目として安部の山腹法面の崩壊現場、7点として、小崎の三差路周辺の法面崩壊現場、8点目は由来橋付近、9点目に桑野貫平線道路崩壊現場を調査いたしました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を求めます。5番、高田美千子議員。

○5番（高田美千子君） 皆様、おはようございます。

例月現金出納検査について報告をいたします。

タブレット、トップページの③-3、例月現金出納検査、9月から11月のファイルをお開きください。

令和7年9月19日付の美里監26号の公文でございます。

美里町議会議長 上田孝様。

美里町監査委員 大西茂。

美里町監査委員 高田美千子。

例月出納検査の結果に関する報告書の提出について。

地方自治法第235条の2第1項により、令和7年8月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をします。

1、検査対象は、会計管理者及び企業出納員所管の一般会計、特別会計、生活排水事業会計、簡易水道事業会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。

2、検査の時期は、令和7年9月19日金曜日です。

3、検査結果について。諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく、確実なものと認める。

以上となっております。

次のページからは、例月現金出納検査調書となっております。3、4ページ、令和7年度8月分の出納計算書。5ページ、基金積立金調書。6ページ、基金積立金金融機関別明細書となっております、内容が記載されております。詳細につきましては述べませんので、それぞれ数字のご確認をお願いいたします。

7ページ、美里監第28号の公文でございます。令和7年10月21日に行いました令和7年9月分の例月現金出納検査の結果に関する報告書について述べております。

8ページからは調書となっております、ページをくっていただきますと9月分出納計

算書、基金積立金調書、基金積立金金融機関別明細書、それぞれ詳細が記載してございます。ご確認をよろしくお願いいたします。

13ページは、美里監第33号の公文でございます。令和7年11月25日に行いました10月分の例月現金出納検査の結果に関する報告書と、ページを追って調書類が記載されております。詳細な数字につきましては、お手元の資料でご確認いただきたいと思います。

以上、大西茂監査委員とともに9月定例会以降実施いたしました例月現金出納検査について報告をいたしました。それぞれの検査結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく、確実なものと同様に認めたところでございます。

以上で、例月現金出納検査についての監査報告を終わります。

それでは、続きまして、令和7年の定例監査について報告をいたします。

トップページの③-4、令和7年度定例監査報告書のファイルをお開きください。表紙をめくっていただきますと、1ページ、令和7年11月25日付の美里監第32号の公文でございます。

美里町長 上田泰弘様。

美里町監査委員 大西茂。

美里町監査委員 高田美千子。

令和7年度定例監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により意見を添えて別紙のとおり報告します。

ページをめくっていただきますと、監査の期日及び対象となっております。10月15日以降の定例監査実施の日程が記載されております。11月20日には、監査のまとめをいたしまして、11月18日の最終日には8月豪雨で被災しました公民館西分館をはじめ、建設中の上中郡町営水道配水池などの現場視察を行って、14日間の監査日程を終了しております。

3ページです。監査総括と項目ごとの詳細を述べております。少々お時間をいただきますが、ページを追ってご説明をいたします。

第1、監査総括。

定例監査を実施するに当たっては、次の点に主眼を置いて行っております。

1) 町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正か。2) 町の運営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か。3) 財産の管理は適正に行われているか。4) 町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計・施工状況等が適正か。

監査当日は、担当課長及び担当係長に出席を求めて監査を行い、指摘すべきは指

摘して、改善を要する点については適切な処置を講ずるよう指示しております。

また、昨年の指摘事項の措置状況は、事前に提出されていた改善スケジュールに沿って概ね適正に処理されておりました。

次に、各項目について報告いたします。

1 予算の執行。

本町の財政状況は自主財源が乏しい中、有効な起債を活用しつつ、国・県の支援の及ばないものについては財政調整基金の取り崩し等で対応してきた。しかし、この夏の豪雨災害によって公共施設や公共土木施設、農林水産業施設、また、町民の暮らしへの被害は甚大であり、国の激甚災害指定を受けてもなお財政支援がない単独事業の経費は多額に上ると見込まれている。これから策定される美里町復旧・復興計画に基づき、適切な予算の確保が必要である。今後、まちの既存事業と併せて宇城広域連合の負担金の増加も見込まれ、予算編成に当たっては、将来負担を意識した行財政運営の効率化、経常経費の縮減に努められたいと述べております。

2 収入事務。

町税や各種使用料等の滞納につきましては、コロナ禍以降増加傾向にあり、各課横断した債権収納対策機構を積極的に活用して、長期化・高額化しないように対処されたい。職員のなお一層の奮起を望むとともに、長期固定化した債権については、顧問弁護士の指導も受け、法的対応も含め検討されたいと述べております。

3 町税。

町税については、極力未申告者の解消に努め、公平な課税・徴収に努められたい。

4 起債および一時借入。

起債については適切に処理されており、災害復旧事業に係る経費を除いたところの投資的経費に係る起債は、本年度も3億円を上限としており、今後とも事業の精査を行い、振興計画・過疎計画に沿った適正な発行に努められたい。

5 支出事務。

支出事務については、財務会計システムにより正確に整備されている。また、これまで請求書ごとに行っていた支払い事務を債権者ごとの名寄せを行うことにより、振込手数料の縮減が図られている。

6 現金及び有価証券等の保管。

現金については、保管体制の確立、残高の確認など良好であり、証券類も適正に保管されている。外部団体の出納事務は、本来当該団体が行うべきであるが、担当課が行う中で、本年度分が一部未整理の事案があったので、速やかな出納処理を促しております。

7 契約事務。

契約事務については適正な契約がなされている。また、一部では総合評価落札方式を取り入れて品質の確保が図られている。随意契約の締結については、慣例化が懸念されることから、安易に契約を行わず、契約内容等を十分精査して慎重に対応されたい。

8 工事関係事務。

施工時から竣工検査に至るまでの関係書類はよく整備されている。現在、8月豪雨災害の査定が行われており、年明けから測量設計業務や工事の発注が増加し、事務が逼迫すると思われるため、担当課には適正な人員配置に努め、円滑な工事の実施及び事故防止の観点からも随時現場に出向き、適切な指導監督と進捗状況の把握に努められたい。

9 財産管理事務。

備品台帳については、取得価格未入力や備品シールの文字が消えたものが一部見受けられ、早急な対応を促しております。土地の未登記物件については、一部には名義人がご健在の物件もあるため、登記手続を前進するためには専任の職員配置などの対策が必要と思われる。長く用途がない遊休資産については、公売を積極的に検討されたい。消防設備が備えられた公有の建物においては、保守点検が実施されているが、一部の施設で機器の不良が指摘されながらも放置されている事案があったので、早急な対応を求めています。また、励徳小学校の給食室において、原因不明の水漏れ及びそれに起因するカビが発生しており、衛生管理が求められる場所でもあり、早急な対応を望むと述べております。

10 公営企業会計事務。

昨年度から公営企業会計に移行しました簡易水道事業及び生活排水事業については、料金収入や一般会計からの補助金により安定した経営が行われているが、補助金の縮減や安定した経営確保の観点から、今後、料金改定についても検討されたいと述べております。

以上、10の項目についてご報告申し上げ、最後に結語を述べます。

5ページをご覧ください。

結語。

今回も前年同様、指導に重点を置いて監査したものであり、項目ごとに記述したほか、書類監査及び現地調査の時点においてそれぞれ指摘してあるので、速やかに実行に移していただきたい。

また、この夏に発生した豪雨による被害は甚大であり、復旧に向けて初期段階の作業が進められているが、本格的な復旧・復興までにはまだまだ相当な費用と時間が必要である。本町は、過去の地震・豪雨災害から着実に復旧・復興を遂げてきて

いる。今後、美里町復旧・復興計画で掲げる将来像に向けて、復旧・復興を確実に進めながら、住民の期待に応えられるよう、健全な行財政運営になお一層努力されることを望んで結語とする。

以上の定例監査結果報告書を11月25日午後4時から、町長室におきまして、大西監査委員とともに上田町長に提出をいたしております。

以上で、大西監査委員とともに実施してまいりました例月現金出納検査及び令和7年度の定例監査報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） それでは、宇城広域連合議会議員の報告をいたします。

令和7年第1回宇城広域連合議会臨時会が令和7年10月14日火曜日、宇城広域連合2階交流プラザにて、午前10時に開会をされております。参加者は、末松連合長、元松・上田副連合長、出席であります。宇城市議会より広域議員5名、宇土市議会広域議員3名、美里町より上田議長と私濱田、宇城広域連合事務局消防本部出席の下、開会されております。

議題としまして、認定第1号、令和6年度宇城広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。採決の結果、賛成多数により承認をされております。

認定第2号、令和6年度宇城広域連合ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算の認定について。採決の結果、全議員により賛成をされております。

議案第12号、令和7年度宇城広域連合一般会計補正予算（第2号）について。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ8,919万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億6,657万3,000円とするものであります。歳入の主なものは、令和6年度の繰越金であります。歳出の主なものは、令和6年度決算確定に伴う剰余金を関係市町村（美里町、宇土市、宇城市、甲佐町、御船町）へ返還するための増額分であります。美里町への返還金は1,104万円であります。採決の結果、全議員賛成により可決をされております。

次に、議案第13号、令和7年度宇城広域連合ふるさと市町村圏基金特別会計補正予算（第1号）についてを議題としています。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ750万2,000円とするものであります。歳入の主なものは、令和6年度の繰越金であります。歳出の主なものは、令和6年度決算確定に伴い歳入超過になることから積立金を増額するものであります。採決の結果、全議員賛成により可決をされております。

次に、宇城広域連合議会議員の視察研修がありましたので報告をいたします。

令和7年10月2日木曜日から3日にかけて、兵庫県三田市の株式会社モリタ三田工場、次に、兵庫県淡路市にあります北淡震災記念公園の2か所を視察研修をしております。参加者は、美里町より上田議長と私の2名、宇土市広域連合が2名、宇城市広域連合5名、宇城広域連合消防本部より2名の合計11名での視察研修でありました。

まず、兵庫県のモリタ三田工場では、アジア最大級の消防車製造工場があります。日本で活躍する消防車の半分以上を製造をされており、はしご車、大型高所放水車、大型化学消防車、安全性、機能性、デザイン性を高次元で融合させたオリジナルキャビン、インテリジェントアタッカーを搭載した高機能な救助工作車など、「人と地球のいのちを守る」というスローガンの下、未来を見据えた新しい消防車を年間600台以上生産し、アジア諸国を中心に海外にも輸出されております。フルオーダーの製造であり、安心のための安全をつくる、それが私たちの使命として従業員一丸で取り組まれている姿は、スローガンにもあります「人と地球のいのちを守る」と見て感じたこととございました。

次に、北淡震災記念公園を見学しております。1995年、平成7年1月17日午前5時46分発生した兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災では、マグニチュード7.3、最大震度7を記録し、6,434名の尊い命が失われております。この地震は、活動の野島断層が動いたことにより起き、断層による地面のずれは約10キロにわたって地表に表れております。震災記念公園にある野島断層保存館では、断層が185メートルほど保存されて、国指定の天然記念物にも指定されております。

実際に被災された方の体験を語り部として聞きましたが、生の声で生々しい体験を話されたことは、展示物や映像を見るだけでは得られないような感じを受ける貴重な体験でありました。

以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わりたいと思います。以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

報告第6号、議案第85号から議案第108号及び同意第4号から同意第9号、並びに諮問第3号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、議案書の①の資料、3ページ目をご覧ください

い。読み上げます。

- 報告第 6 号 議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告について
- 議案第 85 号 美里町災害対策基金条例の制定について
- 議案第 86 号 美里町使用料手数料等審議会条例の制定について
- 議案第 87 号 美里町浄化槽使用料等審議会条例の制定について
- 議案第 88 号 美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 89 号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 90 号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91 号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92 号 美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93 号 令和 7 年度美里町一般会計補正予算（第 10 号）
- 議案第 94 号 令和 7 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 95 号 令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 96 号 令和 7 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 97 号 令和 7 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 98 号 令和 7 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 99 号 美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について
- 議案第 100 号 美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について
- 議案第 101 号 美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 102 号 美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第 103 号 美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について
- 議案第 104 号 美里町文化交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第 105 号 美里町砥用 B & G 海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンドの指定管理者の指定について

- 議案第 106 号 美里町総合体育館の指定管理者の指定について
- 議案第 107 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第 108 号 美里町立小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結について
- 同意第 4 号 美里町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 5 号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 6 号 美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 7 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 8 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 9 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 提案理由を申し上げます。今定例会に提案しております議案は、条例 5 件、決算認定 8 件、補正予算 6 件、その他 18 件の合計 32 件でございます。

初めに、報告第 6 号、議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告でございますが、地方自治法の規定及び議会の委任による専決処分事項の指定により、損害賠償の額を定めることについて、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第 85 号、美里町災害対策基金条例の制定につきましては、頻発・激甚化する自然災害の復旧・復興に要する財源を確保するため基金条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第 86 号、美里町使用料手数料等審議会条例及び議案第 87 号、美里町浄化槽使用料等審議会条例の制定につきましては、町が徴収する公共施設の

使用料及び手数料や合併浄化槽の使用料等の調査及び審議を行うため、地方自治法に規定する附属機関として審議会を設置に関する条例を制定するものでございます。

次に、議案第88号、美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、関係法令の一部改正に伴い関係条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第89号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、議案第92号、美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定までにつきましては、関係法令の一部改正に伴い関係条例を改定するものでございます。

次に、議案第93号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第10号）につきまして、主に8月の豪雨災害に伴います道路、河川等の公共土木施設災害復旧事業や、農用地等の災害復旧事業などの経費に所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億9,594万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億1,236万円とするものでございます。

続きまして、議案第94号、令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第2号）から議案第98号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第3号）までにつきましては、人事異動に伴う人件費や国民健康保険特別会計において、療養給付費などに必要額を補正いたしております。

次に、議案第99号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定から議案第106号、美里町総合体育館の指定管理者の指定までの8案件につきましては、地方自治法並びに美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定により、議会の議決を得るものでございます。

続きまして、議案第107号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、熊本県市町村総合事務組合で共同処理する交通災害事務から構成1自治体が脱退するため、規約の一部変更について地方自治法の規定により議会の同文議決を得るものでございます。

次に、議案第108号、美里町立小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結につきましては、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決に付すものでございます。

続きまして、同意第4号、美里町教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、教育長の任期が令和7年12月22日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育長の任命につき議会の同意を求めるものでございます。

また、同意第5号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつき

ましては、委員1名の任期が令和7年12月22日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第6号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が令和8年1月31日で満了するため、地方自治法の規定により委員の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第7号から同意第9号までの美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が令和7年12月22日で満了するため、地方税法に基づき、委員の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

最後に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員1名の任期が令和8年3月31日で満了するため、人権擁護委員法に基づき、委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時20分とします。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長より発言の申出がございましたので許可します。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほどの提案理由の説明で間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

まず、先ほど条例5件、決算認定8件、補正予算6件、その他18件、合計32件と申し上げましたが、正しくは、条例8件、補正予算6件、その他18件の合計32件でございます。

また、議会の委任による専決処分事項でございますが、損害賠償の額を定めることについて、議会に報告し、承認を求めるものでございますと発言をしましたが、これは、議会に報告のみとなります。おわびを申し上げ、訂正をさせていただきます。

-----○-----

日程第6 報告第6号 議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告について

○議長（上田 孝君） 日程第6、報告第6号、議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告についてを議題とします。

報告を求めます。松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） 報告第6号についてご報告いたします。報告第6号をご覧ください。

報告第6号、議会の委任による専決処分事項（損害賠償の額を定めること）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び議会の委任による町長の専決処分事項の指定（平成23年）により損害賠償の額を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをご覧ください。

専決処分書でございます。

令和7年11月12日に専決処分をしております。

その内容でございますが、損害賠償の額を定める専決処分であり、損害賠償の相手方は、東京都在住の個人の方。損害賠償の額は6,070円。

損害賠償の概要としましては、発生日が令和7年4月15日。発生場所が美里町役場中央庁舎で、美里町が行う相続人調査業務により、法定相続人ではない相手方に固定資産税の納税義務者代表者と誤って指定通知したため、相手方が本来不要であった相続放棄手続のための費用を支払ったことに対し、当該費用分を損害賠償金として支払うものでございます。

以上で、報告第6号についての報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第6号の報告を終わります。

-----○-----

日程第7 議案第85号 美里町災害対策基金条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第85号、美里町災害対策基金条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第85号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑥、議案第85号をご覧ください。

議案第85号、美里町災害対策基金条例の制定について

美里町災害対策基金条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、自然災害発生時における応急対策及び復興対策に要する経費に充てるため基金を設置したいので、同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得る必要があるため、提案するものでございます。

近年の自然災害は、頻発化・激甚化しており、甚大な被害が発生した場合には応急対策や復旧・復興に多額の財源を要します。そのため、本庁においても安定的な財源を確保することから、今回の8月豪雨災害に当たり寄せられた寄附金を災害対策基金として積み立てるため、本条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町災害対策基金条例でございます。第1条から第7条までの条立てとなっております。

第1条では、基金を設置する目的を規定いたしております。

第2条、積立てから第7条、委任までの規定につきましては、既に設置しております基金条例と同様に基金の管理や運用方法を定めるものでございます。

次に、附則でございます。この条例は公布の日から施行するをいたしております。

以上で、議案第85号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第85号から議案第92号までの採決は起立により行います。

議案第85号、美里町災害対策基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第85号、美里町災害対策基金条例の制定については、原

案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 86 号 美里町使用料手数料等審議会条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 8、議案第 86 号、美里町使用料手数料等審議会条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第 86 号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑦、議案第 86 号をご覧ください。

議案第 86 号、美里町使用料手数料等審議会条例の制定について

美里町使用料手数料等審議会条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。町が徴収する使用料または手数料等の適正化を図ることを目的に、使用料等の算定方法等について調査審議する期間を設けるため条例を制定する必要があり、提案するものでございます。

本審議会は、行財政改革の推進と受益者負担の原則に基づく手数料使用料等の適正化を図るため、料金設定の客観性と透明性を確保し、町民の理解を得ることを目的として設置するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町使用料手数料等審議会条例でございます。第 1 条から第 8 条までの条立てとなっております。

第 1 条では、本審議会の設置目的を規定いたしております。

第 2 条では、本審議会の所掌事務を規定いたしております。

第 3 条では、本審議会の組織を規定しており、第 1 項では、委員の数を 6 名以内と規定いたしております。また、第 3 条では、委員の任期を第 2 条に掲げる事項の答申が終了するまでと規定をいたしております。

第 4 条から第 6 条までにつきましては、会長の選出及び職務、会議の招集、議決の要件、秘密保持について規定をいたしております。

第 7 条では、本審議会の庶務を総務課で行い、第 8 条では、町長への委任規定を定めるものでございます。

次に、附則でございます。この条例は公布の日から施行するをいたしております。

以上で、議案第 86 号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案８６号、美里町使用料手数料等審議会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第８６号、美里町使用料手数料等審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第９ 議案第８７号 美里町浄化槽使用料等審議会条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第９、議案第８７号、美里町浄化槽使用料等審議会条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 議案第８７号につきましてご説明を申し上げます。システムの⑧、議案第８７号をご覧ください。

議案第８７号、美里町浄化槽使用料等審議会条例の制定について

美里町浄化槽使用料等審議会条例を別紙のとおり定める。

令和７年１２月８日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町浄化槽事業の適正かつ健全な運営を図ることを目的に、浄化槽事業の運営等について調査審議する期間を設けるため、条例を制定する必要があります、提案するものでございます。

本審議会は、公営企業会計の独立採算の原則に基づき、公共浄化槽設置の浄化槽事業における浄化槽設置の際の受益者分担金及び浄化槽使用料の適正化を図るため、料金設定の客観性と透明性を確保し、公共浄化槽使用者の理解を得ることを目的として設置するものでございます。

次のページをお開きください。

第１条から第８条までの条立てとなっております。

第１条では、本審議会の設置目的、第２条では、本審議会の所掌事務、第３条では、本審議会の組織を規定しており、第１項では、委員の数を６名以内と規定して

おり、第3項では、委員の任期を第2条に掲げる事項の答申が終了するまでと規定しております。

第4条から、次のページ、第6条までにつきましては、会長の選出及び職務、会議の招集、議決の要件、秘密保持について規定をしております。

第7条では、本審議会の庶務を上下水道課で行い、第8条では、町長への委任規定を定めております。

次に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第87号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第87号、美里町浄化槽使用料等審議会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第87号、美里町浄化槽使用料等審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第88号 美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第88号、美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。限部こども応援課長。

○こども応援課長（限部尚美君） 議案第88号についてご説明申し上げます。システム内⑨をご覧ください。

議案第88号、美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり定める。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の条例を制定する必要が生じたため、提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

目次をご覧ください。

本条例は、3章立て、全29条で構成されております。

初めに、この条例が定める制度の趣旨についてご説明申し上げます。

国において、子ども・子育て支援法などが改正され、令和8年度から新たな支給給付事業として、こども誰でも通園制度が実施されることになりました。このこども誰でも通園制度は、保護者の皆様の就労状況にかかわらず、ご家庭で子育てをされている方が理由を問わずにこどもを預けられる新しい支援の仕組みです。具体的には、保育所などに通っていない生後6か月から3歳未満の乳幼児を対象に、月10時間を上限とする一定の利用枠の中で、時間単位で柔軟に施設をご利用いただけるようになります。この制度により、保護者の方の一時的な休息やリフレッシュの時間を確保したり、こどもが集団生活に慣れる機会を提供したりと、多様なニーズに応えることを目指します。法律上、この制度は、乳児等通園支援事業と呼ばれており、本条例は、この事業を実施するための施設の設備や運営に関する基準を定めるものです。

また、この事業には2つの実施方法がございます。1つは、この制度のためだけに専用クラスを設ける一般型。もう1つは、既存の保育所などの定員の空きを利用してこどもたちを受け入れる余裕活用型です。

本町といたしましては、まず、町内の保育所等にご協力いただき、この余裕活用型で事業を開始する計画です。これにより、新たな施設建設や職員の配置は行わず、既存の資源を有効に活用し、速やかに町民の皆様へサービスを提供できると考えております。

それでは、各章の主なポイントをご説明申し上げます。

資料中段の第1章総則では、こどもを安全・安心な環境でお預かりするための最も基本的なルールを定めております。第2条では、こどもたちが心身ともに健やかに育つ環境を保障することをこの条例の目的として挙げております。

次のページ、3ページをお開きください。

下から2行目、第7条では、安全計画の策定を事業者に義務づけております。

ページを飛ばしまして、5ページ中段、第13条では虐待等の禁止を、また、6ページの下段、第9条では、保護者からの苦情への対応を明確に定めるなど、こどもの人権を守り、保護者の皆様に安心してご利用いただくための規定を盛り込んでおります。

7ページをお開きください。

2行目になります。第2章、乳児等通園支援事業では、事業の具体的な運営ルールを定めております。

第20条で、先ほどご説明しました一般型と余裕活用型の区分を明確にしております。

ページを飛ばしまして11ページをお願いいたします。

中段の第3節、第26条と27条では、本町で導入を予定しております余裕活用型の基準を定めております。この中では、既存の保育所などの運営に支障が出ないよう受け入れ人数の上限を定めるとともに、こどもの安全を確保するための職員配置の基準などについても国の基準に準じて規定しております。

最後に、第3章雑則と、続く12ページの附則になります。本条例は、令和8年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第88号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第88号、美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第88号、美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関

する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 1 1 議案第 8 9 号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（上田 孝君） 日程第 1 1、議案第 8 9 号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。限部こども応援課長。

○こども応援課長（限部尚美君） 議案第 8 9 号についてご説明申し上げます。システム内⑩をご覧ください。

議案第 8 9 号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため、本案を提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年美里町条例第 1 7 号）の一部を次のように改正します。

以下が改正規定でございます。

説明資料として提出しております新旧対照表に沿ってご説明いたします。

左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。今回の改正は、第 2 5 条、虐待等の禁止に関する規定でございます。職員が子どもたちに対し、虐待をはじめ心身に有害な影響を与える行為をしてはならないと定める大変重要な規定でございます。

児童福祉法第 3 3 条の 1 0 に第 2 項及び第 3 項が新設されたことにより、本条例で引用している規定が「第 3 3 条の 1 0 第 1 項」であることを明確にする必要が生

じました。そのため、改正前の「法第33条の10各号」から改正後の「法第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

この改正により、各施設の運営者や職員が遵守すべきルールを正確に把握しやすくなります。また、どの施設においても、国が定める虐待防止のルールがより確実に、かつ漏れなく適用される体制を整えるとともに、最も大切な子どもたちの安全確保を一層強化するものでございます。

資料の2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するといたします。

以上で、議案第89号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第89号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第89号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第90号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第12、議案第90号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。隈部こども応援課長。

○こども応援課長（隈部尚美君） 議案第90号についてご説明申し上げます。システム内⑩をご覧ください。

議案第90号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正されたことに伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美里町条例第18号）の一部を次のように改正します。

以下、改定規程につきまして、新旧対照表を用いてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

今回の改正点は大きく分けて2点ございます。まず、1点目は、第12条、虐待等の禁止に関する規定の改正でございます。条文中の引用箇所を表記を、改正前の「法第33条の10各号」から、改正後の「法第33条の10第1項各号」に改めるものです。

次に、2点目は、第17条の改正でございます。こちらは、施設が利用乳幼児を受け入れる際の健康診断に関する規定でございます。現行の規定では、児童相談所等で行われた健康診断の結果をもって入所時の健康診断に変えることができるとされておりますが、今回の改正ではこのルールを拡充いたします。具体的には、母子保健法に定められている乳幼児健康診査の結果を提出していただくことで、入所時の健康診断や入所後の定期的な健康診断に変えることができる旨を明記いたします。これにより、保護者の負担を軽減しつつ、施設が確実に利用乳幼児の健康状態を把握することで、入所後の円滑で安全な保育につなげることを目的としております。

最後に附則でございます。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第90号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第90号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第90号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第91号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第13、議案第91号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。限部こども応援課長。

○こども応援課長（限部尚美君） 議案第91号についてご説明申し上げます。システム内⑫をご覧ください。

議案第91号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が一部改正されたため、本町の関連条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例を定める条例（平成26年美里町条例第19号）の一部を次のように改正します。

以下、改正規定でございます。

説明資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。

左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

第12条は、虐待等の禁止に関する規定でございます。今回の改正は、第12条の条文を1行修正する技術的な整理が主な内容となります。改正前の「法第33条の10各号」を改正後の「法第33条の10第1項各号」へと修正するものです。

再度、前のページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で、議案第91号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第91号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第91号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり

可決されました。

-----○-----

**日程第 1 4 議案第 9 2 号 美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例
の一部を改正する条例の制定について**

○議長（上田 孝君） 日程第 1 4、議案第 9 2 号、美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第 9 2 号についてご説明申し上げます。

システム内の⑬、議案第 9 2 号をご覧ください。

議案第 9 2 号、美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部について改正したいため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の改め文でございます。今回の改正内容につきましては、地方自治法の一部改正により、本条例に引用している条項に条ずれが生じるため改正するものでございます。

それでは、変更内容については、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の 1 ページをお開き願います。

美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

初めに、本条例の趣旨を規定する第 1 条につきましては、地方自治法において、指定公金の取扱いや特定収入等の収納などの規定した条項が新設されたことにより、引用する条項に条ずれが生じたため改正するものでございます。

次に、同条の改正前の職員の損害賠償を規定した同法 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項につきましても、引用する条項の条ずれにより同法第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項に改正するものでございます。

次に、本条例の損害賠償責任の免責額を規定する第 2 条につきましても、引用する地方自治法施行令の改正により、第 1 7 3 条第 1 項第 1 号を第 1 7 3 条の 5 第 1

項第1号に改正するものでございます。

再度改正条例案の2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行するをいたしております。

以上で、議案第92号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第92号、美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第92号、美里町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第15 議案第93号 令和7年度美里町一般会計補正予算（第10号）

日程第16 議案第94号 令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算
（第2号）

日程第17 議案第95号 令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)

日程第18 議案第96号 令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算
(第4号)

日程第19 議案第97号 令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算
(第3号)

日程第20 議案第98号 令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算
(第3号)

日程第21 議案第99号 美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について

日程第22 議案第100号 美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について

日程第23 議案第101号 美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について

日程第24 議案第102号 美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定について

日程第25 議案第103号 美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について

日程第26 議案第104号 美里町文化交流センターの指定管理者の指定について

日程第27 議案第105号 美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定について

日程第28 議案第106号 美里町総合体育館の指定管理者の指定について

○議長(上田 孝君) 日程第15、議案第93号、令和7年度美里町一般会計補正予算(第10号)から日程第28、議案第106号、美里町総合体育館の指定管理者の指定についてまでの14案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。議案第93号から議案第106号までの14案件について一括して議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号から議案第106号までの14案件について一括して議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第93号から議案第106号までを一括して議題とします。

まず、議案第93号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第10号）及び議案第94号、令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第2号）を続けて内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第93号につきましてご説明を申し上げます。システム内の⑭、議案第93号をお開き願います。

議案第93号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第10号）の1ページをお開き願います。

議案第93号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度美里町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ11億9,594万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1,236万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。

事項の1 枠目Web会議システムからB&G海洋センター・総合運動公園グラウンド管理運営委託料までの10項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定いたしております。

次のページをお開き願います。

第3表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的及び限度額につきましては、歳入欠かん債570万円を追加いたしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

地方債補正の変更でございます。

起債の目的の1行目、過疎対策事業（林業振興事業）から一番下の災害対策債までの11事業につきまして、限度額の総額12億90万円を15億9,200万円

に変更いたしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

それでは、9ページをお開き願います。

今回の補正予算の詳細につきましては、歳入・歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきましてご説明させていただきます。

初めに、2の歳入でございます。

まず、3枠目の款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金、節の1障害者福祉費負担金におきまして、説明欄の1行目、障害福祉サービス費等給付費負担金1,234万4,000円につきましては、障害福祉サービス費等の給付費増により増額をするものでございます。

次に、その下の節の5児童福祉費負担金におきまして、説明欄の子どものための教育・保育給付費交付金1,734万6,000円につきましては、国の公定価格の変更により増額するものでございます。

次に、目の3災害復旧費国庫負担金におきまして、説明欄の公共土木施設災害復旧費負担金（R7災害分）4億3,511万7,000円につきましては、8月豪雨災害に伴う工事請負費の国庫負担金でございます。

次に、4枠目の款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の4土木費国庫補助金の節の1土木費補助金におきまして、説明欄の道路メンテナンス事業費補助金1,897万5,000円につきましては、町道目磨永富線に架かる吉崎橋の改修に係る補助金でございます。

次のページをお開き願います。

2つ目の枠の款の15県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金の節の1障害者福祉費負担金におきまして、説明欄の1行目障害福祉サービス費等給付費負担金617万2,000円につきましては、障害福祉サービス費給付費増により増額するものでございます。

次に、その下の節の2児童福祉費負担金におきまして、説明欄の子どものための教育・保育給付費県費負担金867万3,000円につきましては、国の公定価格の変更により増額をするものでございます。

次に、3つ目の枠の款の15県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、節の1農業費補助金におきまして、説明欄の2行目の大雨営農再開支援事業（農業用機械・施設等復旧）（豪雨）2,300万円につきましては、8月の豪雨災害で被災した担い手の営農再開に必要な農業機械や施設などの原形復旧等へ支援する県補助金でございます。

次に、その下の節の2林業費補助金におきまして、説明欄の4行目、林業施設災

害復旧事業補助金（8月豪雨）としまして8,580万円を計上いたしております。

また、その下の林業施設災害復旧事業査定用設計委託等補助金（8月豪雨災）6,000万円につきましては、8月豪雨災害に伴います林道11路線の測量設計に係る県の補助金でございます。

次のページをお開き願います。

款の15県支出金、項の2県補助金、目の7土木費県補助金の節の1土木費補助金におきまして、説明欄の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金（豪雨災害）3,037万5,000円の減額につきましては、調査結果により、申請件数が減少したため減額するものでございます。

次に、3つ目の枠の款の17寄附金におきまして、目の1一般寄附金の説明欄の一般寄附金628万円につきましては、今回の8月豪雨災害の復旧・復興のために頂いた寄附金でございます。

次に、4つ目の枠の款の18繰入金、項の1基金繰入金の説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算の事業実施に伴います財源といたしまして1億589万7,000円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

1枠目の款の20諸収入、項の5雑入、目の3雑入の説明欄の1行目、フォレストアドベンチャー・美里指定管理者利益還元金511万5,000円の減額につきましては、8月の豪雨災害により施設が被災し、利用者も減少し、経営が厳しくなっていることから、8月分以降のпатент使用料を免除することといたしましたので、減額するものでございます。

次に、その下の療養給付費負担金返還金（後期高齢者医療）2,324万5,000円につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合からの令和6年度分の療養給付費負担金返還金でございます。

次に、その下の宇城広域連合負担金前年度還付金1,104万円につきましては、令和6年度の宇城広域連合決算に伴う剰余金の返還金でございます。

次に、2枠目の款の21町債につきましては、災害復旧事業などの事業実施に伴います財源としまして、1行目の目の4農林水産業債から4行目の目の9災害復旧債まで、総額3億9,680万円を増額いたしております。

次のページをお開き願います。

13ページ目からが3の歳出でございます。

初めに、款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費の節の18負担金補助及び交付金におきまして、説明欄の2行目、災害派遣職員給与等負担金（豪雨災害）566万1,000円につきましては、今回の豪雨災害で応援いただいでい

る派遣職員の給与等に対する負担金で、派遣職員の増により増額するものでございます。

次に、目の6企画費の節の14工事請負費のくすのき平団地災害復旧工事（豪雨災害）900万円につきましては、くすのき平団地の東側法面の復旧工事を行うものでございます。

次に、目の12特定目的基金費の節の24積立金におきまして、説明欄の1行目、災害対策基金積立金628万円につきましては、自然災害発生時における応急復旧・復興対策に要する経費の財源を確保するため積み立てるものでございます。

次のページをお開き願います。

3つ目の枠の款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害福祉費の節の19扶助費におきまして、説明欄の2行目、障害福祉サービス費等給付費2,468万8,000円とその下の障害児通所支援給付費600万円の増額につきましては、これまでの利用実績を見込み増額するものでございます。

次のページをお開き願います。

款の3民生費、項の3児童福祉費、目の2児童措置費の節の18負担金補助及び交付金の説明欄、施設型給付費等負担金2,849万1,000円につきましては、国の公定価格の増により増額補正をするものでございます。

次のページをお開き願います。

2つ目の枠の款の4衛生費、項の2清掃費、目の1清掃総務費の節の11役務費の説明欄、災害土砂処分手数料（豪雨災害）924万円につきましては、公費解体により発生した土砂の処分費用の増により増額補正をするものでございます。

次のページをお開き願います。

1枠目の款の5農林水産業費、項の1農業費、目の4農業振興費の節の18負担金補助及び交付金におきまして、説明欄の3行目、大雨営農再開支援事業補助金（農業用機械・施設等復旧）（豪雨）3,220万円につきましては、8月の豪雨災害で被災した担い手の営農再開に必要な農業用機械や施設などの原形復旧等へ支援する補助金でございます。

次のページをお開き願います。

1枠目の款の7土木費、項の1土木管理費、目の1土木総務費の節の18負担金補助及び交付金におきまして、説明欄の2行目、単県工事負担金3,210万8,000円につきましては、県道三本松甲佐線などの単県道路改良事業費の増により負担金を増額するものでございます。

次に、2枠目の款の7土木費、項の2土木橋梁費、目の4橋梁維持費の節の14工事請負費の説明欄、道路メンテナンス事業工事費3,000万円につきましては、

町道目磨永富線の吉崎橋を改修するものでございます。

21ページをお開き願います。

2つ目の枠の款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農用地等災害復旧費におきまして、節の3職員手当等の時間外勤務手当552万円の増額につきましては、人事異動により、人員の増や災害査定業務に係る時間外勤務手当が不足するため増額するものでございます。

次に、その下の節の12委託料の説明欄、農用地等災害復旧調査・測量設計委託料1億1,217万7,000円につきましては、簡素化査定測量設計業務や字切図作成業務委託料を増額するものでございます。

次に、その下の節の14工事請負費の説明欄、農用地等災害復旧工事（R7災害分）として1億円を計上いたしております。

次に、目の2林業施設災害復旧費の節の14工事請負費におきまして、説明欄の2行目、林業施設災害復旧工事（8月豪雨災）につきましては、林道柏川線ほか3路線の全14か所の災害復旧工事として1億4,300万円を計上いたしております。

次に、3つ目の枠の款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費、目の1町単独災害復旧費におきまして、節の11役務費の説明欄、災害応急対応等手数料につきましては、河川や道路側溝等の埋そく除去及び復旧応急手数料としまして3,000万円を計上いたしております。

次に、その下の節の14工事請負費の説明欄、緊急自然災害防止対策事業1,100万円の減額につきましては、今年度の事業見送りにより減額補正をするものでございます。

次の段の目の2国庫負担災害復旧費の節の12委託料の説明欄、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業調査測量設計業務委託料7,350万円の減額につきましては、調査の結果により申請件数が減少したため減額補正をするものでございます。

次に、その下の節の14工事請負費の説明欄、災害復旧工事（R7災害分）6億5,235万円につきましては、8月5日から13日にかけての豪雨災害により被災を受けた道路114件、河川5件の復旧工事を行うものでございます。

以上で、議案93号の説明を終わります。

続きまして、議案第94号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑮議案第94号をお開き願います。

議案第94号の1ページをお開き願います。

議案第94号、令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第2号）

令和7年度美里町の土地取得特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるとこ

ろによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

今回の補正の予算の詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。

まず1枠目の2歳入でございます。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1利子及び配当金におきまして、定期預金利率の上昇により土地開発基金利子を3万2,000円増額いたしております。

次に、その下の枠の3の歳出でございます。

款の1諸支出金、項の1土地開発基金費におきましても、定期預金利率の上昇により、土地開発基金利子繰出金を3万2,000円増額いたしております。

以上で、議案第94号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第93号及び議案第94号の内容説明を終わります。

次に、議案第95号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第95号についてご説明申し上げます。システム内の⑩、議案第95号の1ページ目をお開きください。

議案第95号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,769万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,760万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものを

ご説明いたします。

4 ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入でございます。

1つ目の枠の款の3県支出金、項の1県負担金、目の1保険給付費等交付金の普通交付金につきましては1億1,760万9,000円を追加しております。歳出における保険給付費の特定財源として計上するものでございます。

5 ページをお開きください。3歳出でございます。

3つ目の枠の款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費につきましては1億1,136万8,000円を追加しております。

また、次の枠の款の2保険給付費、項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費につきましては624万1,000円を追加しております。ともに予算の不足が見込まれるため計上するものでございます。

以上で、議案第95号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第95号の内容説明を終わります。

次に、議案第96号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第96号についてご説明申し上げます。⑰、議案第96号をご覧ください。

令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第4号）の1ページをお願いいたします。

議案第96号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,194万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをお願いいたします。

令和8年度中の次期計画、第10期となります高齢者福祉計画・介護保険事業計

画の策定に向け、その策定支援業務における令和8年度分の業務委託に400万円を限度額として債務負担行為を設定しているものでございます。

そのほか主なものにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

5ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入でございます。

款の3国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6介護保険事業費補助金、節の1介護保険事業費補助金、介護保険制度改正分42万7,000円につきましては、介護保険制度改正等による総合行政システムの改修に要するものとして、次の地域包括支援センターICT等導入支援72万6,000円は、地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画の検証のためのデータ連携や効果的な総合相談事業の実施のためのデータ共有システムの構築のほか、業務負担軽減の環境構築に要するものとして、それぞれ2分の1を国が補助するものでございます。

次の款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の5その他一般会計繰入金につきましては、一般会計からの事務費繰入金を201万1,000円減額しております。

6ページをお願いいたします。

1つ目の枠、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費の節12及び18においては、国の介護保険事業補助金を活用したものでございます。

3つ目の枠、款の1総務費、項の3介護認定調査費、目の1介護認定調査費は、宇城広域連合が介護認定審査会事務における介護認定支援システム標準化の開始を令和8年度から令和10年度へ変更し、令和7年度計上分を減額することとしたため677万9,000円を減額しております。

款の1総務費、項の4計画策定委員会費、目の1計画策定委員会の節11及び12につきましては、次期第10期高齢者福祉計画介護保険事業計画策定に向けた令和7年度において実施する実態調査等の郵便料及び計画策定の支援業務委託料でございます。

次の5ページをお願いいたします。款の5諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の2償還金、節の22において、令和6年度の精算に伴う県への地域支援事業交付金返還金165万4,000円を計上しております。

款の7予備費につきましては歳入歳出予算の調製でございます。

以上で、議案第96号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第96号の内容説明を終わります。

次に、議案第97号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第3号）及び議案第98号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を続けて

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 議案第97号につきましてご説明を申し上げます。

システム^⑱、議案第97号をご覧ください。

次のページをご覧ください。

議案第97号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第3号）

総則、第1条、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度美里町生活排水事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

なお、営業費用中の委託費546万円、修繕料475万円及び賃借料60万円の財源に充てるため災害復旧事業債1,080万円を借り入れる。

収入科目、第1款浄化槽事業収益、既決予定額2億3,843万6,000円、補正予定額270万4,000円、計2億4,014万円。内訳の第2項、営業外収益につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。科目、第1款浄化槽事業費用、既決予定額2億1,064万2,000円、補正予定額112万6,000円、計2億1,176万8,000円。内訳の第1項営業費用、第2項営業外費用につきましては記載のとおりでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目、（1）職員給与費、既決予定額1,099万8,000円、補正予定額39万6,000円の減、計1,060万2,000円。

次のページをご覧ください。

企業債、第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的、現年度発生公営企業災害復旧事業（生活排水）の限度額を補正前2,490万円から130万円を追加し、補正後2,620万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書にて主なものを説明させていただきます。

予算書の最終ページ、5ページをご覧ください。

収益的収入の浄化槽事業収益、営業外収益の国庫補助金270万4,000円につきましては、8月豪雨災害の浄化槽土砂撤去の補助見込額を計上しております。

次に、収益的支出の浄化槽事業費用、営業費用の浄化槽費、委託料、浄化槽清掃

管理委託料130万円につきましては、令和7年8月豪雨災害の浄化槽土砂撤去費用の不足額を計上しております。

次の総係費においては、人事異動に伴う職員の給与関係が主な予算として減額補正をしておりますが、旅費につきましては、審議会委員の費用弁償2万円と報酬7万2,000円を計上しております。

以上で、議案第97号の説明を終わります。

続きまして、議案第98号についてご説明を申し上げます。システム内の⑱、議案第98号をご覧ください。

次のページをご覧ください。

議案第98号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

総則、第1条、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の補正予定額はございません。

次に、支出でございます。支出科目、第1款水道事業費用、既決予定額3億681万6,000円、補正予定額66万1,000円の減、計3億615万5,000円。内訳の第1項営業費用につきましては、記載のとおりでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目、（1）職員給与費、既決予定額5,177万5,000円、補正予定額87万6,000円の減、計5,089万9,000円。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書にて、主なものを説明させていただきます。

予算書の最終ページ、4ページをご覧ください。

収益的収入の補正予定額はございません。

次に、収益的支出につきましては、水道事業費用の営業費用、総係費においては、人事異動に伴う職員の給与関係が主な予算として減額補正をしておりますが、委託料、その他の委託料につきましては、水道使用料のコンビニ収納事務委託料の不足額6万9,000円を予算計上しております。

以上で、議案第98号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第97号及び議案第98号の内容説明を終わります。

次に、議案第99号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について、議案第100号、美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について、議案第101号、美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定についての3案件について、続けて内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） まず、議案第99号についてご説明申し上げます。㉔、議案第99号をご覧ください。

議案第99号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称 美里町福祉保健センター湯の香苑、指定管理者 所在地 熊本県下益城郡美里町三和420番地、団体名 社会福祉法人美里町社会福祉協議会 代表者 会長 上田泰弘、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

令和8年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

資料として提出しております、次の美里町福祉保健センター湯の香苑指定管理候補者の選定審査結果総括をご覧ください。

1、選定までの経過を記載しております。2、選定対象施設について記載しております。3、申請状況及び選定結果について記載しております。4、採点結果について記載しております。なお、採点結果における満点を400点と記載しておりますのは、採点当日に委員1名の欠席があったことによるものでございます。5、指定管理候補者の審議講評について記載しております。6、審議会委員の名簿でございます。

次のページ以降は、法人概要書、組織図でございます。

以上で、議案第99号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第100号についてご説明申し上げます。㉕、議案第100号をご覧ください。

議案第100号、美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町中央生活支援ハウスの指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称 美里町中央生活支援ハウス、指定管理者 所在地 熊本県下益城郡美里町三和420番地、団体名 社会福祉法人美里町社会福祉協議会 代表者 会長 上田泰弘、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

令和8年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

説明資料として提出しております、次の美里町中央生活支援ハウス指定管理候補者の選定審査結果総括をご覧ください。

1、選定までの経過を記載しております。2、選定対象施設について記載しております。3、申請状況及び選定結果について記載しております。4、採点結果について記載しております。なお、採点結果における満点を400点と記載しておりますのは、採点当日に委員1名の欠席があったことによるものでございます。5、指定管理候補者の審議公表について記載しております。6、審議会委員の名簿でございます。

次のページ以降は、法人概要書、組織図でございます。

以上で、議案第100号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第101号についてご説明申し上げます。㉓、議案第101号をご覧ください。

議案第101号、美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称 美里町高齢者地域ふれあいセンター、指定管理者 所在地 熊本県下益城郡美里町三和420番地、団体名 社会福祉法人美里町社会福祉協議会 代表者 会長 上田泰弘、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

令和8年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

説明資料として提出しております、次の美里町高齢者地域ふれあいセンター指定管理候補者の選定審査結果総括をご覧ください。

1、選定までの経過を記載しております。2、選定対象施設について記載しております。3、申請状況及び選定結果について記載しております。4、採点結果について記載しております。なお、採点結果における満点を400点と記載しておりますのは、採点当日に委員1名の欠席によるものでございます。5、指定管理候補者の審議講評について記載しております。6、審議会委員の名簿でございます。

次のページ以降は、法人概要書、組織図でございます。

以上で、議案第101号の内容説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第99号、議案第100号、議案第101号の内容説明を終わります。

次に、議案第102号、美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） 議案第102号につきましてご説明申し上げます。

②、議案第102号をお開きください。

議案第102号、美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称 美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設、指定管理者所在地 熊本県下益城郡美里町佐俣705番地、団体名 有限会社石段の郷中央、代表者 代表取締役 上田泰弘、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

令和8年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設指定管理候補者の選定審査結果総括でございます。

1に選定までの経過を記載しております。2に選定対象施設として、施設の名称などを記載しております。3に申請状況及び選定結果を記載しております。4に採点結果を記載しております。5に指定管理者候補者の審査講評を記載しております。6に当施設の選定審議会委員の方々を記載しております。

次のページ以降は、指定管理者の法人概要書、組織図でございます。

以上で、議案第102号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第102号の内容説明を終わります。

次に、議案第103号、美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について、議案第104号、美里町文化交流センターの指定管理者の指定について、議案第105号、美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンドの指定管理者の指定について、議案第106号、美里町総合体育館の指定管理者の指定についての4案件について、続けて内容説明を求めます。松村社会教育課長。

○社会教育課長（松村昭則君） 議案第103号につきましてご説明申し上げます。

システム内の㉔、議案第103号をご覧ください。

議案第103号、美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称 美里町やすらぎ交流体験施設、指定管理者 所在地 熊本県下益城郡美里町馬場573番地14、団体名 美里地域づくりコンソーシアム、代表者 本田博徳、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

令和8年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町やすらぎ交流体験施設指定管理候補者の選定審査結果の総括になります。

1に選定までの経過を記載してございます。2に選定対象施設を記載してございます。3に申請状況、選定結果を記載してございます。4に採点結果を記載してございます。5に指定管理候補者の審査講評を記載してございます。6に当施設の選定審議会に携われました審議会委員の方々を記載してございます。次のページは、申請された構成団体の一覧表になります。次のページ以降は、構成団体ごとの法人概要書になります。

以上で、議案第103号について説明を終わります。

続きまして、議案第104号につきましてご説明申し上げます。システム内の㉕、議案第104号をご覧ください。

議案第104号、美里町文化交流センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町文化交流センターの指定

管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称 美里町文化交流センター、指定管理者 所在地 熊本県下益城郡美里町馬場573番地14、団体名 美里地域づくりコンソーシアム、代表 本田博徳、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

令和8年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町文化交流センター指定管理候補者の選定審査結果の総括になります。

1に選定までの経過を記載してございます。2に選定対象施設を記載してございます。3に申請状況及び選定結果を記載してございます。4に採点結果を記載してございます。5に指定管理候補者の審査講評を記載してございます。6に当施設の選定審議会に携われました審議会委員の方々を記載してございます。次のページは、申請された構成団体の一覧表になります。次のページ以降は、構成団体ごとの法人概要書になります。

以上で、議案第104号についての説明を終わります。

続きまして、議案第105号につきましてご説明申し上げます。システム内の㊸、議案第105号をご覧ください。

議案第105号、美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称 美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設、指定管理者 所在地 熊本県下益城郡美里町遠野45番地1、団体名 特定非営利活動法人富神ネット、代表者 大原明和、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

令和8年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町砥用B & G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設指定管理者候補の選定審査結果の総括になります。

1に選定までの経過を記載してございます。2に選定対象施設を記載してございます。3に申請状況及び選定結果を記載してございます。4に採点結果を記載してございます。5に指定管理候補者の審査講評を記載してございます。6に当施設の選定審議会に携われました審議会委員の方々を記載してございます。なお、委員が4名となっております。当初、委員は5名でありましたが、委員1名が申請団体の理事名簿に記載がありましたので当該施設の審査に参加できないことから、審査委員から除外となっております。これに伴いまして、4に記載しております採点結果について、満点は400点となっております。次のページは、今回申請のあった団体の法人概要書となります。

以上で、議案第105号についての説明を終わります。

続きまして、議案第106号につきましてご説明申し上げます。システム内の㊸、議案第106号をご覧ください。

議案第106号、美里町総合体育館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町総合体育館の指定管理者に指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称 美里町総合体育館、指定管理者 所在地 東京都北区王子3丁目19番7号、団体名 株式会社サンアメニティ、代表者 代表取締役 吉澤幸夫、指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

令和8年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。

資料につきましては、美里町総合体育館指定管理候補者の選定審査結果の総括になります。

1に選定までの経過を記載してございます。2に選定対象施設を記載してございます。3に申請状況及び選定結果を記載してございます。4に採点結果を記載してございます。5に指定管理候補者の審査講評を記載してございます。6に当施設の選定審議会に携われました審議会委員の方々を記載してございます。次のページ以降は、今回申請のあった申請者の法人概要書となります。

以上で、議案第106号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日9日火曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 2時00分

第 2 号

1 2 月 9 日 (火)

令和7年第4回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月9日（火）

午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

- (1) 4番 隈 部 寛 議 員
- (2) 6番 坂 田 竜 義 議 員
- (3) 1番 村 崎 公 一 議 員
- (4) 3番 吉 住 淳 一 議 員

2. 出席議員（10名）

- | | | | |
|----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 村 崎 公 一 君 | 2番 | 平 野 保 弘 君 |
| 3番 | 吉 住 淳 一 君 | 4番 | 隈 部 寛 君 |
| 5番 | 高 田 美 千 子 君 | 6番 | 坂 田 竜 義 君 |
| 7番 | 濱 田 憲 治 君 | 8番 | 福 田 秀 憲 君 |
| 9番 | 今 田 政 行 君 | 10番 | 上 田 孝 君 |

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

- | | | | |
|----------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長 | 上 田 泰 弘 君 | 副 町 長 | 吉 住 慎 二 君 |
| 教 育 長 | 宮 寄 幸 仁 君 | 総 務 課 長 | 坂 村 浩 君 |
| 美しい里創生課長 | 澤 山 誠 君 | 税 務 課 長 | 松 永 栄 作 君 |
| 住民生活課長 | 宮 崎 博 文 君 | 福 祉 課 長 | 谷 口 信 也 君 |
| 健康保険課長 | 中 川 利 加 君 | 農 業 政 策 課 長 | 西 寺 清 君 |
| 森づくり推進課長 | 安 達 浩 一 君 | 建 設 課 長 | 富 永 英 司 君 |
| 上下水道課長 | 酒 井 博 文 君 | 会 計 課 長 | 長 井 一 浩 君 |
| 学校教育課長 | 中 川 幸 生 君 | 社 会 教 育 課 長 | 松 村 昭 則 君 |
| こども応援課長 | 隈 部 尚 美 君 | | |

5. 事務局職員出席者

- | | | | |
|---------|---------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 立 道 誠 君 | 書 記 | 福 田 咲 文 君 |
|---------|---------|-----|-----------|

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報紙掲載のため、広報担当者、藤川主事の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告があつておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合せ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

4番、隈部寛議員の一般質問を行います。隈部寛議員。

○4番（隈部 寛君） 4番、隈部です。通告に従い、質問させていただきます。

今回の質問は大きく2点に絞っております。

1つ目は、令和7年8月11日の未明に発生しました豪雨災害に関する件です。激甚災害にも指定されるほどの大きな災害がありました。今後の復旧・復興に向けた対応、そして再発防止についてお尋ねさせていただきます。

2つ目は、町内の文化遺産である石橋の保存活動についてです。

地域に根差した保存活動が行われておりますが、今回の支援の在り方や、町の関わり方についてお伺いしたいと考えております。

それでは、順に質問させていただきます。

初めに、令和7年8月11日の豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、復旧・復興にご尽力をされている関係者の皆様に敬意を表します。

8月11日未明には1時間当たり110ミリ以上の猛烈な雨が観測され、各地で道路の冠水や土石災害の危険性が高まるなど、大きな不安が広がりました。この災害により、町内の全土では、通行止めや河川の増水、住宅や農業施設への被害も確認されております。住民の皆様の命と暮らしを守る防災・減災体制の再点検が急務となっております。

特に、河川の氾濫などで、緑川本流、砥用地区から緑川本流に流れ込みます津留川、支流の釈迦院川、筒川など、甚大なる被害が発生しました。

また、棚田などは、法面が崩れ、稲作の水の心配されるところです。

つきましては、このたびの災害への行政対応状況を確認させていただくとともに、今後の防災対策、避難体制の強化策、情報手段の改善等について、町としてどのように取り組んでいかれるのかをお伺いしていきたいと思っております。

それでは、質問1のほうに行きます。

今後の復旧計画とスケジュールはどうなっているのか。

今回の豪雨災害では、町内の多くのインフラが破損し、住民生活にも大きな影響を与えました。また、災害から3か月たっていますが、令和7年11月14日に国の激甚災害の指定を受けたところです。

まだ初期段階ではありますが、この災害の進捗状況に変化があったと思われませんが、現時点での全体的な復旧計画の進捗状況と、いつ頃までに、どのような工程で復旧が完了する見通しか、段階的なスケジュールを含めてご説明いただきたいと思っています。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

今回の災害では、道路、河川、橋梁、農業施設等の公共土木施設に甚大な被害が発生したことが大きな特徴であり、現在、各分野で国による災害査定が行われております。

公共土木施設の被害箇所、被害額の確定、復旧・復興に向けたスケジュール感の見通しについては、この災害査定終了後に少しずつ明らかになってくるものと思っております。一方で、個人の家屋、商店等においても、床下・床上浸水や土砂流入、家屋倒壊等も多数発生しており、住民の皆様の生活再建や産業の復興も大きな課題となっております。

そのため、町では、早期の復旧・復興の実現に向けた、美里町復旧・復興計画を今年度中に策定することとしております。

この計画策定の基礎とするために、10月17日から11月13日にかけて、町内800世帯を対象とした住民アンケート調査を行いました。また、各分野の取り組みを計画的に実施することができるよう、庁内横断的に必要な施策及び事業の調査を実施しています。

今後、アンケート結果の集計・分析結果、各課ヒアリングの結果を踏まえ、復旧・復興に向けた施策とスケジュールを整理した「美里町復旧・復興計画」を本年度中に策定することとしております。

また、町政の最上位計画である振興計画については、本来今年度が計画策定の時期でしたが、復旧・復興計画の策定を優先するために、現計画の期間を1年延長し、令和8年度に策定することとしております。

復旧・復興計画をベースとしながら、来年度策定する「美里町第3次振興計画」の中で、復旧・復興に向けた取り組みの内容をさらに具体化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） お示ししていただいたように、復旧のスケジュール案により、おおよその工程感が把握できました。一方で、今回のような激甚災害においては、復旧の早さと同時に、丁寧さも求められると感じております。特に、農地、水路や生活道路といった住民の生活に直結するインフラについては、現場ごとに事情も異なりますし、住民の声を反映して、きめ細かな対策が必要かと思えます。

そのために復旧工事を進めていくに当たっては、住民の皆様の意見や説明など、情報共有の場をしっかりと設けていただきたいと思います。

今回の質問に対しましては、9月の定例会で坂田議員より同等の質問がございました。災害から3か月たち、激甚災害にも指定されておりますので、少しは変化があったものと思われ、質問した次第でございます。

それでは、②の質問に移らせていただきます。

質問②、復旧・復興に関する予算の見通し、財政的影響はどうか。

被害額が200億円を超える予算、被災箇所が4,000か所以上に及ぶ中、町としての財政的な負担や今後の財政運営に与える影響はどのように見込まれておりますか。

また、今後の予算編成において、住民生活に支障がないような工夫はあるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

まず、現時点における予算の見通しについてでございます。

今回の豪雨災害を受け、現時点での災害復旧に係る歳出予算として約38億4,500万円、その財源となる歳入予算として約30億2,990万円を計上いたしております。

この歳出の主な内訳としましては、災害土砂の撤去及び処分費用や被災家屋の撤去費用など、また住民生活に不可欠な道路・農地・林道といったインフラや公共施設の復旧費用などがございます。

ただし、現段階では、主に測量設計等に係る費用が中心であり、本格的な復旧工事費につきましては、現在実施されている災害査定の結果を踏まえ、速やかに予算計上させていただきます。

次に、財源の確保としまして、本町の財政への影響についてご説明させていただきます。

財源の確保の最大の柱となりますのが、国・県からの補助金でございます。

今回の災害が令和7年11月11日の閣議決定におきまして、激甚災害、いわゆる「本激」としての指定が決定されたところでございます。

これにより、公共土木施設や農地などの災害復旧事業において、通常の国庫補助率がかさ上げされることとなります。事業によっては9割を超える高い補助率が適用されるため、本町の財政負担は大幅に軽減されるものと思われまます。

補助金で賄い切れない経費につきましては、災害復旧事業債など有利な起債を最大限に活用してまいります。これらの起債は、後年度の交付税措置として国から補填される割合が手厚くなっており、事業内容に応じて本町にとって最も有利なものを慎重に選択し、財源確保に努めてまいります。

さらに、補助金や起債の対象とならない経費につきましては、特別交付税により措置を国に申請し、財源の確保に万全を期してまいります。

これらの財源を充当しても、なお生じる不足分につきましては、やむを得ず本町の貯金であります財政調整基金を繰り入れて対応することとなります。

今回の災害復旧により、歳出は一時的に大幅に増加し、将来の公債費も増加が見込まれます。

ただ、今説明しましたとおり、激甚災害指定による手厚い補助制度や、有利な起債を最大限に活用することで、財政への急激な影響は抑制できるものと考えております。

本町の財政状況は依然として厳しいものがございますが、今後は災害予算を取り込んだ「中長期財政計画」を見直し、将来を見据えた健全な財政運営に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 今回の災害は、今までなかった未曾有の規模であることを改めて痛感しました。厳しい財政運営の中で、国や県の支援を最大限に活用しながらの復旧・復興が求められることと思います。

町民の皆様にとっては、生活の再建が何よりも重要であり、特に農業やインフラに深刻な影響を受けた地域においては、一日も早い支援と安心できる生活環境の整備が求められております。

今後の予算編成におかれましても、庶民の生活に支障が出ないような柔軟な対応、そして被災地支援や復旧事業にしっかりと重きを置いた政策の展開を強くお願い申し上げます。

それでは、質問③に移らせていただきます。

堤防の管理と対応・方針について。

現在、緑川本流の甲佐町側と美里町側の堤防の高さに差があり、効果的に美里町側に被害が集中しました。このときの緑川の最高水位は5メートル36センチでした。緑川の氾濫危険水位は4メートル60となっております。それを大きく超える最高水位を観測しています。

本町では被災地4,000か所以上ありますが、今回は岩下地区と下中地区の被災地を8月の11日午前中にカメラに撮った資料がありますので、説明させていただきます。

また、堤防と違う構造のところもカメラに撮ったのがありますので、それも一緒に見ていただきたいと思います。

写真1では、岩下地区の中甲橋下の右岸側からの撮影した写真です。午前中でしたので、下のほうはまだ水が引いていません。拡大していただくと……。

[「左岸側じゃないですか」と呼ぶ者あり]

左岸側です。失礼しました。拡大していただくと、美里町高木から甲佐方面に向かう益城橋が見えると思います。ここまでの間に漂流物、流木とか流れ込んでおるのが見てとれます。稲作農家には大変な被害が出ております。

また、土手の左側には高木台からの土砂が流れ込んでおります。これも数回ほど大雨のときは流れ込みますという地元の人のお話でした。

それでは、写真2のほうでは、そのとき、どのくらいの水位の水がきたか。氾濫してきたか。中甲橋の左岸側になりますけど、アスパラ農家がハウス栽培されております。これも3分の2ほど冠水し、機械類、電気設備、大きなダメージを与えました。そのときの水位高が、これにごみが引っかかっているのが見えます。下のハウスは完全に屋根まで冠水したそうです。

それでは、写真3では、これは写真3は中蓮寺公園の下の田んぼ辺りです。大体水が、これは撤去された後ですけど、きれいな形になっておりますですけど、田んぼに土砂が入っております。中蓮寺公園の下側の田んぼになります。カボチャ畑とか稲作農家には被害が及んだところでございます。

写真4では、これが岩下堰。岩下堰は寒野と岩下の間の津留川の途中に堰がございます。これが完璧に埋まっております。それと、下の段の堰下も完璧に土砂が堆積して、下流の用水路の100メートル余り、3メートルぐらい埋まっておって、来年の稲作の水確保に大きな影響が出ると懸念されているところです。

写真5にいけますと、これが用水路が詰まっている状態です。約100メートルぐらい詰まっております。大変な土砂でございます。

写真5にいけますと、この写真は、緑川本流と津留川の合流点の堤防の破損状態です。裏側が陥没し、ブロックの道路が削り取られております。同等の水が氾濫し

た場合、危険状態を招くおそれがありますので、岩下地区の皆様が、これは不安が
つておられます。

それと、下中地区では、過去3回の氾濫が、被害が出たところです。これは先ほ
ども言いました中蓮寺公園の下側の田んぼになります。

今回の水は大変な水で、今までにこれほどまでに氾濫した覚えはないとの地元の
声が聞かれました。また同じことが繰り返されるから、どうにかならないかとの地
元の方々の要望でもあります。

町としても、県や国に対して堤防構造の見直しや、改善の可能性、緊急時の排水
経路の再設計等について、住民の実情を踏まえた現地視点での再検討を強く要望し
ていただくことはできないでしょうか。お聞かせください。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

緑川の河川管理につきましては、甲佐町上揚の甲佐神社付近から上流を熊本県、
下流を国が管理をしております。議員ご指摘の中甲橋並びに益城橋付近の河川管
理につきましては、国が管理する区間となっております。

議員の説明にもありましたとおり、今回、中甲橋水位観測所では、5メーター3
6センチの最高水位を観測をしております。これは、これまでの最高水位、平成1
9年7月の4メーター98センチを大きく超える水位となっており、今回の大雨の
すごさを表しているものだと考えております。

議員ご指摘の中甲橋、益城橋付近の氾濫については、地元の方に聞き取りを行い
まして、河川が氾濫し農地やビニールハウスへ被害があったことを確認をしてお
ります。

中甲橋下流の浸水箇所につきましては、町が指定をした災害危険区域となってお
ります。

災害危険区域とは、出水による被害を未然に防止するため建築物制限等を行い、
地域住民の安全を図ることを目的として指定をされているものでございます。

中甲橋上流の岩下集落の周りには、輪中堤が整備をされており、災害区域と一体
となって浸水被害から集落を守っているところでございます。

また、今回の大雨では、緑川ダムによる洪水調節により中甲橋水位観測所で10
4センチ、1メーター4センチの水位低減効果が発揮をされております。

このように国土交通省としましても、大雨時の河川氾濫防止に取り組まれており
ますので、引き続き浸水対策としてどのような対策ができるのかを、町としまし
ても、国・県ともよく協議をし、有効な対策を要望していきたいというふうに考
えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） やはり堤防の高さの違いという構造的な要因があったことは、多くの町民の間でも懸念されております。緑川を挟み、接する甲佐側と美里では堤防の高さに差があり、この水がこちらのほうに流れ込んだと考えられます。

今後、同等の水害再発を防ぐためにも、町として国交省へ積極的に実質調査や図面呈示を求めていると、必要に応じて改修や構造見直しを要望していく姿勢を明確にさせていただけると、住民の安心感にもつながると思います。

町としての動きが地域の安全第一歩になると考えておりますので、引き続き積極的な対応をお願い申し上げます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、建設課長のほうからもご説明がありましたが、ここが災害危険区域になっているということであります。災害危険区域になっており、輪中堤と一体となって浸水被害から集落を守っているというような説明があったと思いますが、災害危険区域になった、これの経緯ですね、歴史的に、これは最近になったことではありませんで、随分、恐らく輪中堤ができた頃に地域での話し合いの中でそういう方向に行ったと思います。そういった経緯等も調べた上で、町として何ができるのかということ国としっかりと協議をしていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 分かりました。やはり安心・安全の確保というのが一番だと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

質問4、この最後のほうの質問です。

今後の防災対策と住民への情報提供については、どのように考えているのか。今回のように、私たちの予想をはるかに上回るような豪雨災害は今後も発生する可能性があると言われております。町としても、そうした災害に備えるための治水や防災に対するインフラ整備について、どのような方向性や計画段階にあるのかお聞かせいただきたいと思っております。

今回の豪雨災害では、8月11日の未明にかけての就寝中の出来事でした。早めからの避難指示・誘導はありましたが、町民の皆様は移動には就寝中でしたので、突然の避難指示はどのくらいの町民が集まっておられたのか。また、避難指示は2021年に避難勧告が避難指示に統一されて、まだ言葉の意味も分かっていない人もたくさんいるかもしれないので、そういうのを周知したほうが良いと思います。

そのような突発的な災害に対し、町として地域の方々にどういった形で今後起こり得る災害に、この情報を地域住民にどのように丁寧に説明し、安心感を持ってもらうかをお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

まず、今回の豪雨災害における町の対応についてご説明申し上げます。

8月10日、午後5時に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令し、直ちに町内4か所に避難所を開設いたしました。開設当初の避難者数は合計で61名でございました。

その後、一旦は小康状態となりましたが、日付が変わった深夜零時過ぎから天候が急激に悪化し、8月の11日午前1時45分に警戒レベル4「避難指示」、さらに午前4時55分には、命の危険が迫ってくることを示す警戒レベル5「緊急安全確保」を発令する、極めて緊迫した事態となりました。

特に、議員おっしゃったように、夜間に状況が急変したことから、屋外への避難はかえって二次災害を招く危険性が高いと判断いたしました。そのため、防災行政無線を通じ、まずはご自宅の2階や崖から離れた部屋へ移動する「垂直避難」により命を守る行動を優先していただくよう強く呼びかけた次第でございます。

今後の防災対策と情報提供について、次の2点を重視していきたいと考えております。

まずは、避難情報の意味と取るべき行動の再確認です。警戒レベル3では「高齢者等避難」、警戒レベル4は全員が避難すべき「避難指示」、レベル5は命を守るための「緊急安全確保」です。それぞれの情報が発令されたら、適切な避難行動を取っていただきたいと考えております。

次に、早めの避難の重要性です。予想以上の大雨や急激な天候変化に対応するため、町民の皆様には「まだ大丈夫」と思わず、早めに避難行動を取ることをお願いいたします。町の防災行政無線や、今回導入いたしました「ライフビジョン」を活用し、最新の情報を受け取り、迅速に避難をしていただきたいと思っております。

今後も、町民の皆様には「伝わる」情報提供を徹底し、安全・安心のまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 今回の豪雨災害は、避難の呼びかけや初動体制の難しさが改めて浮き彫りになりました。このような中で、町として治水・防災インフラの強化を図る計画が進められていること。また、住民の皆様への説明を丁寧に行う姿

勢について伺えたことは非常に心強く思われます。今後、特に災害のリスクの高い地域に対して、事前の情報共有や個別の不安解消にも努めていただき、住民の皆様が安心して暮らせる体制づくりを着実に進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。これで今回の豪雨災害についての質問を終了させていただきます。

ただいまより2つ目の石橋等の文化遺産についてのテーマに入らせていただきます。

本町には、江戸時代から明治期にかけて築かれた34基の石橋が存在しており、重要文化財には10基があり、その多くが構造的にも文化的にも非常に高い評価を受けております。

また、二俣橋は、ハートの聖地と呼ばれておりますが、観光に訪れる人が絶えません。特に霊台橋につきましては、アーチの構造の美しさや石工技術の精密さにおいて、国宝を受けている通潤橋に匹敵するとの声もあります。この通潤橋は2023年9月25日に国宝に指定されたところです。

また、本町には石橋に加えて、全国的に珍しい3,333段の石段も存在しており、こうした石文化は、町の特色を象徴する貴重な遺産だと考えております。

石橋に関しては、これらの歴史的建造物を将来に伝授していくため、地域住民を中心に構成された美里町石橋保存会、篠原啓輔会長を筆頭に、会員数50名の皆様日々、地味な活動を展開しておられます。また、見学の皆様方に説明ができるように、石橋の館も開館されておられています。

保存会での具体的な仕事として、石橋の周りの草切りや清掃、案内板の設置、出前授業などを通じた啓発活動に通じて、ボランティアで整備されております。

まさに行政の代わりに、地域の公共財を守っていただいている状況と思われれます。これらを踏まえ、今回は以下5点について質問させていただきます。

質問①、石橋保存活動に関する町の支援方針について。

現在、地域住民のボランティアによる美里町石橋保存会より活動されておられますけど、先ほども言いましたが、橋の清掃、草取り、景観の整備、案内板の設置など、いろいろとされておられます。一昨年9月の定例会において、高田議員のこの質問をされましたときに、宮寄教育長から今後は文化財保護の観点と地域の活性化、環境保全の面からも方向性と適切な保存対策を模索していきたいとの回答がありました。町での保存活動もされておられますが、実際に保存活動を続けておられる石橋保存会になるわけでございます。

この石橋保存会に対して、町としてどのような支援体制を取っているのか、また取っていくのかのお考えをお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 議員おっしゃいますように文化財である石橋の管理・保全につきましては、教育委員会が基本的に行うものだと思っております。現在、町の石橋の保存活動としましては、霊台橋や大窪橋の路面補修と国・県・町指定文化財の石橋10基の除草作業等を委託により行っているところです。

また、昨年馬門橋が県指定を受けました際に、周辺環境整備も行ったところでは。

石橋の保存について、ボランティア活動をしておられる団体、保存会があることは承知しております。その活動については大変ありがたいものだと思っております。この保存会におかれましては、町の補助事業である地域の絆プロジェクト、そして「おもやい応援補助金」を活用されたとも聞いております。そういった補助金を活用しての活動だと思っております。

教育委員会としましては、文化財保護の観点から目的が一致するところであり、今後も保存活動を継続していただきたいと思っておりますし、連携できる部分があれば連携しながら進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 石橋の保存活動について、町としても一定のご理解と支援の姿勢を示していただき、大変心強く受け止めております。しかしながら、現在の活動は草切りや案内板の設置、啓発の出前講座など多岐にわたる作業も少数人のボランティアで担っておられ、年々その負担も増しているのが実情です。

少数人のボランティアで文化財としての価値を次世代へ継承していくためには、こうした地味な活動に、町としてももう一步踏み込んだ具体的な支援が求められているのではないかと感じております。

例えば、保存会の活動費の補助や啓発用資材の整備支援、文化財を活用した観光促進策との連携など、行政の側からも積極的な後押しがあつてこそ、住民の誇りとしている文化財が生きた存在になっていくものと思います。

今後の展開として、町が積極的に寄り添いながら、石橋保存の取り組みを地域ブランドの一端として位置づけ、町全体で支えていくような形へとつながっていただけるよう、重ねてお願い申し上げます。

質問②に行きます。

豪雨災害での石橋群の破損の状況、対応はどうなっているのか。

このたびの激甚災害に指定され、豪雨では長年守り続けられてきた貴重な文化財産である石橋群も含まれており、現時点では複数の石橋で構造的な損失や流失の危

険性が報告されております。

そこでお尋ねします。現時点における石橋群の被害状況について、町としてどの程度把握されているのか、把握される範囲でご説明ください。

また、文化財保護の観点から、今後の復旧・保存に当たり、国や県の補助制度等を活用するご予定はあるのか、具体的な対応方針がありましたらご説明いただけますでしょうか。お聞かせください。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 町に今回の豪雨災害までに現存していた35基の石橋のうち、8月の豪雨により被災した石橋は7基となっております。

具体的には、二俣橋の二俣渡、木早川内橋、鍵の戸橋、西の鶴橋、白岩橋、下用來橋、桑野橋でございます。

そのうち、下用來橋の流失のほか、河川の増水による一部崩壊、石のずれや抜け落ち、路面陥没等の被害が出ているところでございます。

被災規模が最も大きいものは、県指定文化財の二俣橋の二俣渡です。釈迦院川の増水で欄干が一部崩壊し、石の抜け落ち、アーチ部分のずれ、断面欠損、路面陥没等の被災を受けております。

対応としましては二俣渡など町道の一部である石橋については、道路管理者において公共土木災害復旧事業として取り組んでおりますが、その他の石橋には、国・県の補助制度はございません。

現状のままでは、地域の方々の生活に影響があるものもありますので、解体・移設などの方策を模索し、維持管理ができるように検討していきたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 豪雨災害で被災した石橋群は、文化的損失としても非常に大きな出来事だったと受け止めております。また、国や県の文化財補助制度等を活用されて、積極的な申請など検討していただければと思います。

保存活動に取り組んでおられる地域団体、石橋保存会との情報共有や連帯の強化についても、今後の復旧過程にぜひ反映していただければと存じます。

それでは、③のほうに移ります。

文化資源を生かした地域振興への可能性についてどう考えているのか。

現在、町の観光施設や地域振興の取り組みにおいて、町内に現存する貴重な文化遺産や歴史的資源、特に石橋群の活用がやや限定的であるように感じられます。こうした文化遺産は町の魅力を高め、交流人口の増加や地域経済の活性化にもつながる可能性も秘めていると考えます。

そこでお尋ねします。町として今後、文化観光資源として石橋群の石と石段を生かした施策の検討、あるいは地域の振興に新たな展開を図るご予定はありますでしょうか。また、このような観点から施策の転換や方向性を見直しについて、町として取り組みを進めていくお考えはあるのか、併せてお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町には国内最大級の単一アーチ式石橋である霊台橋をはじめ、県内最古級の用水橋である雄亀滝橋、それから津留川と釈迦院川の合流地点に架かる「二俣二橋」など、多種多様な35基の石橋が現存をしております。緑川流域には約80基の石橋が確認されておりますので、そのうち半数に近い石橋が本町に現存していることとなり、地域における1つの石橋群を形成しております。本町に現存する石橋は、19世紀の水利土木事業の実態を現代に伝える歴史的建造物であるとともに、当時の高い土木技術水準や建造物の様式をうかがい知ることができる文化的価値のある遺構として位置づけられるものと認識しているところです。

令和7年3月に「みさとの石橋」という全ての石橋を掲載したガイドマップを作成いたしました。先人が残した大切な石の文化でもありますので、その魅力を広く伝えるためにも、石橋群を活用した集客や観光振興も考えていく必要があると考えております。

また、石橋一つ一つの価値ももちろん重要ですが、観光資源としての活用を考えた場合、各石橋やその他の観光資源を面的につなぐ、先ほど議員もおっしゃいましたが、石橋、それから3,000段の石段、そういった観光資源を面的につなぐことが重要であると考えております。その際、観光資源間の交通アクセスの検討、販路の開拓、プロモーションの展開も欠かせない要素となります。

こうした観点を踏まえ、石橋の文化的価値を最大限に生かし、地域振興や観光振興につなげていけるよう、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 町として一定の関心と意識を持っておられることを心強く思います。ただ、現時点ではまだ具体的な施策や広報・戦略などが十分に練られていない印象を受けました。地域にとって文化遺産は残すべきものというだけではなく、生かすことができる資源でもあります。石橋保存会をはじめとした地域の方々の地味な努力が、これまでの町の文化的評価を守ってきました。

今後は、さらに行政の支援や戦略が加わることで、さらに大きな地域の力になるのではないのでしょうか。魅力的な石橋の里美里とか、実現に向けた前向きな展開をよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に行きます。

霊台橋を国保指定への申請の可能性はあるか。

本町に現存する34基の石橋は貴重な文化資産であり、その中には通潤橋に匹敵する、あるいはそれ以上の文化的構造価値を持つものも存在します。

特に霊台橋のような高い歴史的・美的評価を有する建物については、構造物ですけど、今後、重要文化財からさらに国宝へ指定といった段階的な評価・活用が進む可能性も秘めていると感じております。

そこでお尋ねします。現存する石橋群の中でも、霊台橋を国宝指定を視野に入れた評価の見直しも検討されてしかるべきではないかと考えます。国宝への昇格指定の中で、重要文化財の中で世界的に見て、傑出した価値があるものは再度文化審議会の審査を経て、国宝として指定ができるはずです。毎年数件ずつ慎重に選定されるとのことです。他の石橋の24基は文化財として登録したり、国や県の文化保護制度を活用し、保存体制を強化したりするお考えはございませんでしょうか。また、町の宝から国の宝へをお願いしたいと思います。何らかのお考えがありましたら、お聞かせください。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご質問にある「国宝」につきましては、文化財保護法第27条第2項に「文部科学大臣は重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、類いない国民の宝たるものを国宝と指定してすることができる」とあります。

また、国宝及び重要文化財指定基準では、「国の重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの」となっております。

霊台橋は、現在国の重要文化財として指定を受けております。技術的に優れ、歴史ある構造物でありますので、今後も技術的、歴史的価値などを広く皆様に知っていただくことで、さらに価値を高めていければというふうに思っております。

また、県や町指定の石橋につきましては、県・町で保存し、必要な措置を行っております。ただ、指定されていない石橋については、国道・県道・町道等であれば、道路管理者等が維持管理を行いますが、それ以外の石橋については、法令による文化財の指定について、測量や構造、文献等の調査が必要になってきますので、時間や費用の面から、なかなか進んでいないというのが現状でございます。

今後の対応につきましては、文化財保護の観点に加え、地域の活性化や環境保全の面からも、関係部署や地域の方々と打合せを行い、その方向性と適切な保存対策を模索していきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 文化庁や専門家の評価も参考にしながら、将来的な国宝指定を視野に入れた対応を期待しております。現存と発信を両立させる取り組みに力を入れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後の⑤になります。

数多くある石橋や石段を町として活用していく計画はあるか。美里町の魅力と知名度アップを広く発信する中で、石橋群をはじめとした資源をどのように位置づけ、町のブランド化として活用していくか。例えば、「文化の里 みさと」あるいは「石橋と石段の里 みさと」といったようなキャッチフレーズやビジョンを持つお考えがあるのか、町の見解をお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町に多数現存する石橋の技術的・歴史的価値につきまして、ガイドブックなどで広くお伝えしているところでございます。美里町イコール石橋の町、あるいは石段の町とイメージできるように関係部署との連携を取りつつ、その価値について分かりやすく説明できるような取り組みを進めるとともに、今後も現況の維持・保存に注力していきたいと考えております。

今年度、本庁では観光戦略を策定する予定であり、この戦略の中で、町のイメージ戦略として「アクティブレスト」を押し出していくこととしております。この「アクティブレスト」とは、休暇の過ごし方として、ただ休む、ゆっくり過ごすだけではなく、軽く体を動かすことで体をリフレッシュし、心身の調和を図るという考え方です。

ご存じのとおり、本町には美里の森キャンプ場ガーデンプレイスやフォレストアドベンチャー美里といった観光施設がほかにもあります。また、石橋や石段を巡るフットパスやサイクルツーリズムなどは、まさにこの「アクティブレスト」の理念に合致するものと考えております。

今後もこれらの体験型観光施設や観光資源を活用し、町に観光客を呼び込み、交流人口を増やす取り組みを積極的に進めてまいります。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 非常に文化的価値の高い石橋、石段、地域の誇りでもありませんと同時に、次世代へと引き継いでいくべき貴重な文化、歴史的資源です。草の根的な保存活動に支えながら、その価値を再確認し、町としての資源や発信の在り方を改めて考える時期ではないでしょうか。住民の思いや努力に寄り添いながら、町全体でこの石橋・石段、美里の宝を魅力を高めていく施策が進んでいくことを願い、今回の質問を締めくくらせていただきます。

これで私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、隈部寛議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時5分とします。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、6番、坂田竜義議員の一般質問を行います。坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田竜義でございます。今回4項目お尋ねをしたいと思っております。

1点目は、8月豪雨災害の災害復旧の現状について、それから2点目が、美里まちづくり公社の運営について、3点目が、美里ランタンフェスティバルの総括について、4点目が美里町「うしろだに」の保護について、以上4点お尋ねをいたします。

まず、8月豪雨の災害復旧の現状でございます。先ほど隈部議員のほうからもいろいろ質問がございましたので、できるだけ重複しないようにお尋ねをしたいと思っております。

先ほど来、説明がっておりますが、令和7年11月11日の閣議決定によりまして、対象地域を限定しない激甚災害、いわゆる本激に指定がされました。

農地、農業用施設、林道に加え、河川や道路、福祉施設などの災害復旧事業に対する国の補助率を1割程度かさ上げするというところでございました。そして、被災した図書館、体育館は、復旧費用の3分の2を、市立学校には費用の2分の1を補助すると、特に被害が大きかった玉東町については、いわゆる市町村単位の局地激甚災害の指定ということで、再建を目指す中小企業への支援を手厚くするというところで報道がされているところでございます。

まず、その災害復旧の現状、もう被災の状況についてはペーパーで先日頂きましたのでお尋ねしませんけれど、災害復旧、特にこの近場ではですね、小筵のずっと片側通行でありましたところも、つい最近、全部両車線通れるようになりました。それから九尾の山腹崩壊のところにつきましても、一応倒木の処理、それから河川の土砂の除去等が終わりまして、ただあとは治山工事が残ってるのかなというふうに思いますけれども、そういう大きなせと山越えのところとか、大きな山腹崩壊とか、そういったところも含めて、最近ほぼもう出来上がったというような部分について、どういうところがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回の豪雨による被害の全体像でございますが、道路等の公共土木施設関係が445件で被害総額が約100億円。

また、農地・農道等の農業施設関係が5,389件で約110億円、林道施設関係では56件の4億円となっております。

なお、この被害総額は、あくまでも町が施工いたします関係の被害総額になります。

その中でも特に被害が大きく特徴的な箇所についてでございますが、まずは安部地区の崖崩れ箇所でございます。

こちらにつきましては、熊本県による事業として、災害発生後直ちに仮設工事が進められ、9月17日にはモルタル吹きつけ工事が完了し、二次災害の防止が図られております。今後の本復旧につきましては、「単県急傾斜地崩壊対策事業」として、現在、最適な工法を検討するための設計業務が進められているところでございます。

次に、九尾地区の山腹崩壊箇所についてでございます。

こちらは面積約1ヘクタールに及ぶ大規模な崩壊であり、既に応急対策は実施済みでございます。本復旧につきましては、国の「復旧治山事業」として、令和11年度からの着手を目指し、国・県と調整を進めております。

次に、永富一の谷地区の復旧についてです。

当地区では、道路と河川が一体となって被災しており、道路及び兼用護岸につきましては本町が、河川につきましては熊本県が砂防河川として、それぞれ災害復旧事業を実施いたします。現在、町・県ともに国の災害査定を受けている段階であり、具体的な発注時期は未定でございますが、一日も早い着工を目指してまいります。

最後に、国・県道の片側交互通行箇所についてです。

現在、国道443号払川地区をはじめとする、先ほど小筵が開通したということでもありますので、3か所で片側交互通行が続いており、皆様には大変ご不便をおかけしております。これらの箇所につきましては国や県と連携し、一日も早い全面通行再開に向け、復旧方法やスケジュールについて鋭意調整を進めているところでございます。

できれば、早い段階で、いつ、どうなるっていうのをお示ししたいところなんです。が、まだ査定等あっておりますので、現在なかなかそこまで踏み込んだことが言えないのは残念でございますが、特徴的な箇所の復旧状況について申し上げましたが、今後とも、被災された皆様が一日も早く元の生活を取り戻せるよう、国・県と緊密に連携を図りながら、全力で復旧・復興に取り組んでまいります。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 私、地元のことでお尋ねします。坂貫の山腹崩壊の箇所についてはどうな見通しでしょうか。

○議長（上田 孝君） 安達森づくり推進課長。

○森づくり推進課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

坂貫の山腹崩壊の箇所は、県の工事といたしまして予防治山、緊急予防治山ですね、令和7年で国に要望して、令和7年度での予算で着工する予定でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それは治山工事ですよ。そしたらその町道は建設でしょう、河川は県、そのあたりをちょっと。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

山腹崩壊の下に町道坂貫線、それとその下が幕川ということで、幕川の河川管理については熊本県が管理をしているというところで、町道の被災については現在、災害査定を受ける準備をしております。

それと幕川についても同じく県のほうで災害査定を受けられますので、工事の順番としては、当然、上部の危険な箇所、治山工事が終わって、その後、道路の災害復旧工事、その後河川の災害復旧工事というふうに、工事は進んでいくと思っております。ただ、時期については治山工事の完了後ということで、今のところまだ未定というところになっていると思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） よろしくお願ひします。道をほがしても上から来るからですね。上から止めていかなんそれは理屈として分かりますので、できるだけ早くお願ひしておきたいと思ひます。

2点目ですけれども、一応、先ほど言いましたように、本激、令和7年11月11日に閣議決定で本激、激甚災害の指定がありましたけれども、今いわゆる局地の激甚災害指定については玉東町だけになっております。将来的に県を通じて局激、いわゆる市町村単位の局地の激甚災害指定の申請をされてるよう聞いてみますけれども、その見込みはあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、玉東町が局激ということで、中小企業支援のほうで局激になっております。ほかの公共施設あるいは土木施設、その他に関してはもう本

激ということになっております。今、熊本県で中小企業支援の激甚災、局激を受けているのは玉東町だけであります。今これ美里町で単独で積み上げても、なかなか局激になるような被害には達しておりません。

熊本県として、本激になるように、全て被災したその被災総額を国に上げておりますが、なかなか激甚災害には指定されるその水準までは達しないというような話を伺っているところでございます。

そこで局激に玉東町がなることで、熊本県全体に約5億円の中小企業支援の補助が来ると言われておりましたが、5億円じゃとても足りないということで、県が国といろいろ折衝されまして、今日の新聞にも載っておりましたが、自治体連携補助事業だったと思います、そういったことで補助の額を積み上げて、それで熊本県の中小企業支援をやってくれというような流れになっているというふうに伺っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 状況は分かりましたけれども、一応11月11日に激甚災害の指定を受けて、一般的、常識的にはその被害額の7割、8割が国から交付されるということは大体一般的に知っておりますけれども、今度の激甚災害の指定によって1割かさ上げされるということなんですが、実際、本町におきましては、事業ごとに率が変わったりするから複雑ですけれども、概ねどの程度の国のお金が来るのかお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

補助率の決定過程につきましてご説明申し上げます。

国からの補助率は災害の規模や被害状況に応じて個別に算定されているので、現時点では正確な割合は決定いたしておりません。議員お尋ねの国の過去5年間の実績を参考に見ますと、公共土木施設災害等の復旧における補助率は通常約66%が71%から84%程度の範囲で決定されております。また、農地の復旧に関しましては通常50%の補助率が86%から97%、農業用施設におきましては通常65%が95%から99%といった高い補助率が適用されております。

参考までに、公共土木施設災害では、平成19年の本町の豪雨災害で「88.3%」、平成28年の熊本地震後の豪雨災害では「93.7%」となっております。以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 分かりました。

それでは3点目、お尋ねですが、要するに道路災害で着工ができてないところが

幾つかあるわけですね。例えば、あそこは大窪の地内になりますか、間部病院の手前の橋梁が陥没しております。そういうことで商店街への動脈になる道路が通れなくて、迂回路はありますけども、非常に不便だということで、いろいろと苦情が出ているわけでございます。非常にあっちもこっちもということで、多くの箇所が被災しておりますので、どこを優先するかというと非常に難しいところであると思えますけれども、非常に住民の生活に密接に関係するようなところについては、やっぱり優先的に工事を進めさせていただきたいと思うわけですが、その工事の対応についてはどうお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

今回の8月の豪雨により、町道関係では、先ほど議員がおっしゃられました橋梁、堂面谷橋と言いますけれども、堂面谷橋を含む7橋が被災をしております。

橋梁の被災箇所につきましては、災害の査定を受ける前に、国土交通省防災課と事前打合せを行って、復旧工法について決定をすることが必須の条件というふうなことになっております。

町では1回目の事前打合せを10月の30日に行い、そのときに指摘をされた事項について修正を行い、12月4日に2回目の事前打合せを行っております。

2回目の事前打合せにおいて協議が調いましたので、年内に災害査定を受けられるように現在準備を進めているところでございます。

今回、美里町では災害の申請件数が多いため、図面や写真を省略した簡素化査定ということで査定を受検をしております。査定後に詳細な測量設計を行いまして、できるだけ早期に着手できるように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 状況は分かりましたが、迂回路とかっていうのは非常に技術的に難しいことですか、お尋ねします。仮設橋、すみません。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

堂面谷橋の仮橋につきましては、建設課におきましても被災直後から検討してきたところでございます。仮橋の設置につきましては、被災箇所の上流側または下流側に設置をするのが一般的な設置箇所となっておりますけれども、現地を見てみまして、大窪側から見てみますと、河川の上流側は道路自体に勾配があって、対岸は美容室の駐車場ということになっております。

また、下流側は道路より敷地が1メートルほど高くなっておりまして、対岸は幅4メートル程度のつるの川団地の団地内の狭い道路に連結をするということになっております。上下流側とも仮橋の設置場所としてはちょっと不適當ということで、町としては考えているところでございます。

また、現在被災をしている箇所をまたぐような形の仮橋ということも検討しましたがけれども、本格的な災害復旧工事を実施する際には、その仮橋自体が支障となって、また撤去するということになりますので、今の被災箇所をまたぐような仮橋の設置もまた難しいのではないかとこのように考えております。

砥用の商店街に通じる、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、主要な道路であるということは、町としても十分認識をしておりますので、先ほど言いましたとおり、災害査定を早期に受けて、発注の準備を行って、できるだけ早めに、早期に工事発注ができるように今後も取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） できるだけ早く、よろしくをお願いします。

次の4点目ですが、農道の災害復旧の自己負担についてお尋ねをいたします。

先ほど総務課長のほうから国の補助率については説明がございましたが、農地等についても、概ねそういうことだろうと思っておりますが、その際の当然、国が出す以外のお金は県とか町が出すのか、そのあたりはどうなっていますか。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町の災害査定につきましては、まず農地、農業用施設の被害が甚大で、被害箇所が相当数になることから、県より国に要請していただきまして、通常査定ではなく、災害査定効率化、書類の簡素化を図るため、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づきまして、簡素化査定の適用を受けることができたところでございます。

11月の4日から、現在も毎週簡素化査定を受けている状況で、この災害査定が完了しなければ、災害復旧の自己負担の補助率、補助率増高と言いますけれども、それが決定できないということとなっております。

この補助率増高は、令和8年1月31日までの農政局への提出期限となっております。その後、国で補助率が決定されますので、現時点で把握することはできない状況でございます。

ですが、目安としましては、激甚災害の指定を受けた本町の過去5年の平均では、

農地につきましては約95.2%で、農業用施設につきましては98.7%となっております。

その残りにつきましては、個人さんの負担というような形で現在のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） いろいろ美里、号外とか、お知らせが役場から何度も出ておりました、全部一応ここに持ってありますが、農地の自力復旧等についてもいろいろ配慮されて8割の支援と。そして最近では、うちの近所にもありますが、災害にかからないというようなところもございまして、それは町の土地改良事業の範囲で、40万円未満であっても8割云々ということで一応計画が決まっておりますけれども、要するに、先ほど担当課長が言われますように、仮に9割国から来ても、1割は県も町もお金は出さずに、もう自己負担ですよとなるわけですね。そうした場合に、もう今ですら自分の農地が崩壊して、畦が崩れたりして、そこに何%もその自己負担が10万円単位で出てくれば、もう辞めたと言われるわけですよ、辞めると。ますます、特に70代後半、その人たちが中心なんです、実は高齢化して。ようやく機械、トラクターとかコンバインの機械があるからしよらすけども、それだけそんなに負担を出さなきゃならんならもう辞めたと。そういうことになると、ますます耕作放棄地が増えると、こういうことになりますので、ここはできるだけその自己負担がゼロ、ゼロっていうわけにはいかんけれども、少しでも自己負担が少なくて済むように、ちょっと非常に財政的にもものすごいお金がかかるというのは分かりますけども、そのあたりをもうぜひ検討していただかないと、本当に農家を辞める人たちがごろごろ出てくると思うんですよ。

この前、農業センサスというものがあつたですね。結局、もう15年すれば農家の戸数が半分になりますというのが農業センサスで出てきてるんですよ。それは災害がないときの話。この災害が出てきたらもっとですね。もうそういう状況というのはもうお分かりになってると思うけど、そこは自己負担ができるだけ少なくて済むように、何とかいろいろ、お金が要ることだから簡単に、はいつて言われなくてもしれんけれども、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。答えはできないかもしれませんが、いかがですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃることは十分分かっております。ただ、本町においては、恐らく他の自治体に比べれば、この農業の災害復旧に関しては、できるだけ自己負担を抑えていただけるような仕組みづくりはできておりますし、

その財源としてやっぱり起債であったり、一般財源、あるいは基金、そういったのを今使わせていただいているところがございます。今おっしゃいました話につきましても、何かいい知恵が出せないかも含めて検討をしてみたいです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） よろしくお願ひします。

続きまして、美里まちづくり公社の運営についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、収支計画と決算との数字の乖離についてどう分析しているのかお尋ねいたします。それ、たしか令和4年でしたか、まちづくり公社が設立した当時に、長期の計画というのが策定されておまして、この数字を持っておりますが、その数字とかなり乖離が出ているように思いますので、そのあたりの収支計画と決算の数字の乖離をどう分析しているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

美里まちづくり公社は、令和4年7月に設立し、ふるさと納税事業の中間事業者手数料を主な財源とし、観光振興や物産振興を進める計画でスタートしました。当初の寄附額の計画は、令和4年度7,000万円、令和5年度1億3,000万円、令和6年度1億5,000万円、令和7年度1億8,000万円、令和8年度2億円と設定をしておりましたが、実績は令和4年度2,106万円、令和5年度5,911万円、令和6年度6,752万円、令和7年度は1億円程度の見込みとなっております。公社設立前年の令和3年度は3,750万円であり、令和6年度にかけて寄附額は1.8倍となりましたが、当初計画は下回っています。また、寄附額に応じて得られる手数料収入も当初の想定には届いておりません。

手数料収入が当初の想定を下回っている要因としては、寄附額が目標を下回っていることに加え、令和5年9月及び令和7年9月にふるさと納税制度の改正が行われ、経費率の考え方が厳格化されたことで、手数料収入の確保が難しくなったことが上げられます。

こうした状況を踏まえ、町では令和7年7月に美里まちづくり公社運営委員会を設置し、公社の事業実績や体制を検証した上で、来年度以降の公社の方向性について検討を進めてまいりました。その結果、委員会から町長へ3点提言がなされております。

1つ目は、物産振興事業の方向性。

ふるさと納税業務を中心とするこれまでの体制から、地元返礼品の開発支援や提供事業を担う「地域商社」としての役割へ転換すること。

2つ目は、本来目的である観光と地域づくりへの重点化。

観光地域づくりや地域課題の解決を軸に、観光振興、未来創造、物産振興の3つの事業を重点的に進めること。

3つ目は、安定した経営体制の確立。

公社が主体的に観光地域づくりや未来創造事業を担うことで、持続可能で安定した経営基盤を築くこと。

また、ふるさと納税事業の中間管理業務については、業務の専門性の高さを踏まえ、令和8年度以降は専門業者への委託を基本とする旨の議論があったと聞いております。

町としても、これらの内容を踏まえ、公社が地域の期待に応えられるよう、今後の在り方についてしっかりと検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 細かな数字を言うと、もう時間がないのであれですが、税引き前の当期純利益が今年度の3月31日の決算で79万7,963円ということが出ておりました。相当な当初の計画との乖離があるので、今お尋ねをいたしました。

2点目ですが、設立当初の目的は、全体的にですね、いろいろあれをやります、これをやりますという計画がありますが、どの程度達成しているのかお尋ねをします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

美里まちづくり公社では経営基本計画において「情報発信」と「物産流通の最大化」を重要なテーマとして掲げております。情報発信の面では、町のブランディングやマーケティングを強化すること、また物産流通では、ふるさと納税を通じた物産販売の拡大を目指してまいりました。

これらのテーマを達成するため、公社では物産振興事業、観光振興事業、未来創造事業の3つを事業の柱とし、さらに「プロデュース機能」「マーケティング機能」「営業機能」「経営機能」の4つの機能を戦略の軸として取り組みを進めてきたところです。

例えば、「プロデュース機能」では、ブランド米としての認知向上と販売強化。石橋サブレの開発。返礼品パッケージ等のプロデュース。二俣橋周辺における古民家カフェのプロデュース。

「マーケティング機能」では、YouTuber「TETUチャンネル」を活用した情報発信。タレント【ヒロシ】による情報発信。銀座熊本館における美里町マ

ルシェの開催。

「営業機能」では、フットパス等の観光資源を活用した事業の受託。G o N a t u r e社との観光コンテンツにおける協定締結。移住ツアーなどを通じたJ T Bとの連携。

「経営機能」では、産業連携協議会による関係機関との連携。W E B店舗を活用した公社商品の販売などがあります。

公社が地域商社として、分野ごとに稼ぐという視点を持ち、関係者と連携して取り組んできたことは、一定の成果を上げてきたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 2022年にプレゼンがございまして、D H E株式会社というところから、南小国でやってきたことということで、美里町で動いていることということでいろいろ説明がございました。

そういうことで、非常に南小国町では非常にいろんな事業が成功しているんだと、こういう説明がございましたし、そういうことを目指してやっていくのだからって思っておりましたけれども、今のこの今現状で、このD H E株式会社っていうのはどの程度まちづくり公社の運営に関与しているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

D H E株式会社は、S M O南小国や高千穂まちづくり公社の立ち上げに関わるなど、地域商社の立ち上げ、運営に豊富な経験を有しており、美里まちづくり公社立ち上げの際から関わっていただいています。

同社とは、当初からアドバイザー契約を締結しており、公社設立後も伴走支援という形で月に1～2回程度、公社の経営や運営全般に関わる助言・指導を受けております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） その中で観光地域づくり法人D M Oをつくっていきますと、こういう1つの目標が説明されておりますが、このあたりはどうなっておるのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

現在、美里まちづくり公社は将来D M Oを目指すための準備段階にある「候補D M O」として活動しており、今後は、観光庁が認定する「登録D M O」を目指して

取り組みを進めているところでございます。

観光を軸として、地域の稼ぐ力を高め、地域経済の持続的な発展につなげるという「登録DMO」の使命は、公社が目指す方向性とも重なるものであり、早期の登録を目指し、段階的に取り組みを進めてまいります。

まずは、「基盤の構築」を進めていきます。観光戦略に基づく観光事業の体系化や観光データの収集と分析体制の整備、公社ウェブサイトの刷新による情報発信力の強化、DMOとしての組織体制の整備を行います。

次に、「集客・開発フェーズ」として、デジタル広告の活用による効果的な集客、体験型観光商品の造成、多言語化による国内外への情報発信の拡充を行います。

その次には、「高度化フェーズ」として観光客の属性・行動データを活用し、戦略的な誘客を行う体制づくりを行います。

これらの取り組みにより、「登録DMO」として求められる水準の体制整備を進め、早期の登録DMOの認定を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） なるべくこの目標を立てておりますので、早めに実現できるようにお願いしたいと思います。

次に、地域おこし協力隊をどう活用するのかということなのですが、一応、企業支援型の地域おこし協力隊ということで、以前予算化されておるといふふうに思いますが、この現時点でのこの協力隊の方をまちづくり公社をどのように活用していただけるか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

現在町では、地域おこし協力隊を8名受け入れておりますが、このうち3名がまちづくり公社の所属となっております。1名は、「白岳しろ」の広告デザインを手がけたこともあるデザインの専門家であり、ふるさと納税のサイト構築や米のブランド化に向けた広告、パッケージデザイン等に大変力を発揮しています。

もう1名は、直前までeスポーツ協会の事務局に所属していた経験と人脈を生かし、eスポーツの企画運営全般に関わってもらっています。先般開催しました美里eフェスタの開催にも中心的な役割を果たしてくれました。

もう1名、12月に就任したばかりの隊員がいますが、この方は物産振興担当として、商品開発やブランディングといった分野で活動していただく予定です。

また、来年1月から観光担当として、あと1名の隊員が就任予定です。この方には、DMO化の推進や、今年度策定する観光戦略の展開に関わっていただくことと

しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） いろいろ地域おこし協力隊の方とちょっと関連はいたしますけれども、次に特定地域づくり協同組合等の取り組みについてお尋ねをいたします。

一応、先日私たちは隠岐の島町に研修に出かけまして、隠岐の島町でもそういう地域人材づくり協同組合ということでつくってございまして、いろいろ人材派遣とか職業紹介も含めて事業がされておりました。

そういうことで、あと最近の熊日に載りましたけれども、あさぎり町でもそういう特定地域づくり協同組合をつくって、農家の人手不足に対して人を送ると、こういう仕事をあさぎり町ではやっておると、こういうような新聞報道がございました。

そういうことで、農家が非常に農業センサスによりますと15年で半減すると、高齢化等も災害があればなおさらそれが加速していくように思います。そういうことで、このまちづくり公社の定款見ましたけども、定款にはちょっと見当たらなかったんですけども、そういう農業面での特定地域協同組合、人材を、農家の担い手を派遣するとかですね、そういったことも今後必要になってくるんじゃないかと。新たに別な公社とか会社を興すよりも、既存のまちづくり公社の定款変更とかも含めて対応して、そういうことができないのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この特定地域づくり協同組合、この制度を活用するとき、一番の課題となりますのが、組合員の経費負担でございます。本年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制が緩和されたところです。

内容としては、組合員以外に派遣する場合、組合員内利用の20%まで。ただし、市町村等への派遣に限り、組合員内利用の50%まで派遣可能となりました。しかしながら、人件費や組合運営費の半分は国や市町村の交付金、補助金から支出されますが、残りの半分は職員派遣の対価として利用料金収入で賄わなくてはなりません。

派遣される職員の年収を仮に300万円とした場合、半分の150万円は、利用料金収入で賄うこととなります。1日の派遣料金を1万円にしましても、150日の派遣実績が必要で、このほかにも事務所経費なども必要となるため、かなりの職員派遣実績が必要となります。

実は、この特定地域づくり協同組合、公社で受けられないかっていうようなちょっと議論もやったことがあります。ただ、そのときはやっぱりどうしても、じゃあ組

合を設立するに当たって、いろんなところが集まるかとか、仕事量があるかとか、そういったところが課題になりましたが、今回、20%であるとか50%まで、50%はもうこれ役場に派遣してもいいというような法改正もありましたので、もうそういった点も含めて、再度検討していきたいと思います。

また、議員おっしゃいましたように定款、やれるということであれば、もう定款も変更して、そういう方向でいくことも可能ではないかと思えます。

引き続き調査、検討を進めていきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） よろしく前向きにお願いいたします。

ちょっと議長にお伺いします。質問が4番をちょっと先にやらせていただいているのですか。

○議長（上田 孝君） はい。

○6番（坂田竜義君） それでは、まず続きまして、美里町「うしろだに」の保全・保護についてお尋ねをいたします。

先日大きく熊日に報道されました。11月12日の熊日ですね。このように大きく報道されまして、「うしろだに」について、熊日の宇城支局長が書いておられます。詳しくですね。そういうことで幾つかお尋ねをいたしますけれども、まず、ちょっと用語解説するとあれですが、ちょっと説明をしておきたいと思いますが。

まず、環境省の自然共生サイトに指定をされたということなんですが、これは民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定するというのが自然共生サイトということで、今度「うしろだに」が認定されております。これは2024年度の後期ということで言われております。いろいろ地球温暖化についても、前回いろいろ質問をいたしましたけれども、30 by 30ということで、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するという目的、世界的にこの確認をされております。

そして、その一環としてOECMということで、保護地区のようにガチガチに守られたエリアではなくて、人間の営みがありつつも、長期的に生物多様性を守るためにプラスになるように管理されたエリアということで、その一連のずっとその中で、自然共生サイトということで認定がされました。

地域の方々では、草切りとか、生物の調査とか、こどもたちを招いて稲刈りの体験とか、いろいろ今取り組みをされているところがございますけれども、この「自然共生サイト」に認定されるメリットとしては、このブランド力の向上、それから支援証明書制度ですか、これは自然共生サイトに係る取り組みの支援に対して認証されるものでございます。

それから、J-クレジットということで、CO₂の温室効果ガスの削減・吸収等を対象としてクレジットを購入するという、こういうメリットがございます。自然共生サイト認定の4つの基準というのがございます、1つは境界・名称に関する基準、ガバナンスに関する基準、生物多様性の価値に関する基準、活動による保全効果に関する基準と、こういうことがございます。ですから、このメリットで申し上げましたように、非常にこの「うしろだに」っていうところはすばらしいやっぱり自然が残っているところということでございまして、環境省がせっかく認定しているわけですから、今後のこの「うしろだに」の保全・保護策ですね、どのようにされるお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 自然共生サイトにつきましては、土地の管理者の自主的な保全活動を評価することが制度の基本となっていると理解をしております。このことから、町としましては、管理者の自主的な取り組みを後押ししていく考えでございます。

具体的な取り組みといたしましては、町の広報紙やホームページを活用して、認定サイトの価値や保全活動の様子を町内外に発信するとともに、教育委員会とも協議し、教育的観点で何かできないか、あるいはフットパスコースとして設定できないかなど検討してまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） この11月12日付の熊日に詳しく報道されておりますが、この日も稲刈り体験ということで、主に市内の方だったと思いますが、市内の方の保護者と小学生が来て、稲刈り体験とかがされております。そういうことで、今町長からありますようにホームページ、広報紙も含めて宣伝していただくということはお願いしたいのですけれども、環境教育として、この町内の小中学生に対しても、できるだけこの自然がせっかく残っているところがあるわけですから、町外の人に来てもらうということも大事なんですが、地元の小中学生も環境教育に非常に有効だと思っておりますので、そのあたりについてはどうでしょうか。教育長かな、すみません。通告してないけど。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 新聞のほうは私も見させていただきました。大変すばらしい取り組みだと思っておるところです。

熊本市内からの小学生の受け入れはあつとると思いますが、今のところ、各小学校等ではそれぞれの地区の水田等を利用して農業体験をしております。

今後、そういったところで受け入れができるかどうかはまた検討させていただき

ればと思っているところです。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 特に、生物が非常に種類が多いということも、ビオトープとかがありまして、一部被災しておりますけれども、そういうところの生き物の調査でありますとか、こどもたちには教育上有効なことができるというふうに思いますので、そのあたりについてはぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、美里ランタンフェスティバルの総括についてお尋ねをしたいと思います。

まず、この関係人口、交流人口を増やす視点での取り組みと成果はどうなっているかというお尋ねでございます。

一応、全体的な、昨日も全員協議会でランタンフェスティバルの決算について報告がございました。それから、それ以前にも一応、町外・町内の参加人員とか、そういった状況について詳しく担当課長から説明は受けておりますけれども、この関係人口・交流人口を増やすという視点での成果はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

今回の美里ランタンフェスティバルは、8月11日に発生した豪雨災害からの復興を祈念するイベントとして位置づけ、10月25日に開催しました。

合計で約3,400人の方に来場いただきましたが、チケット販売数を集約した結果、そのうち約2,000人、割合で言うと約60%の方が町外からのお客様ということになりました。

また、アンケート結果からの推計で、全体の5%程度、170人程度は県外からの来訪と考えております。また、アンケートの中で、今回のイベント参加に合わせて、美里町内でどのような場所に立ち寄りましたかという設問に対して、買物と答えた方が19%、温泉、食事と答えた方が同率で14%でした。また消費金額は1,000円から5,000円と答えた方が最も多く43.1%でした。

このように、今回のイベントには、町外や県外からも多くのお客様が来訪され、かつ町内の飲食店や温泉施設等に立ち寄っておられることから、関係人口、交流人口を増やす取り組みとしても大きな成果を上げていると考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それで、町外の参加者が1,447人ですか、町内が1,068人、特に町外の参加者の住所とか把握はしてあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

今回、チケットを事前購入された方については、チケット販売システムでお名前、電話番号、メールアドレスを把握しておりますが、住所は把握しておりません。今回は個人情報の取得目的についてチケットの販売と今回のイベントに関する情報提供に限っておりますので、二次利用は難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 基本的には、肝のところと私は思いますけれども、ただ最初にランタンの森というのが始まって600人か700人でしたかね、去年の20周年で5,000人ということが報告がありました。

それから、一応今年度については、先ほど報告がありましたとおりなんですが、要するに、「ああ、よけい集まったね」って、「出店もにぎわって、売上げも上がったね」って、「よかった、よかった」って、そういうことではね、私はいかんだらうと思うんですよ。だから最初から、やっぱり交流人口、関係人口をやっぱり増やそうというのが基本にないといかんと私は思うんですよ。

ですから、そのためには、ある程度、町内はある程度分かるけど、町外の人に、どうリピーターになってもらって、やっぱり町とのつながりを、いかにつなかりを強くしてもらうかということにやっぱり視点を置いてもらわないと、何か大きなお金を使った割には何かということにもなりかねないので、批判しよるわけじゃないですよ、いいことだけん、これやらなんけれども、ただその関係人口を増やして、やっぱりふるさと納税だとか、いろいろやっぱり町とのつながりを深めていかないかんのじゃないかっていうことですよ。

それで、1つはなぜ住所を知っとるかということで、把握しとるかどうかが聞きましたけれども、今度総務省、これは制度ができる以前にしてるところはしてるんですけど、ふるさと住民という制度が今度総務省のモデル事業で試行すると、こう報道がっております。それを先取りして、そういう取り組みをしている自治体も幾つも県内にありますね。そういうことで、ぜひそういう、メールアドレスが分かるだけでも、それはいいんですけども、できるだけそういう人をつなぎ止めて、やっぱりいくためにはいろんなメリット、ふるさと住民に登録すると、こういういい、温泉券は半額でいいよとか、そういうふるさと住民として登録して、町にいろいろお金は少しかかるかもしれんけど、非常に効果が大きいと思いますので、そのあたりはぜひふるさと住民としての登録を進めるようにできないかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

先ほど二次利用は難しいということをご説明申し上げましたけれども、それは今年の話でございます。来年度開催するときには個人情報の取得の際の同意事項というものをきちんとお伺いしていれば、二次利用もすることができるというふうに考えております。

その上で、ふるさと住民として登録する考えはないかということでございます。ふるさと住民登録制度につきましては、地域経済の活性化や地域の担い手確保を目的として総務省において制度創設に向けて検討中であるというふうに承知しております。

総務省の資料の中で、目指す姿のイメージとして示されている内容によりますと、希望される方に自治体がふるさと住民アプリのアカウントを発行して、各種情報を発信したり、行政サービスを提供できるようになるということですが、制度の詳細がどうなるのか、引き続き国の動きを注視し、来年度以降、ランタンフェスティバルへのお客様に対してもご案内が可能なのかどうかということはしっかり検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 先ほど、メールアドレスはある程度把握できているということでしたね。そういうものを活用できないですか。メールですよ、紙でなくて、メールで把握できてる範囲ですよ、こういうことで、うちのいわゆるふるさと住民として登録した場合はこういうメリットがありますよというようなことで、少し制度をつくってもらって、そしてやっぱり、それは千何百人のうち、何割か知らんけども、メールアドレスが把握できてるのが何割か知らんけど、少なくとも、その手がかりはあるですよ、できるですよ。だけん、それは少しでも、私は本来の目的はそういうことで、関係人口、交流人口を増やして、やっぱりできるだけうちに来る人のリピーターを増やして、お金でも何でも落としてもらおうということがないと、ちょっといかんと思うから、そのあたりは一応、今メールアドレスで勝手にできないですかね、それは制約があるんですかね。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） メールアドレスの利用ができないかというところですけども、個人情報を取得する際の同意の取り方というところでございます。今年度に関しましては、このチケット販売、それからイベントに関するご案内のみということで同意をいただいておりますので、今年度の方に関しては、残念ながらちょっとそういった形の利用は難しいというふうに考えております。

ただ、会場の中でしっかりいろんなPRはしております。来年に向けては、またその個人情報のいただき方というのも検討させていただいて、おっしゃるような方向というのも検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） よろしく取り組みをお願いして、終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、1番、村崎公一議員の一般質問を行います。村崎公一議員。

○1番（村崎公一君） 1番、村崎です。通告に従い質問いたします。

1つ目が、学校環境について。2つ目がランタンフェスティバルについての2点について質問いたします。

まず、1つ目の学校環境についてとなります。

最近の定例会の一般質問においても、中学校の部活動の社会体育移行の話や、小中学校を含めた町内の学校の再編の問題などが多く質問されております。これは議員も含め、地域住民、保護者にとっても非常に関心がある表れではないかと思っております。

先月から各種団体や地域住民、保護者などで構成された美里町学校の在り方検討委員会が発足し、これからの美里町の学校の在り方を議論されていかれるかと思っておりますが、その進め方については、もう少し見守っていきたいと思っております。

今回の学校の環境について質問をしてみたいと思います。

最初に資料として、砥用中学校と中央中学校の平成23年から平成19年まで27年分の生徒数の推移のグラフをシステムに添付しております。平成23年は砥用中学校が144名、中央中学校が103名となっております。

前回の中学校の適正化会議が行われていたのが平成28年で、そのときは砥用中学校133名、中央中学校が98名。そして現在、令和7年が砥用中学校69名、中央中学校が82名となっております。その先については、現時点では見込みということになりますが、令和19年は砥用中学校43名、中央中学校38名となって

おります。

町の人口減少と同じく、右肩下がり生徒数も減っているわけです。両校の生徒数を比較しても、砥用中の生徒数が多かったわけですが、令和2年に中央中学校の生徒数が上回りました。このあたりの数字の変化は、令和5年6月議会の一般質問で、町の住宅政策について質問したときに、町が行う新しい住宅団地については、町外からの移住よりも、町内から町外への流出には一定程度の効果があったのではないかと私が発言いたしました。

町内で移動が起き、砥用地区の人が中央地区に家を建てる。特に子育て世代が若いうちに家を建てる傾向もあり、それが生徒数にも反映しているのかと思うのですが、その傾向自体は予想できていたことではあります。

ただ、そのまま両校の生徒数の差は広がっていくのかと思いきや、予測値ではありませんが、令和12年度には両校の生徒数は減っている中ですが、また砥用中学校の生徒数が多くなっています。このあたりの推移を、町の人口減との比較なども踏まえ、中学校の生徒数の推移をどのように捉えているのか、お聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 昨年の文部科学省の調査結果では、全国の小中学校の児童生徒数は昭和57年度に約1,753万人と、第二次ベビーブームによるピークを迎えましたが、その後は減少傾向にあり、令和5年度は約884万人と、ピーク時から約49%減少しているところです。

さらに、令和5年の出生数は約73万人となり、減少傾向が継続かつ過去最少を更新するなど、今後も児童生徒数の減少が見込まれております。

本町におきましても、中学校の生徒数は10年前の平成27年度から約35%減少し、今年度は151名となっております。

人口についても右肩下がりに年々減少しており、10年前から約22%減となっております。

議員が添付されております資料においては、両中学校で生徒数に追い越し、追い越されが生じる年度が示されております。人口の推移では、両地区の人口の逆転現象はございませんので、先ほど議員がおっしゃられました中央地区における麻生平や宮ノ前団地等の宅地整備や若者世代の住宅建設等により、児童生徒数の減少に歯止めがかかり、一時的に中央中の生徒数が上回ったものと見ています。

そしてまた、その年代がしばらくして学校からいなくなるような状況が原因となって、人口の推移と同様、減少していくものと考えているところです。

また、本町の出生数については、本年3月に策定しました「美里町こども計画」からも、年間約30名となっており、令和4年の出生率は2.9%と全国、県と比

較しても、それぞれ3.4%、4%と低い状況となっております。本計画の3つの柱の支援を、それぞれのライフステージごとに推進していく必要があると思います。

現在、学校の在り方検討会を開催しておりますが、将来の児童生徒数の動向を見据えながら、望ましい教育環境を実現することが最大の目的であり、「こどもたちへの教育をどうよくしていくのか」「こどもたちの将来の理想の姿」を常に念頭に置きながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 非常に抽象的な質問で、なかなか革新的な答えはなかったと思いますが、ですが、これからも町として有安工場跡地に宅地が建設されれば、またこの数字も変わってくるかもしれません。

数字やデータは、余計な情報がない分、もしかしたらそこから今後の方針の材料が見つかるかもしれません。

次に、町が行っている美里町特色ある教育推進事業交付金についてお伺いします。

美里町特色ある教育推進事業交付金は、熊本県美里町が町内の小中学校に対し、学校や地域の特性を生かした特色ある教育活動を推進するために必要な経費を補助する制度です。この交付金は、各学校が創意工夫を凝らした独自の教育プログラムや、活動を積極的に実施することを奨励し、美里町全体の教育の質向上と地域に根差した人材育成を図り、特色ある教育の推進を図ることを目的としています。

現場の先生にお話を聞いたことがあります。現場としては非常に助かっているありがたい事業だとお聞きしました。

教育現場としても、限られた予算で学校運営をされており、こどもたちのために必要なことに使えるのは大事なことだと思いますが、この美里町特色ある教育推進事業交付金の活用には、町としての方向性や、どのように使われているのかをお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 特色ある教育推進事業は、平成25年4月から学校や地域の特性を生かした特色ある教育活動へ積極的な取り組みを推進する学校に対して、予算の範囲内で交付金を支給し、各学校において創意ある教育活動を展開し、教育の推進に活用されております。

対象事業としまして、まず児童生徒の学力・体力向上を図るための事業。次に、創意工夫を生かした学校教育の充実を図るための事業。3つ目に、学校と地域の連帯を図るための事業。4つ目に、児童生徒の体験的学習活動の充実を図るための事業。5つ目に、その他、学校長の裁量を発揮した特色ある教育の推進に要する事業が対象となっております。

町内各学校の授業の取り組みを紹介しますと、砥用小学校では、命の講話等各種講話における講師謝礼、社会面・学習面・身体面の向上・改善プログラムのライセンス料、学校生活における満足度や対人スキルを評価するテスト料、田植え体験の水田借地料、教材備品購入等に活用されております。

励徳小学校では、卒業生を招いて夢、ふるさとを語る講話や茶道教室等の講師謝礼や地域間交流事業経費、環境整備用の高圧洗浄機などの備品や教材補助具購入等に活用されております。

中央小学校では、茶道、生け花教室や指導力向上の研修、講話等の講師謝礼、学力向上に向けた教材備品や、長机等の備品購入などに活用されております。

砥用中学校では、人権学習や教育講話等の講師謝礼、校内環境整備に係る花壇用花苗代、生徒昇降口木製靴箱の作成費、美術室机改修等に活用されております。

中央中学校では、職業講話や教育講演会等に係る講師謝礼、琴指導謝礼、図書室の書籍や書架、各種発表に使用するプロジェクター等の備品購入などに活用されているところです。

このように各学校の教育推進に必要で、特性を生かした創意ある教育活動に活用されている状況でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 今ご説明があったように、様々なことでこの交付金が使われていると思います。教育現場がこどもたちに必要なことを学校ごとに考え、使えるのは大変よろしいかとは思いますが、美里町として特色ある教育を進めようというのは、町としての方針でもあると思うのですが、言い方は悪いですが、今はその学校に町としてはお金を出しているだけで、中身は学校が考えているというような見方もできると思います。

なぜこのような質問をしたかということ、現在、町内の5校に各20万、30万のときもあると思いますけれども、各20万ずつ交付をされて、交付というか、交付金の枠があると思うんですけども、私の質問の趣旨としては今年の12月議会において、こどもたちの他地域との交流事業ができないかと質問させていただきました。昨今の財政状況を考えれば、新たな事業の難しさも分かっています。町が主導する特色ある教育として、ぜひ地域間の交流事業を行ってほしい、要望するだけではなく、財源になり得ないかと思い、質問をさせていただきました。

次に、学校体育館の空調設備についてお伺いたします。

この質問も令和5年12月の一般質問の際、公共施設マネジメント計画の中で少し触れています。そのときは、町所有の公共施設の維持管理について、評価が低い施設については早く処理し、その一方で必要な施設については集約なども含め、改

修の必要があるのではないか。その中で、学校の空調設備の改修の話もいたしました。

ここ数年の夏場の気温の変化は、我々の経験値を上回り、その年だけの異常気象ではなく、今後そこがベースになっていくのではないのでしょうか。体育館の空調設備の必要性として、主に健康面、安全面確保と災害時の避難所機能の強化になります。

熱中症のリスクの軽減として、近年の異常な猛暑により、体育の授業や部活動中の熱中症事故が全国的に増加しています。空調設備により、室温を適切に管理することで、運動時や活動時の体調不良や命に関わる事故を予防できます。

学習活動環境の質の向上として、快適な温度・湿度環境は集中力や運動パフォーマンスの向上につながります。生徒たちが安心して教育活動やスポーツに取り組む環境が整備されていきます。

災害時の避難所機能の強化として、体育館は地震や豪雨などの大規模災害発生時に避難所として利用される重要な公共施設です。

被災者が長期間滞在する上で、健康を維持できる適切な温度・湿度環境は必須であり、自治体での機能強化の一環としても進められています。

多様な利用への対応、学校行事、入学式や卒業式など、地域の集会、選挙の投票所など、多目的に利用される体育館において、季節を問わず快適な環境を提供することは、利用者の満足度向上につながる。

文部科学省も、公立学校施設への空調設備導入について、その必要性が広く認識されていて、令和7年5月1日時点で全国の公立小中学校の体育館の空調設備の設置率は22.7%となっています。

避難所に指定されている体育館の設置率は23.7%にとどまっています。

本町は8月に豪雨災害に見舞われ、町内全域にわたり被災いたしました。幸いなことに、今回の災害においては、避難所としてはほぼ町庁舎で対応でき、体育館の使用はなかったかと思いますが、もし体育館で避難所として使うことになっていたら、被災者の安全面を考えると、早急な対応も必要なのではないでしょうか。

空調設備整備臨時特例交付金など、国の交付金制度についても、町としても検討はされているとは思いますが、設備についても空調のガス式や電気式など設備の機能も向上しております。

そこで、町としての学校体育館の空調設備の設置の必要性はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 体育館への空調設備の必要性は今議員がおっしゃったとお

りであると思っております。早急な設置が考えられるかと思えます。

文部科学省から今年5月時点での全国の自治体の学校の空調設備設置状況が示され最も高い整備率は東京都の92.5%、低いのが岩手県、佐賀県の0.8%、熊本県は13.4%の整備率で全国の平均より低い状況となっております。

そのような中、本年7月、山江村の山江村体育館及び山江中学校体育館の空調設備の視察を行っております。施設に合致した空調機材の検討や、整備後のランニングコスト等の説明を受け、意見交換することができました。

本町におきましても、今後体育館の空調設備の整備計画を進めていくことになるかと思えますが、どのタイプの機器が適しているのか、整備及び維持経費、整備の時期、活用財源等を精査し、空調設備の整備実現に向けて進んでいければと思っております。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） こういった施設の改修などは、今後の学校の在り方検討委員会などとの絡みもありますが、学校の体育館であるうちなら使える交付金だったりもします。他自治体の視察などに行った際にも、体育館の空調設備を導入された自治体も見てこられたと思えます。

災害はいつ何どき起こるか分かりません。昨今の気候変動によって、台風などの災害は減っても、今回のような線状降水帯による集中豪雨がこれからは多くなっていくかもしれません。

また、今日、朝こちらへ来るとき大変寒かったと思えます。車の温度計を見ると、5度となっております。12月頭で5度ということで、年が明けた1月2日には、美里町では二十歳の集いが行われます。例年、二十歳の集いが開催されていた美里町文化交流センターひびきは、さきの災害により使用できなくなり、1月2日は砥用中学校の体育館を使用して、二十歳の集いが行われると聞きました。

1月の午前中の体育館はさぞ冷えるかと思えます。体育館を使用しての二十歳の集いは今度だけかもしれませんが、このようなことも含め、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。

次に、学校の空き教室についてお伺いたします。

私が中学生だった35年ほど前は、砥用中学校は各学年3クラスの全部で9クラスありました。それが現在では各学年1クラス、1年から3年までで3クラスしかありません。

校舎自体は私が通っていた頃と同じなので、空いている教室があるわけですが、今、中学校の敷地内に防災倉庫等も建設されています。備蓄倉庫としての活用などできないかと思っていたわけですが、現在、学校の使われていない教室の活用はど

うなっているのかお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 児童生徒数の減少により、以前使用されていた教室があるかと思われませんが、現在確認しましたところ、外国語の少人数授業や通級指導教室、特別支援学級、更衣室、学習ルーム、多目的教室などに活用されており、各学校工夫された学習環境の提供に努められておられまして、現在使われていない教室はないというふうに聞いているところです。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 学校としても、こどもたちの教育のために様々な活用をされているということですが、今後の町としての学校の在り方で、どのような形になるか分かりませんが、もしかしたら空いた教室ではなく、学校自体が空くこともあるかもしれません。そのあたりを見据え、トータルで考えていただきたいと思います。

先月、議会と町のPTA連合会とで意見交換会を行いました。その中でも、当事者である保護者としての様々な意見を伺いました。

学校の在り方検討委員会の中身についても、PTAと教育委員会とでは議論のスピード感にギャップがあるように感じたところでした。よりよい結論に行くように検討委員会のほうを進めていただきたいと思います。

次に、ランタンフェスティバルについてお伺いいたします。

今年も10月25日に美里町のランタンフェスティバルが開催されました。

昨年の合併20周年事業に続き2回目の開催となりました。私も商工会の副会長として実行委員会の中に入っております。昨年は20周年の記念事業として1,300万円の予算が計上されましたが、今年は同じようにはいかないとはいえ、1,000万円の予算をかけていただき、準備をしたわけですが、予算が減っても、去年と同規模の内容を目指そうと、様々な試みを試して、無事に開催することができました。

執行部の皆さんも会場に足を運んでいらっしやっただと思いますが、今回行われた災害復興祈念のランタンフェスティバルをどのように評価されているのか、お伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回は8月11日に発生した豪雨災害の影響もあり、イベント開催の可否についても議論を重ねてまいりました。しかしながら、このような困難な状況だからこそ地域の絆を深め、支援の輪を広げるとともに、復興に向けた機運を高める契機とすべきと考え、復興祈念イベントとして開催することに

決定をいたしましたところです。

今回のイベントでは、多くの企業や個人の皆様から温かいご支援をいただきました。

また、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングやチケット収入を災害義援金に充当する仕組みを導入し、多くの方々のご協力の下、開催に至りました。

このように地域内外から寄せられたたくさんの支援の輪がイベントを成功に導いたものと、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

当日は町内外から多くの皆様にお越しいただき、約3,400人もの方々がご来場されました。

ライブステージは出演者と観客が一体となり、大いに盛り上がりを見せたところです。音楽の力が会場全体を包み込み、笑顔と歓声があふれるひとときとなり、イベントの象徴的な場面となったところです。

そして、ライブの後に行われたランタン打ち上げでは、夜空にたくさんのランタンが舞い上がり、幻想的な光景が広がりました。さらに、フィナーレを飾る花火の打ち上げでは、夜空を彩る鮮やかな光と音が会場を包み、参加者全員が一体感を感じる瞬間となりました。

これらの演出は来場者の心に深い感動を与え、イベント全体の盛り up を最高潮に導いたものと考えております。

また、会場内では大人も子どもも楽しめる多彩なコンテンツが展開され、家族連れや友人同士で訪れた方々がそれぞれの時間を満喫されている様子が印象的でした。

こうした幅広い世代が楽しめるイベントとなったことは、地域の活力を感じさせるものであり、非常に意義深いものだったと考えております。

来場者アンケートでも、イベントの満足度や再訪意欲に関する評価が極めて高い結果となりました。特に「次回も参加したい」という声が98%に達したことは、今回のイベントが多くの方々に深く支持され、感動を与えた証であると受け止めており、イベントの内容や趣旨が来場者の皆様にしっかりと伝わり、共感を得ることができた非常に誇るべき成果であると感じております。

一方で、参加料については適切と感じられた方が多いものの、「高い」と感じられた方も一定数いらっしゃいました。

復興祈念イベントとしての趣旨を明確にするための料金設定ではありましたが、今後は収集したデータを活用し、料金設定の在り方についても議論を深めてまいりたいと考えております。

総括として、美里ランタンフェスティバルは、美里町の魅力を広く発信するとともに、災害復興に向けた支援の輪を広げるという目的を果たし、非常に有意義なイ

ベントになったと評価をしているところでございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 今、町長からお話がありましたように、実行委員会としても考えとしては、いつまでもあると思うな親と金ということで、町からいつまでもお金が出るとは期待せず、どうにか持続的に継続できるようにと新たなことにもチャレンジしてまいりました。

先ほどお話がありましたように、今年度は町外からの来場者からは入場料を頂き、町内の方、町外も中学生以下は無料ではありますが、有料駐車場、マルシェに出店された方には出店料、ステージ前の有料観覧席の設定、ランタンの販売、そして地元企業からの協賛金や冠スポンサーの獲得などを行いました。その結果、昨年よりは来場者は減ったものの、3,500名ほどの来場者があり、アンケートも取り、ベースのデータも取ったことで、今後の方針にも反映できるのではないかと思います。ただ、今年は4月に補正予算がつき、開催まで半年を切ったからの準備となりました。準備に早く取りかかることで、経費的にも抑えることができる部分も出てくると思うのですが、そこで来年のランタンフェスティバルの開催についてはどう考えているのかお聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 美里ランタンフェスティバルは、令和5年度に町内有志が立ち上げた「美里ランタンの森」から、その歩みを始めました。

3回目の開催となる今年は、ふるさと祭り、やまびこ祭りを統合する形で官民共同の実行委員会を組織して開催させていただきました。美里ランタンフェスティバルは、皆様の熱意とご協力によって着実に成長し、町を代表する祭りとして基盤を築きつつあります。

今後の展望としては、まず12月19日に予定されているランタンフェスティバル実行委員会において、今年度の総括を行い、成果と課題を整理する予定としております。その上で、来年度の開催に向けて、タレントの招聘やシャトルバスの手配など、具体的な準備を早期に進めてまいります。こうした取り組みを通じて、イベントのさらなる充実を図り、地域内外の多くの方々に愛される祭りとして、発展させていきたいと考えております。

また、このイベントを将来にわたり継続していくためには、運営資金や収支バランスについての検討が不可欠だと考えます。本年度は、内閣府の「第二世代交付金」の採択を受けたことで、町から支出する補助金の90%が国庫負担となる形で運営されましたが、この交付金は3年間限定のスタートアップ補助であるため、令和10年度以降の運営資金の捻出方法についても、早急に議論を進める必要があります。

ます。祭りの規模や内容、有料化の在り方などについても、地域の皆様や関係者のご意見を伺いながら検討を進めてまいります。

美里ランタンフェスティバルは、地域の魅力を広く発信するとともに、町民の皆さんが一体となって楽しむ場を提供する重要な役割を果たしております。今後も町民の皆様と共に、よりよい祭りの在り方を模索しながら、地域の発展に寄与してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 町としても昨年から開催しているランタンフェスティバルについては、様々なご意見があるのも聞いております。私も周りの方から入場料の是非や、出店者の方が昨年よりも売上げが減ったということですね、これはもう単純に昨年よりも来場者が有料制になったことで減ったのが原因だと思っております。

賛否どちらもあり、楽しかったとおっしゃられる方、また来たいという声などをお聞きしております。中には否定的なご意見もありました。必要のない祭りだとか、あまり楽しくなかった。行ってはいいけど、面白くなかったとか、そういう声もありました。

今後、実行委員会の中で今年のやり方でいいのか、入場料を取らずに、来場者を増やすべきではないのかなど、いろいろなやり方もあると思います。ただ、その場合、入場料収入が減り、来場者が増えることで、安全に開催するために警備の強化が必要になっていくかもしれません。そういったところも、今年データを基に議論ができるようになると思われまます。

ぜひ、持続可能な美里町の新たな祭りとして定着してほしいと思っております。

次に、これまで砥用地区、中央地区で行われていたやまびこ祭り、ふるさと祭りを休止し、ランタンフェスティバルを開催することになりました。町としても、その代わりではないですが、地域で行う祭りに対しての補助金を創設されたわけでありまます。

地域の住民が開催し、参加するイベントの経費が対象になるわけですが、私の地域でも昨年初めて地域住民で祭りを行いました。今年も開催の予定ではありましたが、8月の豪雨災害の直後ということで、残念ながら今年の開催はできませんでした。

地域の祭りが直面する主な課題は、担い手不足と運営資金の不足や参加へのきっかけのなさといった点に集約されます。住民が主体となって取り組むことで、大変な部分もあるとは思いますが、その分、地域のつながりは生まれた感じはいたしま

した。

そこで、今年度に創設された地域のイベント補助金の実績及び申請などに対し、課題や要望などがあったのか、お聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

地域のイベント補助金は、町内におけるイベント開催を通じて、地域の振興、交流人口の増加を図ることを目的に、今年度創設しました。公布日は6月25日で、令和7年4月1日に遡り適用することとしております。

広報紙への掲載、区長への説明と周知を行ってきた結果、これまでの交付実績は7月に開催された「萱野ふれあい祭り」、9月の「山と風の音楽祭」、11月の「いきいき上永富推進協議会事業」の3件、合計34万7,000円でございます。

運用に係る課題ということについては、補助金創設の目的を達成できるように、補助要件や補助対象についてしっかり説明を行っていくことだと思っております。例えば、飲食代や不動産取得費用等は補助対象外としておりますし、備品購入費は、初年度は限度を設けない。継続イベントについては全体経費の20%以内といった規定を設けておりますので、こういった要件をしっかりとご理解いただき、補助金の活用を進めていくことで、町のにぎわい創出につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 昨年、地元で初めて祭りを開催するに当たり、中央地区の堅志田と萱野地区の祭りにも行きました。立ち上げたときのメンバーが中心となり、今も活躍されています。課題として、次の世代の参加や確保が必要だというお話もありました。

少子高齢化が進む中、嘱託員さんをはじめ、地域住民で開催するまでにはなかなかうまくいかないこともあると思います。しかし、全てを行政に頼るのではなく、お年寄りから子どもまで巻き込んで、まとまっていくことが、これからの地域には必要になっていくのではないのでしょうか。

特定の個人に頼るのではなく、役割分担を明確にして、負担を分散させる。地域からの要望などを踏まえた、より使い勝手のよい制度にしていきたいと思えます。地域住民の誇りや愛着心を育みつつ、外部からの新しい力も柔軟に取り入れていくことが今後重要になっていくのではないのでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして村崎公一議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時50分とします。

-----○-----

休憩 午後 1 時 3 5 分

再開 午後 1 時 5 0 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一議員の一般質問を行います。吉住淳一議員。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住でございます。事前に通告をしておきました内容について質問をいたします。

今回の質問は、まず最初に8月豪雨と気象環境に伴う災害リスクの対応について。それから2番目に地域福祉における介護の現状と課題について。そして最後、3番目に過疎化がもたらす問題点と対策についてということで、以上の3項目についてそれぞれ質問をいたします。

まず最初に、8月豪雨と気象環境に伴うリスクと対応についてということですが、8月豪雨については、他の議員さんからも通告がなされておりますが、私のほうからは、当日の避難情報発令のタイミング等をはじめとする全体の検証。そして大雨をもたらす最大の要因となっております地球温暖化ですね、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目、8月豪雨での避難情報発令のタイミングについて検証されているかということで、ご承知のように、今年8月10日から11日にかけて本町では記録的な大雨に見舞われ、線状降水帯の発生で大雨特別警報が発表されるなど、各地区で河川の増水や土砂崩れに伴う道路の損壊、また建物の浸水、崩壊など甚大な被害が発生をいたしました。

気象庁の発表では11日午前1時30分までの1時間に110ミリ以上の猛烈な雨を観測し、記録的短時間大雨情報が発表されております。それに伴い、本町も避難情報を順次発令されたわけですが、緊急速報メールで確認をいたしますと、まず10日午後5時、夕方に避難所開設と併せ、警戒レベル3（高齢者等避難）が発令され、その後、日付が変わり、11日の午前1時45分、記録的短時間大雨情報が発表されたため、警戒レベル4（避難指示）が発令されました。

そして、同日午後3時18分には緑川中甲橋付近で河川の水位が上昇し、氾濫の危険が迫っていることから、岩下地区に避難情報が再度、町から出ております。そして、同日午前4時55分には町内全域を対象に警戒レベル5（緊急安全確保）が発令されました。

このように、未明から早朝にかけて避難情報が発令されたわけですが、夕

方の警戒レベル3発令から日をまたいで警戒レベル4発令までの間が長かったように思いました。その間の情報収集等はどうあったのか。また、緑川の水位が上昇し、氾濫の危険性が迫っている中、岩下地区への避難誘導等はどうだったのか。消防団あたりとの連携も含めて、避難に関する全体の検証がなされたのか、まずはお伺いをいたしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

レベル3からレベル4までの情報収集と情報発信状況につきましてですが、初めに、被害の概要でございますが、議員おっしゃったところと重なる部分があるかと思えます。8月10日から11日にかけて熊本地方及び天草・芦北地方で線状降水帯が発生しました。非常に激しい雨が続いたところでございます。本町においても、11日の午前零時頃に線状降水帯が停滞し、午前6時までの6時間の降雨量が471ミリに達したほか、午前2時までの1時間には143ミリという記録的な雨量を観測したところでございます。

このような急激な気象状況の変化に対し、本町では迅速な情報収集と発信に努め、10日の午後5時に警戒レベル3（高齢者等避難）を発令し、11日午前1時45分、記録的短時間大雨情報の発表を受け、警戒レベル4（避難指示）を発令しました。また、同午前4時55分には警戒レベル5（緊急安全確保）を発令をいたしております。

そのような中、本町では気象庁が発表する予測情報を注視しながら、特に緑川ダムの洪水情報や、土砂災害警戒情報に基づき、避難指示を発表をいたしたところでございます。雨量の予測を超える雨量を観測され、例えば、砥用観測局では午前2時までの1時間に記録的な雨量、先ほど言いましたように143ミリを観測しております。

これにより、災害の発生の危険度が急激に高まり、警報の避難指示などを迅速に発令をしたところでもございます。

続きまして、岩下地区における避難の誘導の状況でございますが、岩下地区では、11日の午前2時30分に中甲橋が氾濫注意水位を超えたことを受け、消防団を通じて住民への避難を呼びかけを開始しました。この時点で、既に行動を開始した住民の方も多く、避難所へ向かう準備を進められるよう促しをしたところでもございます。その後、午前3時9分に中甲橋が氾濫危険水位に達したため、岩下地区に限定した防災行政無線を用いて、再度、同地区の住民の方に強く避難の呼びかけを行ったところです。その時点で延べ35名の方が避難をされております。

次に、避難情報の発令等に関する検証でございますが、今回の豪雨では、特に夜

間の状況が急変したため、屋外への避難が危険を伴う可能性が高い状況でした。このことから、避難指示のタイミングについては慎重な判断が求められ、防災行政無線で「垂直避難」を呼びかけ、屋内の安全な場所、2階でしたり、崖から離れた部屋などへの避難を優先する対応を取ったところでございます。

災害時の対応につきましては、この妥当性を検証する必要があると考えております。今回の8月豪雨対応に関しても、11月30日に災害対策本部を廃止したことを受け、今後、避難情報の発令や伝達のタイミング、災害対策本部の機能性などを多角的に検証を行ってまいります。

次に、各地区の避難状況の確認と支援活動につきましては、11日の夜明けより、各地区の囑託員及び囑託補と連携し被災状況の確認を開始したところでございます。また、消防団に動員を要請し、被災状況の確認と救助活動の準備を整え、翌12日には被災者への声かけや支援活動を実施をいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 行政は気象情報や災害の危険度に応じて、段階的に避難情報を発令されるわけであります。その判断は気象庁からの情報に加え、地域の状況や過去の災害事例などを総合的に勘案して行われるとっておりますが、今回発生した豪雨では、警戒レベル3（高齢者等避難）から警戒レベル5（緊急安全確保）まで発令されたわけであります。

私は当時、家族と家におりましたが、10日夕方に避難所が開設され、警戒レベル3が発令された時点では、まだ大丈夫だろうと思っておりました。その後、雨が激しくなり、河川もある程度増水しているのが確認でき、本来ならば、その時点で避難すべきだったと今は思っておりますが、私がおりましたので、そのままとどまってしまいました。しかし、時間を追うごとに降り方が激しさを増し、日をまたいで11日の午前1時半過ぎ、警戒レベル4（避難指示）が発令されたときは家の前の道路が川のようになり、流木が橋にかかり、出られる状況ではありませんでした。一夜明けて、周りを見てみますと、河川の崩壊や土砂崩れが発生していて、道路は土砂で通行不能になっており、事実上の孤立状態でありました。改めて、避難判断の難しさを知らされた思いがいたしました。

夜間から早朝にかけてだったこともあり、避難情報をどのタイミングで出すかが非常に難しかったと思います。これはどの自治体も同じであります。ただ、発令のタイミングを誤ってしまいますと、人的被害も含め、大変な状況になり得ることを肝に銘じなければなりません。

緑川に隣接する岩下地区は、氾濫の危険性が高まっているとの情報から、再度避

難指示が出されても、家にとどまった方もおられたようであり、避難情報発信のやり方や避難方法を検証する必要があるのではないのでしょうか。

それから、被災後の13日には孤立した甲佐平の中岳地区に町職員が支援物資を届けたとの報道がありました。少ない職員数で災害対応に追われる中、集落に物資を届けたことは大変重要だったとは思いますが、こういったところは、やはり町消防団あたりが担うのが適当ではないかと私は感じております。

このあたりの連携と申しますか、意思の疎通も有事の際は大切ではないでしょうか。また、中山間地の河川や、その支流においては洪水による土砂の流出によって、以前に比べ、かなりの土砂が堆積しており、それによって消防活動に必要な自然水利がほとんど使用できない状況にあります。特に、消火栓の設備ができていない中央地区の山間部では、火災が発生した場合、防火用水だけでは消火活動に懸念が生じます。

先月18日には大分市佐賀関で住宅など182棟が焼ける大規模火災が発生しております。初期消火には水利は不可欠であります。そのあたりの連携を含めた対応も急ぐ必要があると思っておりますが、これらについての見解を再度お伺いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいますように、今回の豪雨により河川への土砂等の堆積や川の線形の変化が発生し、これまで利用していた自然水利が使用できなくなっていることは認識をいたしております。

河川の復旧には相当の時間を要する見込みであるため、地元の消防団と連携し、早急に代替となる自然水利の確認を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 気象関係の変化に伴って、地震を含め、毎年のように大雨や台風の脅威にさらされるようになり、今後は今以上に行政と住民が一体となった防災への取り組み強化が求められると感じております。これからの取り組みに期待したいというふうに思っております。

次に、2点目です。

温暖化対策の強化についてお伺いをいたします。

近年、温暖化により世界規模で気温が上昇をしております。地球温暖化の主な原因は、人間が活動することによる温室効果ガスの排出であります。

特に化石燃料、石炭、石油、天然ガスなどの燃焼によって排出される二酸化炭素

が大きな要因になっております。

国内においても、気温の上昇や異常気象の増加、海面上昇、生態系の変化、健康被害など様々な影響が出ております。その中でも、最も顕著に表れているのが気温の上昇であります。

本町においては、温暖化対策として2013年、平成25年に第2次美里町地球温暖化対策実行計画を策定され、町全体の温室効果ガス排出量削減に取り組んでおられると思います。そして、昨年3月に第3次の美里町地球温暖化対策実行計画として、役場が率先して行う事務や事業からの温室効果ガスの排出量削減に関する計画が盛り込まれていると思います。

期間を2019年度から2030年度とし、排出量を2013年度比で51%削減を目指すとしています。この実行計画の中に、これまでの取り組みや状況が載せてありますが、先ほど申しました昨今の温暖化のスピードは以前に比べ、はるかに速くなっているように感じております。

対策には、私たち一人一人の意識が重要だと考えますが、行政としても取り組みの強化が求められると思っております。これまでの状況と今後に向けた考え方をお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎博文君） ご説明申し上げます。

地球温暖化対策につきましては、本町の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化のため、「美里町第3次地球温暖化対策実行計画」を策定し、2030年までの温室効果ガス排出量を2013年比で51%削減することとしております。この達成に向けた進捗管理といたしまして、毎年、電気や石油の使用量、再エネ・省エネ設備の導入状況、町有林の整備面積などを関係各課に確認を行っております。

また、広域的な連携も重要であると考えております。地球温暖化対策は、社会的・経済的に深いつながりのある市町村が連携することで、より効果が高まります。そのため、令和2年1月、熊本連携中枢都市圏を構成する、当時18市町村と共同で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言いたしました。さらに、令和3年3月には連携中枢都市圏としては全国初となる「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を共同で策定しております。

今後も本計画が掲げる基本理念、「水・森・大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏」の実現を目指し、住民、事業者、そして行政が一体となって「再生エネルギーの利用促進」や「省エネルギーの推進」に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 気候変動に関する国際的な枠組みであるパリ協定の採択から10年を迎える中、国際的な専門家で作る地球温暖化対策についての科学的・学術的機関、IPCCというのがありますが、そこが発表した第8次評価報告書によりますと、気候変動が人間によって引き起こされていることは疑う余地がなく、明確であると述べています。そして、世界的に全ての主要な部門で温室効果ガスの排出量が増加しているとしています。

AIの分析によりますと、深刻な影響が出始めるのは2030年頃で、それまでに温室効果ガスの排出量を削減できなければ、影響は深刻化し、2050年には食料危機や海面上昇による都市部の水没など、生活に大きな影響が出るのが懸念されるとしています。

この状況下で日本は2050年カーボンニュートラル、温室効果ガスの排出量実質ゼロの実施を目指し、2030年度までに温室効果ガスの排出量を46%削減、さらにその後50%削減に向けて挑戦し続けるとしております。

身近では、地球温暖化と言ってもぴんとこないかもしれませんが、今年の夏は昨年より暑いですねといったことを毎年のように感じている人は多いのではないのでしょうか。

実際、平均気温を見てみますと、2023年、24年と2年連続で過去最高を記録しており、その影響で台風や大雨、山火事などの大規模な自然災害が世界中で発生しております。

また、猛暑により、米や野菜が育ちにくくなったり、漁業では魚の捕れる量が減ったりと、毎日の食卓にも少なからず影響を及ぼしております。

そして、森林の伐採や管理においても温暖化を引き起こしている要因の1つになっているのではないのでしょうか。

本町においては、進捗状況を各課に確認し、管理をしているとのことですが、今回発生した集中豪雨も温暖化による気候変動が要因になっていることは間違いのないところであります。

とって、今から全世界で環境問題に取り組んだとしても、気候変動による災害がすぐになくなることはありません。私たちは毎年のように起こるであろう災害に耐える準備も必要だと思います。そして、将来を担うこどもたちのためにも、今できることを一人一人が意識を持ちながら行動することが大切ではないのでしょうか。行政としても、住民への周知も含め、さらに温暖化対策の強化に努めていただきたいと思っております。

次に、2番目です。

地域福祉における介護の現状と課題についてということで、ここは4点お伺いをしたいと思います。

まず1点目、地域包括ケアシステムの概要と現状ということでお尋ねをいたします。

近年、日本では諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進んでおります。65歳以上の人口は昨年の統計で3,625万人で、総人口の29.3%となり、過去最高の更新が続いております。

このまま進みますと2040年には3,900万人を超え、ピークとなり、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けるとのことであります。

そういった中、介護業界では人手不足や物価高騰の影響で、介護の経営環境が悪化し、事業所の倒産も見られます。

そのような状況の中で、政府は先月28日、総合経済対策に対する本年度補正予算を閣議決定し、一般会計の歳出を1兆3,034億円としました。そのうち、医療・介護支援に1兆3,649億円を計上、介護分野においては低賃金や人手不足が深刻な職員の処遇改善に1,920億円を計上し、ケアマネジャーも含め、半年間で月1万円の賃上げを支援するとしております。これらを今臨時国会で年内成立を目指す方針であります。

抜本的な改革につながればと思っておりますが、本町においても、第9期、令和6年度から令和8年度の美里町高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画の中間年に当たるわけですが、当初見込みからの推移と、現状を踏まえ、今後に向けた包括ケアシステムの取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

ご質問にありましたとおり、現在第9期の美里町介護保険事業計画の中間年に当たります。令和7年度については、実績等を踏まえた推移、分析は今後になりますが、近いところでは令和7年2月に前期の実績報告と、初年度（令和6年度）の中途の経過報告を介護保険事業計画策定委員会にて行っております。

現行第9期の当初の見込みに対しまして、令和6年7月分までの推移になりますが、計画上の介護サービス見込み量の95.5%となっておりますので、介護給付費は計画内で順調に推移しているところでございます。

介護サービス基盤につきましては、第9期に入り、居宅介護支援事業所1事業所が廃止、訪問介護事業所は2事業所を統合したため、1事業所減少し、訪問看護事業所は1事業所の増加、介護医療院は25床減少しております。

今後に向けた地域包括ケアシステムにつきましても、国は、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見通し、地域の実情と将来の姿を見据えた介護保険事業計画を策定するよう、基本指針が示されております。

本町でも、支える側、支えられる側という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防、日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業を充実していくこと、地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図っていくこと、認知症への社会の理解を深める取り組み、デジタル技術による医療・介護情報基盤の整備、給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化を目指していくこととしております。

なお、地域包括ケアシステムは、それを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上につきましても重要な課題であります。熊本県主導の下で、様々な支援・施策を総合的に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 団塊の世代が78歳以上となることで、介護や医療の需要が急増し、社会保障制度や医療・介護体制に深刻な影響を及ぼす、いわゆる2025年問題であります。様々な分野で影響が出るとされております。

そういう段階に来ている昨今、高齢者が幾つになっても住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、一人一人の健康状態や生活の実態に応じて必要なサービスを提供する地域包括の役割は大変重要だと思っております。

ただ、サービス提供においては様々な課題も出てきていると感じています。

また、近年注視されてきている感染症や災害などに対する危機管理においても、対応力の強化が求められると思っております。

介護保険制度創設から25年、現在、全国で約690万人の方が要介護・要支援認定を受けておられます。

本町においても先ほど答弁で具体的な数値を出してもらいましたが、超高齢化社会の中、個人の尊厳や意思を尊重し、可能な限り自立した日常生活を送れるように支援していただきたいと思っておりますし、切れ目のない一貫したケアを受けられるよう、今後も取り組みに力を入れていただきたいと思っております。

次に、2点目です。

ここから3点は少し絞って質問をしたいと思います。

まず2点目、訪問介護についてお伺いをいたします。

自宅で最期を迎えたいという高齢者は、2040年には現在の2倍に当たる約35万人に増加すると見込まれ、在宅サービスの需要はさらに高まると予想されます。

全体の介護給付費を見てもみますと、2023年度で前年比3.0%増の10兆8,263億円となり、過去最高を更新しております。そして、その中でも訪問介護などの委託サービスが5兆2,611億円で最多となっております。

しかし、近年の訪問介護業界では慢性的な人手不足に加え、低賃金や精神的・身体的負担といった様々な問題が上がっております。昨日の新聞には、事業所の倒産が過去最多と掲載されておりました。今年1月から11月まで85件と3年連続最多を更新しているそうであります。

そこで、本町においてはこういった状況なのか、現状をお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、全国的に訪問介護業界が慢性的な人手不足に加え、低賃金や心身への大きな負担といった複合的な課題に直面していることを深く認識しております。

こうした状況が地域包括ケアシステムの根幹を支える訪問介護サービスの維持・提供に深刻な影響を及ぼしかねないという点について、強い危機感を持っているところでございます。

訪問介護事業所は、要介護者が自宅で自立した日常生活を送れるよう、介護保険に基づいて訪問介護サービスを提供する事業所になります。ホームヘルパーなどの介護職員が利用者の自宅を訪問し、日常生活をする上で様々な支援を行います。

本町の状況でございますが、町では訪問介護事業所が3事業所ございます。個別の事業所名は伏せさせていただきますが、直近の事業所ごとの従業者数（パートの方などを含む介護職員数）と平均年齢をお聞きしましたところ、A事業所4人、平均年齢が54.5歳、B事業所、従業者数が8人、平均年齢67.0歳、C事業所、従業者数が12人、平均年齢が72.3歳でございました。

なお、求人募集を行うも、円滑な介護職員が確保できていないことに苦慮しているとの声もお聞きしております。

現在、国では介護報酬の臨時改定のほか、総合経済対策における医療・介護分野の支援策として、物価高騰対応のほか、経営改善、人手確保につながるよう介護職員の賃上げにも補助金を充てる議論がなされていますので、その動向に引き続き注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 今年5月に世界185か国の平均寿命をまとめたデータが世界保健機関（WHO）から発表されております。その結果、長寿国である日本が

平均寿命 84.46 歳で 1 位でありました。世界の平均寿命が 71.4 歳でありますので、10 歳以上の差があることになります。

そういった長寿国日本であります、それだけ高齢者が多く、その中に要介護者や要支援者がおられるということになります。

本年度の推定では、65 歳以上の認定者数は全国で 717 万人、認定率は 19.9%にも及ぶとされております。

そういう中であって、過疎地域では、独り暮らしや老老介護といったところもあり、在宅で介護を希望される認定者も多いのではないのでしょうか。

しかし、先ほども申しました訪問介護業界は、人材、経済、制度などの面で深刻な問題に直面しており、他の自治体では事業所の閉鎖もあっていて、社会問題となっているところもあります。

今年 6 月 26 日の熊日には、訪問介護事業所は全国 107 町村でゼロと掲載されておりました。特に中山間地で増加傾向にあるとしています。

本町においては 3 つの事業所があるということですが、従事者の平均年齢を聞きますと、どこも高齢化が進んでいるように感じます。また、職員の確保にも苦慮されているとのことではありますが、厚生労働省はこのほど、審議会を開催し、中山間、人口減少地域の訪問介護を対象に、事業所が出来高報酬と定額報酬、包括評価になりますが、を選択できる特例を新設する方針を固めました。2027 年度から始まる第 10 期の計画期間中に希望する自治体を実施できるよう、改定を目指すとしております。

今後、様々な要因で変化していく訪問介護事業であります、取り組みが突出した自治体は少なく、地域の特性をどう生かすかが課題ではないのでしょうか。今後に向けた取り組みに期待をしたいというふうに思っております。

次に 3 点目です。

高齢者向けシェアハウスについてお伺いをいたします。

この高齢者向けシェアハウスにつきましては、近年、様々な社会問題への対策として注目されてきております。

共同生活において相互に気を配ることで高齢者の独り暮らしに伴う不安や孤立死といった問題や課題に対応が可能だと思います。

また、全国的に増加している空き家問題の軽減にもつながり、空き家を改装し、活用につなげた自治体もあるようです。ただ、そこには制約もあり、メリット・デメリットあるかと思いますが、本町においての考え方と取り組みについてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

まず、高齢者向けシェアハウスにつきましては、堅志田地区にあります町の高齢者地域ふれあいセンターをイメージいただければと思います。

メリットとしては、孤独は嫌だが、施設に入るほどではない。経済的な負担を抑えつつ、誰かと楽しく暮らしたいと考える、比較的自立した高齢者にとっては魅力的な選択肢であります。

デメリットとしては、他人との共同生活で生じる人間関係のトラブルや共同生活ならではのルールを守る必要がございます。

高齢者向けシェアハウスは、低料金での入居が可能で、必要に応じ近隣施設からの巡回介護スタッフによる体調急変時への対応も可能とされ、地域ケアの拠点となり、地方創生にもつながる取り組みとして期待されているものでございます。

空き家等につきましては、住宅セーフティネット制度に登録することにより、改修や家賃低廉化等に対する国の補助金もございます。

一戸建てを共同居住型住宅（シェアハウス）として活用する事例なども全国では増加しているところでございます。

このほか、老朽化した介護保険施設等や病床削減に伴う医療機関の一部などを転用・活用し、人口減少や介護施設の縮小といった構造的課題に対処するため、地方創生交付金を活用する政策パッケージも示されているところでございます。

具体的には、小規模であっても年齢や障害の有無を問わず、様々な人が集い、それぞれが持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができる場の整備、これを3年後に全国で100か所を目指すとされております。

このようなことから、高齢者向けシェアハウスは、過疎地においては、空き家の有効活用のほか、介護難民を発生させない有効な手段の1つでもあると考えられます。

なお、ハード面だけでなく、実際に入居する際や共同生活を行うに当たり、居住支援についても必要なものと考えております。

今後示される制度・運用等の詳細部分に十分留意し、実際の事例等を参考にしながら、関係課における横断的な検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 答弁でもありましたが、政府はこのほど、過疎地などで高齢者が安心して暮らせる住まいを確保するため、低料金で入居できるシェアハウスを全国的に整備する方針を明らかにしました。年内に詳細を詰め、今後3年間で100か所を目指すとし、介護など地域ケアの提供拠点とも位置づける方針であ

ります。

人口減少に対する地方創生の新たな取り組みとして自治体側は歓迎しているとのことであります。

しかし、実際、地方においては高齢者向けのシェアハウスはそれほど普及していないのが実情ではないでしょうか。社会から孤立しないように生きるのはセカンドライフを良質なものにするポイントでもありますが、濃密な人間関係は重たいという人も少なからずおられると思います。周囲と程よい結びつきを保ちながら、安心した楽しい日々を過ごせる、そんな試みを実践したシェアハウスの取り組みができればと思っております。

そして、増え続ける空き家の問題にしても、こうした取り組みを合わせることで少しでも解消につながるのではないのでしょうか。

こういったところにおいても、まちづくり構想等において地方創生交付金等を活用した整備が展開できればというふうに思っておるところであります。

次に、4点目です。

認知症サポーターについてお伺いをいたします。

日本の総人口は2014年、平成22年をピークに減少に転じておりますが、減少しているのは0歳～64歳入り口までであって、65歳以上の高齢者は2045年頃まで増加が続くと言われております。そして、認知症の数もそれに伴い増加すると予測されます。

そこで、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や、その家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターの役割は大変重要だと思っております。

そこで、本町における認知症サポーターの現状と取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、認知症に関する正しい知識と、認知症の人に関する正しい理解については、令和6年1月1日に施行された認知症基本法の基本理念の1つであり、認知症サポーターは認知症の人を地域で支えるまちづくりを進めていく上で重要な存在でございます。

本町における認知症サポーターの現状でございますが、認知症サポーター養成講座は、平成24年度から開催されております。昨年度は169人が受講され、令和6年度末まで延べ3,367人、人口比率で申し上げますと39.5%となっております。

この人口比率が高いほど、認知症サポーターの養成度合いが高く、公表された資料の県内市町村における令和5年度末までの人口比率の比較では、高いほうから15番目でした。

なお、取り組みでございますが、認知症サポーター養成講座は一般の方に加え、小学校5年生・6年生、中学校の2年生、各種団体等を対象として、毎年継続して実施しております。

課題といたしましては、現状では具体的活動の場が少なく、受講後のフォローアップを含め、見守り活動の実施や認知症に関する啓発活動にうまくつなげていく仕組みづくりの構築がございます。

これらの課題に対しまして、地域包括支援センターと連携し、認知症サポーターの活動の場の整備を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 本町における現状を数字をもって答弁をしていただきましたが、具体的な活動の場が少ないとお話もありました。

今年度入った統計では、高齢者の5人に1人が認知症と言われております。具体的には、65歳～69歳までは有病率1%程度であります。80代後半では男性の35%、女性の44%が認知症を発症するとされています。

今後も増え続けると予想される認知症であります。これは決して特別なものではなく、年齢を重ねることで、誰もがそうなる可能性があるわけでありまして。

最近では、認知症であっても個性豊かに生活されている方もおられ、認知症への捉え方そのものが変わりつつあるのではないのでしょうか。

そのためにも、認知症サポーターの役割は大変大きいと思っております。認知症を正しく理解し、偏見を持たない、温かい目で見守る、自分なりにできることから実践するなど、共に歩む姿勢が大切であります。

本町においても、高齢化が進む中、認知症サポーターだけでなく、家族はもちろん、地域の支えも加わり、よりよい高齢化社会の実現に取り組んでいただきたいと思います。

次に、3番目です。

過疎化がもたらす問題点と対策についてということで、ここは2点お伺いをいたします。

まず1点目、本町における過疎化の現状ということでお伺いをしたいと思います。

これは今年6月の定例会一般質問で、空き家調査等を含む諸問題について質問をさせていただきましたが、それに関連した質問になるかとは思いますが。

日本が今静かに、そして確実に直面している最も深刻な社会問題の1つが地方の過疎化であります。これは単に人口が減るという現象でなく、人々の生活基盤そのものが揺らぎ、ひいては国土全体の持続可能性をも脅かす根深い問題だと思っております。

バス路線の廃止や学校の廃校、かつてはにぎわっていた商店街から明かりが消えていくなど、これらが各地で起こっております。国も様々な施策は打ち出しておりますが、全国的に過疎地域が増え続けているのが現状ではないでしょうか。

今年5年に一度実施される国勢調査が10月に行われましたが、これにより地域の人口減少や高齢化による過疎化の重要なデータが明らかになると思っております。調査結果は、来年度になると思いますが、この5年間で、さらに状況は悪化しているのではないのでしょうか。本町においても見えて感じているところでありますが、現在の状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

本町の国勢調査人口は、昭和22年の2万4,336人をピークに人口減少が続く、昭和35年には2万1,693人であった人口が、直近の令和2年国勢調査人口では9,392人と55年ほどで50%以上減少しています。高齢化率に関しても、昭和35年には8.6%であった高齢化率が令和2年には47.0%となり、全国平均の28.7%、熊本県平均の31.6%と比較しても非常に高い水準となっております。

また、人口推移を年代別に見てみますと、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は一貫して減少している一方、65歳以上の老年人口は令和2年まで増加傾向にあります。

令和7年国勢調査については、調査結果の速報が発表されるのが来年5月頃の予定ですので、いましばらく待つ必要がありますが、直近の人口推移を住民基本台帳ベースで見ると、令和7年4月が8,513人で、令和2年4月の9,837人と比較すると13%減少しておりますので、この5年間で過疎化が一層進行していることは間違いのないものと思われまます。

また、最新の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、10年後の令和17年には6,666人、20年後の令和27年には5,191人という推計になっており、人口減少、過疎化の問題は、今後一層厳しい状況を迎えるものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 国内の現状を見ますと、全国に占める過疎市町村の人口割合

は9.2%と僅かではありますが、一方でその面積は63.2%と半分を超えております。このように、全国市町村の約半数が過疎問題を抱えているということになります。

私が住んでいる地区も戸数が減り、空き家が増加しております。農業の担い手もおらず、耕作放棄地が連なっている状態です。

そして、この過疎の問題は先ほど質問いたしました地域福祉においても密接な関係にあります。このまま進みますと、教育や福祉、防災といったところが十分に行き届かないほか、担い手不足による生産機能の低下が懸念されます。また、過疎化が進むと、有獣害が増加しやすくなり、その結果として、有獣害がさらに過疎化を加速させるといった悪循環が生じているのではないのでしょうか。町としても、有獣害対策や移住・定住の支援促進に力を入れておられますが、過疎のスピードに追いついていけない状態にあるのではないのでしょうか。

現在、町が計画中のコンパクトシティ構想や宅地開発であったり、町営住宅の今後の在り方など、町外からの移住・定住促進には私も賛成で、早期実現すべきだと考えます。

ただ、そこに格差が広がるのは極力避けなければなりません。過疎地域においても、住む人たちが安心して暮らせる環境づくりが必要だと思います。地域コミュニティの維持や、そこに根づく文化の継承は重要な要素であります。それには、地域がまとまり、元気でなければなりません。住民と行政が一体となった取り組みに今後も期待していきたいというふうに思っております。

最後の質問になります。

2点目の美里町過疎地域持続的発展計画、これについてお尋ねをいたします。

ご承知のように、本町では2021年に施行された過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、全域が過疎地域に指定されているかと思っております。それに伴い、過疎化に対する取り組みとして、令和3年4月に美里町過疎地域持続的発展計画を策定されております。

令和7年度、今年度になりますが、までの5年間を計画期間とし、過疎地域においても将来にわたり、安心して住み続けられるよう取り組みを推進していくこととありました。

そして、本年度で終了するに当たり、次期令和8年度から令和12年度の計画に取り組んでいかなければなりません。

これまでの状況と、今後に向けた必要な事業への考え方と取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

本町では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づく「過疎地域持続的発展計画」を策定することで、国による過疎地域への各種財政措置を有効に活用し、産業の振興や地域における情報化等、各分野におけるソフト・ハード両面での取り組みを進めてきました。

この計画では、12の分野で総合的に施策を推進することとしておりますが、掲載されている各施策、事業は大部分が上位計画である「美里町第2次振興計画後期基本計画」に包含されるため、KPIの設定、進捗の管理は第2次振興計画の中で行ってきたところです。

直近では、令和7年2月のまちづくり審議会において評価をいただいておりますが、振興計画に掲載している全185事業のうち、「A 目標を達成できた」が、全体の39%、「B おおむね目標を達成できた」が53%、「C 目標を達成できなかった」が8%となっております。評価としましては、A、Bを合わせると92%となり、一定の成果があったという結果となりました。

なお、現行の美里町過疎地域持続的発展計画は、令和7年度が計画期間の終期となっていることから、現在改定作業を行っており、11月25日から12月26日の期間でパブリックコメントを実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 今年8月に総務省が発表した1月1日時点での人口動態調査によりますと、日本の人口は前の年より約90万8,000人減少し、1億2,065万3,227人で、1968年の調査開始以来、減少数、減少率とも最大となっております。深刻な少子化を反映しており、対策が急務だとしています。

一方で、外国人は約35万4,000人増の367万7,463人で、全都道府県で増加し、調査以来最も多くなっております。

このことから地方の過疎化は深刻な状態であると思っております。

美里町過疎地域持続的発展計画につきましては、私も中身を拝見いたしましたが、先ほど答弁でもありました基本的事項を除いた12の項目について、問題点とその対策、それと計画について記されております。

詳しくは申しませんが、目標を達成しつつある項目、現在計画に向けて進行中の項目、今後も努力が必要な項目、この3つに分類されるかと思っております。

これまでの5年間をしっかりと検証していただいて、次期振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略に反映させていただきたいと思っております。

また、本町は隣接する甲佐町と包括連携協定を結び、人口減少や高齢化などの共

通な地域活動の解決に向け、連携強化を図られておられます。そういったところも含めて、今後の取り組みに期待したいと思っておるところであります。

以上で今回の私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日10日、水曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 2時47分

第 3 号

1 2 月 1 0 日 (水)

令和7年第4回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月10日（水）

午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(5) 5番 高田美千子 議員

(6) 2番 平野保弘 議員

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上田泰弘君	副 町 長	吉住慎二君
教 育 長	宮 寄 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
美しい里創生課長	澤 山 誠 君	税 務 課 長	松 永 栄 作 君
住民生活課長	宮 崎 博 文 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	中 川 利 加 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安 達 浩 一 君	建 設 課 長	富 永 英 司 君
上下水道課長	酒 井 博 文 君	会 計 課 長	長 井 一 浩 君
学校教育課長	中 川 幸 生 君	社 会 教 育 課 長	松 村 昭 則 君
こども応援課長	隈 部 尚 美 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	立 道 誠 君	書 記	福 田 咲 文 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、藤川主事の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

5番、高田美千子議員の一般質問を行います。高田美千子議員。

○5番（高田美千子君） 5番、高田でございます。通告に従い、一般質問を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

さて、美里町は8月豪雨によりまして、たった一夜にして甚大な被害を被ってしまいました。まさに青天のへきれき、熊本地震、コロナ禍を乗り越えて、やっと復興を成し遂げ、去年はみんなで合併20周年を祝ったばかりです。町の振興計画に沿ったまちづくりが、これから順調に進むと思われた矢先の大災害でございました。改めて自然災害の猛威というものを実感しております。

被災されましたたくさんの皆様に、改めてお見舞いを申し上げます。

そして、役場職員の皆さんや関係者の方たちには、災害直後の災害対策本部の設置をはじめとして、迅速な災害対応のために、連日、懸命に業務を頑張ってくださいました。今も担当課におきましては、多忙な業務を時間外で対応されていると聞いております。本当にお疲れさまです。みんなの力で少しずつ前に進んでまいりましょう。

それでは、最初の質問に入ります。初めに、8月豪雨について質問いたします。なお、昨日の一般質問でも、ほかの議員さん方から豪雨に関する質問が上がってございましたので、重複する点は省略してご答弁いただいても構いません。よろしくお願いいたします。

私たち議員も、町内の被害状況をあちこち確認をしてまいりましたが、全体の様子はなかなかつかむことができません。そこで、豪雨による町内全域の被害の実態、そして、今、復興に向けてどんな対策がなされているのか。この2点を併せて質問いたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいますように、本町におきましては、8月の11日未明から記録的

な豪雨により、町内各所で河川の増水や土砂災害が発生し、これに伴い道路の損壊や建物の浸水など、甚大な被害が生じております。現時点で把握しております被害の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、人的被害でございますが、重軽傷者が2名のほか、一時的に6地区、19世帯、33名の方が孤立状態となりました。また、家屋被害も深刻でございます。土砂流入等による床上・床下浸水は104件に上り、その内訳としましては、全壊が11件、半壊等が42件、その他が51件となっております。このほか、宅地の塀や裏山の崩壊なども多数発生しており、住民の方々の自力での復旧には多額の費用負担が懸念されるところでございます。

次に、社会基盤への被害状況でございますが、道路で313件、河川で125件、橋梁で7件の被害が確認されております。現時点での被害総額は約100億円となっております。また、本町の基幹産業であります農業関係では、農地等で4,299件、農道等の農業用施設で1,090件と極めて大きな打撃を受けており、被害総額も約110億円に上っております。

さらに、家畜につきましては、肥育牛が4頭、採卵鶏が14万羽が犠牲となる被害が報告されております。このほか、林道についても56件の報告を受けており、約4億円の被害総額となっております。

さらに、励徳小学校や文化交流センターひびきなどの公共施設も6件が被災し、白石野地区にあります公民館西分館の体育館と給食室におきましては、解体を余儀なくされる状態となっております。

続きまして、復興に向けた取り組みにつきましてご説明申し上げます。

まず、仮設住宅の状況につきましては、現在、くすのき平中央庁舎裏に3棟建設し、7世帯、14名の方の入居が完了しております。これにより被災された皆様の生活支援が一步前進しましたが、今後も引き続き、住居支援と生活支援を行ってまいります。

次に、崩落場所の安全対策についてですが、災害による崩落箇所には、通行止めや進入防止のバリケード、また再崩落を防ぐためブルーシートを設置し、安全が確保されるよう努めております。住民の皆様には、安全な通行をお願いします。

道路復旧に関しまして、現在、一部通行止めが続いている箇所もありますが、迂回路や片側通行を設けることで、通行の支障を最小限に抑えています。

災害査定の状況でございますが、道路、河川等の公共土木関係で445件中253件の査定が完了しております。なお、橋梁につきましては、まだ未実施でございます。また、農地、農道等の農業施設関係で5,389件中、472件の査定が完了しており、林道関係につきましては56件中、16件の査定が完了しております。

いずれの災害査定につきましても、12月下旬までには完了を予定している状況でございますが、査定の件数も多くあるため、延長される可能性もございます。

さらに、被災された方々へのメンタルサポートとして、美里町社会福祉協議会に開設しております地域支え合いセンターを通じた支援を強化しています。このセンターでは、被災者の生活支援や健康づくり、地域交流の促進を行い、被災者一人一人の生活再建を支援してまいります。総合窓口としての相談受付や訪問活動を行い、専門機関へのつなぎや地域主体での活動支援にも力を入れております。

このように復興に向けた取り組みは着実に進んでおり、地域の皆様のご理解とご協力を得ながら、復旧作業を進めてまいります。災害から立ち上がるためには、地域の皆様の力強い支えが不可欠であります。今後も地域とともに復興を実現してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） ご答弁を聞いて、改めて被害の大きさを実感しております。多くの皆様が被災され、今も暮らしに多大な影響を受けておられます。被災された皆さんにとっても、また私たち町民にとっても、今後の復旧・復興の進み具合が一番気がかりなところでございます。

そこで、今後の復興対策のスケジュールの見通しと、その進捗を妨げる課題に何かあるか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

今後のスケジュールの見通しについてでございますが、災害復旧工事につきましては、現在、災害査定の結果を踏まえ、公共性が高い生活に直結する箇所から順次着手をしてまいります。今年度中に復旧・復興計画を策定し、その計画に沿って、段階的かつ着実に事業を進めてまいります。

次に、進捗を妨げる課題についてご説明を申し上げます。

今回の災害は、平成28年の熊本地震後に発生しました豪雨災害を上回る甚大な被害となっております。このため工事を完了するまでには、相当の期間を要する見込みでございます。先ほど議員おっしゃいましたように、災害の担当職員は災害査定資料作成など、連日夜遅くまで作業をしており、限られた体制の中で対応に当たっている状況でございます。

こうした状況を受け、人的体制の確保が大きな課題となっておりますが、現在、相互応援協定に基づき、愛知県稲沢市や宮城県女川町、さらには県内外からの自治体から中長期的な派遣職員の支援をいただいております。今後も必要に応じて人的

支援の受入れを図り、業務の停滞が生じないように取り組んでまいります。

次に、財政面についてでございますが、被害総額が200億円を超える規模となる見込みであります。激甚災害に指定された後、国の補助率が決定し、町の負担額が明らかとなりますが、現時点では、一般会計補正予算、今回上程してまます補正第10号まで、災害復旧に係る歳出予算として約38億4,500万円を計上いたしております。そのうち約8億1,500万円を財政調整基金で賄っております。

このように大規模災害の発生時には、多額の財源が必要となることから、災害時の応急対策及び復興対策に要する財源を安定的に確保するため、災害対策基金条例を今議会に上程をいたしているところでもございます。住民の皆様には、復旧が進まないことに対する焦りや不安の声もいただいておりますが、被災された皆様の生活再建を最優先に、国、県、関係機関ごとに連携しながら、できる限り早期に復旧を進めてまいります。何とぞご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 本格的な着工には、必要なプロセス、また課題がまだまだたくさんあることが分かりました。これからも被災者の方たちにしっかり寄り添った支援を尽くしていただきますように、よろしくお願いをいたします。

次に、被災農地の復旧計画について質問いたします。

現在、あちこちの田んぼで崩落箇所が見受けられ、農地、農道の被害箇所は5,000か所を超えるとのことで、農家の方たちのご心配がうかがわれます。被害のうちにも農災に係る農地と係らない農地の区分があるわけですが、農災に係らない被災農地の復旧支援はどうなるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。まずは、国の災害復旧の対象になる部分につきまして、簡単にご説明させていただきます。

国の災害復旧事業の対象になる場合につきましては、まず災害というのがございまして、異常な天然現象により生じた豪雨が、24時間雨量で80ミリ以上、または1時間当たり20ミリ以上で、かつ復旧に要する工事費が40万円以上の場合が災害の対象となります。また、対象の農地にも条件がございまして、現に耕作、もしくは肥培管理を行っている土地、またはいつでも耕作可能な休耕地などが対象となっております。

続きまして、災害に係らない被災農地の復旧の支援はどうかということでお尋ねでございますので、ご説明のほうをさせていただきます。

被災農地の復旧に要する工事費が40万円未満の場合は、本町におきましては、2つの支援メニューがございます。農地自力復旧（堆積土砂等撤去）費用支援事業と美里町土地改良事業（災害）分がございます。まず、農地自力復旧（堆積土等撤去）費用支援事業につきましては、営農活動の早期復旧を図るため、農地に流入した土砂、石、流木などを取り除くための事業で、事業費が40万円未満の場合に限り対象となり、事業費の8割を支援する事業でございます。支援の対象となる経費につきましては、機械器具賃借料、労務費、燃料代、産廃処分費等の全ての費用を支援の対象としているところでございます。

次に、美里町土地改良事業（災害）につきましては、農地の復旧工事費が対象となります。補助の対象となる経費につきましては、機械器具賃借料及びオペレーターの人件費、燃料代、原材料の購入費を補助の対象としております。事業費につきましては40万円を上限と設定し、通常は3割以内の補助率でございますが、今回に限りまして、8割以内にかさ上げをしているところでございます。ただし、作業員の人件費につきましては対象外としているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） ご答弁いただきました。壊れた農地の改修は、持ち主の方にとりましては、目前の課題となっております。

今、一番心配なのは、この災害をきっかけにして、美里町の耕作放棄地が増加することが心配です。何とか耕作を継続していただくことが、美里の農業の振興につながります。昨日の坂田議員の質問にもあったように、農家の方の費用負担が少しでも軽減されますように、今まで以上に農家の方たちに寄り添った細やかな支援をお願いいたします。

さて、災害発生の時期は、農家にとっては、田んぼの水をためて稲穂を実らせる大事な時期でした。その時期に用水路が破損して水が来ない。これは秋の収穫に影響する重大事です。用水路の土砂の撤去、破損箇所への修復、高齢の農業者の皆さんが、あの猛暑の中、体にむち打って、何日も何日も復旧作業をされたと聞いております。また、こんな災害が起こったら、もう自分たちでは復旧は無理。美里町はダムの町なのに、こんなときダムの水を利用できないものか。近隣の河川に小さな用水ダムを造れないものか、こんな農家の方の声もありました。これは、自分たちの農業を何とか持続できるようにしたいという、農家の皆さんの願いの言葉だと思いました。

そこで、被災用水路の復旧と、将来的な代替用水の確保について、町のお考えをお聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 恐らく、今の質問は、土地改良区の東部事業部の話だというふうに思います。

今回の豪雨によりまして、東部事業部が管理する東部幹線用水は、山都町の河川の増水に起因する頭首工の転倒ゲートの機能喪失や、山腹崩壊に起因する水路橋の消失など、広範囲にわたって大規模な被害が発生し、一時期は用水確保が困難な状況となりましたが、東部事業部の皆様の献身的なご尽力により応急復旧が行われ、現在、通水が可能な状況となっております。

また、東部幹線用水につきましては、広範囲にわたって大規模な被害が生じたため、県営による災害復旧事業の実施を町及び土地改良区から要望し、現在、災害査定を受検し、早期復旧を目指している状況です。

将来、同レベルの災害が発生した場合を仮定した代替のかんがい用水の確保に関するご質問でございますが、これは、まずは土地改良区東部事業部が検討をさせていただく案件となります。現在、土地改良区全体で、農業水利施設等の保全を将来にわたって継続するための計画である美土里ビジョンを策定中でございます。

議員ご質問の代替のかんがい用水となりますと、東部事業部が管理する約100ヘクタールの農地の水量を安定的に確保する必要がございますし、事業部としての初期投資の問題、それからランニングコストの問題、そして水利権の問題など、ハードルはかなり高くなるものと考えております。

そのような課題も踏まえ、東部事業部の今後の思いなども伺いながら検討してまいります。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 町長に詳しくご答弁いただきました。一朝一夕にはできない難しい課題がたくさんございます。持続可能な美里の農業のために、これからもいろんな課題解決のためにご尽力をお願いいたします。

その一方で、この秋、美里町挙げてのうれしいニュースがございました。美里町が九州のお米食味コンクール自治体部門で、3年連続優勝といううれしいニュースでした。豪雨災害も、それから猛暑も乗り越えての優勝ですから、なおすばらしいことだと思います。農家の方たちのご努力と米作りへの情熱のたまものだと感じました。心から称賛を贈りたいと思います。

それでは、次の質問、町のボランティアの育成と拠点づくりについてお尋ねを進めてまいります。

今回の災害の対応において大きな力となったのが、各地からの災害ボランティアの方たちのご活躍でした。壊れたご自宅を前にして、言葉も出てこない。何から手

をつけていいのか分からない。そんなときに汗を流して支援してくれるボランティアの手の力強さ、被災者の方が涙が出るほどありがたかったと感謝を述べておられました。

日頃の暮らしの中でのボランティアと災害時のボランティアでは、活動内容は違いますが、人と人が支え合う社会に欠かせないのが、ボランティアという存在です。この秋の町の文化祭は、ひびきが破損したために、検討の末、復旧応援文化祭として、砥用中の体育館で開催されました。上田町長が、困難なときだからこそ、前を向いてやることが大事と言われましたが、そのとおり、すばらしい文化祭となりました。

そこで、2つの中学校の生徒さんたちが、惜しみなくボランティアを頑張ってくれる姿にみんなが感動いたしました。現在、町のボランティアセンターは湯の香苑に設置されており、社協が運営しているわけですが、湯の香苑で、偶数月にこども食堂を運営されております皆さんや、中学生のボランティアなども含めて、現在、美里町にはどれほどの方がボランティアとして登録をされているのでしょうか。

また、ボランティアの拠点づくりについては、令和4年3月の定例会でも私が質問しておりますが、今も同じ思いでおりますので、改めてお尋ねをいたします。

豪雨後、永富の老人福祉センターは閉じているわけですが、復旧後の活用の1つとして、ここでボランティアの拠点づくりができないものか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

ご質問の前段でございますが、ボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人や団体をつなぐ役割を担う拠点として、町では社会福祉協議会がその運営に当たっています。また、ボランティアセンターのほか、ボランティアグループ間の連携を強化し、情報交換や交流の場を提供することなどを目的として、ボランティア連絡協議会も組織されております。

ご質問の町のボランティアセンターに登録されているボランティアの数についてでございますが、現在、個人ボランティアで7名、団体ボランティアは4グループで77名でございます。これはあくまでボランティアセンターに登録された方に限るものでございます。

なお、こども食堂のボランティア、中学生のボランティアについては、ボランティアセンターへの登録はされておられません。実際には、未登録の個人や団体が相当数あるのではないかと考えております。

ボランティアでは、多くの分野で個人または団体で自主的に活動されていますが、ボランティアセンターでは、登録がない場合、基本的には、それら個人、団体の数、

それぞれの拠点、活動状況を含め、把握はできないところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ボランティア活動の拠点の確保につきましては、令和4年第1回議会定例会一般質問においてもお答えしましたとおり、まずは活動拠点の必要性そのものを見極めることが重要であると考えております。

町が一方的に拠点を用意し、利用を促すのではなく、ボランティア活動がより一層活発化し、その結果として、各種団体の交流の場が必要とされた段階で、初めて拠点を整備する必要性が生じるものと認識をしております。

ご指摘の老人福祉センターにつきましては、これまでもご説明をさせていただきましたが、大雨による洪水や浸水のリスクに加え、土砂災害警戒区域に指定されていることも踏まえ、常時人が集まる施設としては適当ではないと判断をしているところでございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） ご答弁いただきました。私はいろんな活動において情報交換の場、交流のいろんな仲間と、あるいはほかの団体の方たちと交流を深める場、一緒に語り合う場、いわゆる「場」というものの大事さを感じております。将来的にそういう拠点づくりが実現されることを願っております。

団塊の世代が全て後期高齢者になる今年は、75歳以上の方は、全国民の5人に1人ということです。これから支援を必要とする高齢者が右肩上がりに増えていくことが予測されます。これからの社会こそもっと支え合える環境づくりが大事だろうと思っております。

みんなが生きやすい社会をつくるためには、もっとボランティア活動が活発化してほしいと願っております。そこで、町のボランティア育成の今後の計画はどうなっているかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ボランティアの育成は、単にその数を増やすことを目的とするのではなく、地域住民の皆様が主体的に地域課題の解決に取り組む環境を整備することに重点を置きます。行政主導ではなく、住民自らが活動したいと思える環境づくりこそが、ボランティア育成の根幹をなす最も重要な要素だと考えております。

少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、頻発、激甚化する災害など、町が直面する課題の解決に向けては、協働と共助の精神に基づき、行政、社会福祉協議会、それから行政区、学校といった多様な主体との連携を強化します。この連携の過程

を通じてボランティアの育成を図るとともに、ボランティアが継続的にやりがいを持って活躍できるよう、相談対応、情報提供、研修会の開催といった支援策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） ご答弁をいただきました。今回の災害から、私たちは地域で支え合って暮らすことの大切さを学びました。

そこで、次に、地域コミュニティの構築についてお尋ねをしてまいります。

町の第2次振興計画の中に、第1章、協働のまちづくりの中で、町民や地域との協働とコミュニティの推進がうたっています。高齢化、少子化する地域を持続するためには、今まで以上に支え合っていくしかありません。しかし、コロナ禍以降、いろんな面で従来の地域コミュニティが希薄になったことを感じます。そんな地域の状況の変化を受けて、新しい仕組みづくりも必要になるのではないのでしょうか。

そこで、地域で支え合う仕組みづくりについて、町のお考えをお聞かせください。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

少子高齢化、過疎化が進む中、持続可能な地域であるためには、地域の中で支え合いの仕組みをつくっていくことは大変重要なことであると考えております。そのため、美里町第2次振興計画の中でも、まちづくりの基本目標の1つに、協働のまちづくりを掲げ、まちと町民、地域組織、ボランティア等が連携してまちづくりを進めていくこととしております。

例えば、地域コミュニティ活動への支援としては、美里町おもやい応援補助金を通じた地域づくり団体への支援を行っており、令和3年度の創設以降、累積で14件、361万4,000円の補助を行っております。また、町内におけるイベント開催を通じて、地域の振興、交流人口の増加を図ることを目的に、今年度、美里町地域のイベント補助金を創設し、これまで3件、34万7,000円の交付決定をしております。

福祉の分野では、老人クラブ会員による相互の見守り活動である友愛訪問や、児童・生徒の通学時の見守り活動等、様々な地域の支え合いの取り組みを行っているところです。

そして、未来に向けた新たな協働の形として、本年10月1日から、AIオンデマンド交通「のるーと美里」の実証実験をスタートいたしました。これは厳しい状況にある公共交通をAIの力と、何よりも地域の皆様が乗り合うというご協力によって守り育てていこうという取り組みです。今後もこうした新しい発想と地域との協働を両輪としながら、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の維持に取り組

んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 町の様々な取り組みが今後成果を上げて、地域のコミュニティがもっともっと強く構築されていってほしいと思います。

私たち議員は、この夏、こどもの居場所づくりについて先進地視察を行いました。子どもたちには、家庭や学校以外にも、猛暑や寒さをしのぐ安全な居場所が必要です。それは高齢者にも言えることだと思います。高齢者にとりましては、子どもたちとの交流が、認知症予防やフレイルの予防にもつながるという効果が期待できます。

そこで、既存の施設を活用して、こどもの居場所、高齢者の居場所ができないものかと考えます。例えば、中央地区の場合、北地区に上水道が今後完備すれば、有安の工場跡地や北地区にも住宅が増えて、子育て中の若い人や子どもたちが増えることも十分予想されます。その中心地帯には、旧パチンコ店の建物と駐車場がございます。もちろん、所有者の方がおられますので、ここで勝手にあれこれ申し上げるのはばかられるわけではございますが、例えば、そこを町が購入して、こどもの居場所、高齢者の居場所として活用できないものか、その可能性についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町では、人口減少対策の一環として、中央北地区における宅地開発構想の検討を進めており、今年度中に基本構想をまとめることといたしております。

その中では、役場中央庁舎北側の旧工場跡地を中心に、土地活用のゾーニングを行うとともに、住民の皆様の生活利便性の向上や交流の推進につながる拠点施設を配置できないか、財源面も含めて検討を進めているところでございます。

議員ご指摘の旧パチンコ店の土地と建物につきましては、以前から有効活用できないかというご意見があることは承知しておりますが、現状、民間企業や個人の方が所有されている物件でございますので、ここであまり踏み込んだ発言はできない状況でございます。

ただ、一般論といたしましては、既存の建物をうまく活用し、整備費用を抑えることができれば、財政負担を軽減することができますので、構想の実現に向けて引き続き様々な可能性を検討してまいります。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） ご答弁をいただきました。将来の構想がいろいろあるとい

うことですので、その実現を希望を持って待ちたいと思います。

このような「場」があることも地域コミュニティの根幹であると私は考えます。こどもと高齢者にとって住みやすい町は、誰にとっても住みやすい町だと言えると思います。どうぞ、こどもと高齢者の居場所づくりについて、今後のご検討を進めていただきますようによろしくお願いいたします。

次に、若い世代の活動組織を再編できないかということについて質問をいたします。

合併以前は青年団という組織がありまして、砥用地区の場合は、その歴史は大正時代に遡るといってございまして。様々な町の行事に参画し、社会貢献を果たした組織でありましたけれども、合併を機に、休会といたしますか、解散をしております。その団結力はとても強く、高齢になってもその絆が今も持続されているように感じます。

現在、町の婦人会も青年団も長い歴史を閉じました。現在、町には、見渡してみますと、個々の分野で、それぞれの分野で、いろんな力を発揮されている若い人材がたくさんおられます。そういった方たちを対象に、年齢にこだわらず、年齢層もどちらかという幅広く設けて、地域にこだわらず、所属のジャンルにもこだわらず、美里町の将来を真剣に考えておられる若者たちが1つの組織に集合する。みんな町で町の未来像を語り、まちづくりに参画し、そして課題解決の一翼を担っていただけると。もしそんな組織ができましたら、きっと楽しい活動ができるでしょうし、美里の将来が明るくなるのではないのでしょうか。

そんな若者世代の組織づくりについて、町のお考えをお聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町における地域コミュニティの現状といたしましては、少子化の影響による若年層の人口減少に伴い、様々な組織において、従来のような運営が難しくなっております。

特に、合併前の青年団組織は、現在、休止中でありまして、町婦人会も解散をされております。このように、まちづくりに関わる若者の自主的な活動の場が減少している状況にございます。そして、何より生活スタイルの変化や価値観の多様化が進んでおり、これまでのような参加形態や活動の進め方では、若者の関心を引き出せない現実がございます。これらの課題を解決するためには、新たな形での地域活動への参加を促す仕組みづくりが必要だと感じているところです。

議員がおっしゃるように、意識を持った若者たち、また幅広い世代の方々が集まる組織をつくる、そういうことは非常に重要だというふうに思います。しかしながら、それが押しつけではいけないと考えております。自発的かつ持続可能で、なお

かつ町の課題解決に寄与できる組織となるかどうか大きなポイントだと考えます。具体的な活動の方向性や、その活動にどう参加を促すかについては慎重に検討する必要がありと考えております。

このように地域コミュニティの再構築には多くの課題を伴いますが、地域づくりに参加したいと考える若者たちが集う場をつくるために、町として何ができるのか。少子化や社会構造の変化の中で、従来の組織づくりをそのまま引き継ぐことは難しいかもしれませんが、新たな方法で地域活動の参加者を増やし、横のつながりを強化するために何が必要かなどについて、若い世代の方々のご意見も伺いながら議論してまいりたいと考えます。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 上田町長にご答弁いただきました。自主的に若い人たちが集まって活発にまちづくりについて討論し、共に美里の未来を担ってくれる、そんな組織が生まれることを期待しております。

私は昔も今もこの町が大好きです。毎日、本当に、「うわあ、何て美しい町なんだろう」と、何ていいますか、感激しながら暮らしております。町長も、やっぱり美里町を愛しておられるからこそ、本当に日々お忙しい、激務を、職務を担っておられると思います。みんなにとって大切な町だから、いつまでも持続していったほしいと心から願っております。

最後の質問になります。美里町が持続可能な町になるためには、町長は何が一番大切なことだとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 美里町が持続可能な町になるためには、何が一番大切だと考えているかというご質問でございます。

非常に幅が広い質問になります。ただ、これ持続可能な町になるためには、何か1つをやっていけばいいという話ではないというふうには思っております。様々なことがやっぱり重要だと考えますし、いろんなことをやりながら、この町の魅力を深めていく必要があるのではないかなと日々考えております。

その中でも、やはり急速に進む人口減少、これをいかに緩やかにしていくかということは最重要課題だというふうに考えています。TSMCの波及効果が、まだ熊本県全体に行き渡っていない現状ではありますけども、第二工場の建設も始まり、益城町や御船町には、徐々に関連した企業が進出しているように感じています。つまり県北だけではなくてですね、県南、県央のほうにも少しずついろいろな関連企業が進出しているのかなというふうな、最近感じているところでございます。

美里町といたしましては、そこに働く方々の受け皿となれないか、また関連した

企業を誘致できないかといったことを常に意識しておく必要があると思っています。だからこそ、現在、中央北地区において、定住の受け皿になる宅地の造成を行うとともに、水道の整備を進めているところでございます。とはいえ、地理的要件で、今後さらに人口減少が進む地域があることも事実です。そのような地域におきましては、自助・共助・公助の考えを基本に、そこに住む住民の方々が主体となって地域を維持していただく必要がございます。

しかしながら、様々な活動することにも限界に達している地域もございます。そのような地域においては、公助の観点から、町がどう支援していけばいいのか。また、先ほどからいろいろと議員もおっしゃいました、質問にもありましたように、人材、この人材の確保、それからその人材の育成、それから地域コミュニティの維持、こういったことについてもしっかりと取り組んでいかなければいけないと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） これからの美里町のために、今お聞かせいただきました、いろいろな思い、いろんな取り組みを頑張ってください、私たちもまちづくりを応援していくという立場で頑張っています。

町のみんなが、この町をいつまでも持続できる町にしようという、お互いの共通の意識を持ってまちづくりができたらいと思います。町のみんながお互いを思いやり、助け合う気持ちもこれからも大切に、そして安心して暮らせる町をみんなで作ってまいりましょう。そういう町になれば、きっと持続する町になっていくと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、高田美千子議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開を11時ちょうどとします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、平野保弘議員の一般質問を行います。平野保弘議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。通告に従い質問をいたします。

本日は、1番目に、令和7年8月豪雨について、2番目に、ふるさと納税について、3番目に、瀧下和之氏の作品のPRについて質問をいたします。

まずは、令和7年8月豪雨についてですが、住宅や公共施設、道路、河川等も数

多くの被害があったのですが、農地、農業施設も先ほど説明がありましたとおり、約5,400件ぐらいの被害の報告が 있습니다。担当課・担当係におかれましては、連日激務をこなされていることと思います。毎日、目の回るような忙しさの中で、心身ともにお疲れのことだと思います。被災者のために、もう一踏ん張り頑張ってくださいと思います。その上に、今回の一般質問で、さらに大変だとは思いますが、よろしく願いいたします。

今までにない特別な災害でありますので、イレギュラーな仕事もあるかと思いますが、囑託区長さん方や被災された方々も戸惑っておられるところがあるので、幾つか質問をいたします。

まずは、農地等災害復旧事業について質問します。

この農地等災害復旧事業に採択されるためには、いろいろな要件があります。その中で、1か所当たりの復旧工事費が40万円以上であるということという要件があります。ですが、事業費40万円未満の小規模な箇所であっても、同一工種で、150メートル以内の間隔で連続した被災箇所等については1か所工事とし、それぞれの事業費の合計が40万円以上であれば、国の災害復旧事業の対象となるとなっています。

9月に、我々議員と町長も一緒に、地元選出の国会議員や関係省庁に陳情に参りました。そのときも、この150メートルのことについてはしっかりと説明を受けました。ところが、今回は考慮しない、考えていないという話をお聞きしました。それで、通告ではそれはどうしてかというような質問にしたのですが、実際には150メートル以内の間隔で、連続して1か所として扱われているところもあるようです。今回、この件について、どのように対応されているのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

国の災害復旧事業につきましては、被害箇所が同一工種で150メートルの間隔であれば、議員のほうからおっしゃられましたように、1か所の工事として、それぞれの事業費の合計が40万円以上であれば、災害復旧事業の対象になるとなっております。

本町におきましても、11月の4日から、引き続き毎週、災害査定を受検しておりますが、本条件を適用しております。現在までに災害査定を受けた中では、18工区を1か所の工事としてまとめて受検した箇所もございます。しかし、今回の豪雨災害は被害が甚大で、被害箇所が相当数であったため、農地の堆積土砂につきましては試掘等を行い、堆積土砂の厚みを測定する必要があることに加え、時間的制限もあり、1か所の工事として、まとめて受検していない可能性もあると思ってい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） ただいまの農業政策課長の説明では、150メートルの条件を適用して、災害査定を受検しているとのことでした。

ですが、私が確認したときには、確かに考慮していないという対応でした。住民からの受付の段階では、考慮していないが、国の査定を受けるときには1か所にまとめているということなののでしょうか。答弁は求めませんが、職員の皆さんがこなしている仕事は、非常に短期間で膨大な量でありますし、受付や相談の時点で、150メートルの条件のことについて尋ねられる想定がなかったかもしれません。猛烈に忙しい中での対応ではあると思いますが、不公平な対応になりかねないとも思っています。

一般の町民の方々は、この150メートルの条件を知っている人はいないかもしれませんが、この条件で新たに採択される箇所があるかどうか分かりませんが、この条件が適用されているところがあるのであれば、知らないうちに不公平に扱われているということがないようにしていただきたいと思います。

農地等災害復旧事業については、今後、査定を経て、負担額の提示があり、農地所有者は、工事を行うのか、取り下げるのかの判断をしていくことになると思います。被災された農地の所有者の方にとっては、いつ頃工事ができるのか気になるどころかだと思います。全体では、4、5年はかかるのではないかとされています。あるいはそれ以上かかることもお聞きしたことがあります。

昨日の坂田議員の質問の中では、負担する金額の面で、「やめた」となるとおっしゃっていましたが、期間がどれぐらいかかるのか、どれぐらい待つのかというのも、やるかやらないかの判断基準にされる方もおられるかもしれません。まだ確定はしていないところですが、今回の事業の規模がどれぐらいになると思われるのか、完了までにどれぐらいの期間がかかると想定されるのか、お尋ねいたします。また、工事の順番については、どういう基準で決められているのか、お考えがあればお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

国の災害復旧事業につきましては、坂田議員の答弁の際に申し上げましたが、現在、簡素化査定を受検中でございます。その後、補助率増高が、令和8年1月末までの提出となっており、その後、国で補助率を決定されます。町としましては、今後、簡素化査定で承認された分を災害復旧工事として発注するための実施設計の委

託契約をする予定でございます。

その委託契約した業者より、図面等の成果品によりまして、町でその成果品を基にし、町で設計書を作成いたします。その後、災害復旧工事の設計金額が決定し、その時点では、激甚災害指定の補助率も決定しているかと思っておりますので、申請者に対しまして、工事金額及び負担金額の提示を行い、災害復旧工事を申請される場合は、確約書等の提出を予定しているところでございます。

その後、災害復旧工事の発注及び着工を予定しておりますので、復旧完了までには相当な期間を要すると想定しているところでございます。また、復旧工事の順番といたしましては、共同施設である農業用施設より発注を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 被災された農家の方々も、ある程度時間がかかると覚悟されているとは思いますが、現段階では、相当な期間がかかるとしか分からないということが分かったということになります。

順番については、まず優先される共同施設である農業用施設の復旧の後ということになると思うんですけども、そのとき、農家の方の意向も判断材料にさせていただきたいと思えます。一刻も早くしてもらいたい。そうでないとやめるとっておられる方もあれば、後に回してもいいよという方もおられると思えます。特に、順番を決める基準がないのであれば、負担金額の提示をされて、確約書を取られるときにでも、同時に簡単な意向を聞かれたらどうかなというふうに思えます。

次の3の質問については、先ほどの高田議員の質問に同様の内容の質問がありましたので、重複いたしますので省きます。

農地等災害復旧事業に該当しない場合であっても、農地自力復旧費用支援や土地改良事業災害費で補助を受けることができます。自力復旧支援は農災に係ったところでもよいのですが、農地自力復旧支援費用支援は、初めてのことでありますし、苦勞されている区長さんもおられるようです。

④の質問では、被災農家に同じように周知できているのか、申請したくても進んでいないところがあるのではないかとしていますが、ここで言いたいのは、地区によって温度差があるのではないかとということです。早いところでは既に完了しているところもあれば、各農家のレベルで言えば、どんなときに支援を受けられるのかも理解されてないところもあります。

基本的には、団体で計画するという事になっていると思うのですが、まとめるのに苦慮されているところもあります。被害が大きいところ、団体が大きいところ

では本当に大変だろうと思います。農家はそれぞれに思いも違いますので、まとめるのが大変だろうと思っています。農業、農地に精通した人を中心に話し合いを持たなければ難しいところもあるのではないのでしょうか。

そこで、まずは相談や計画件数の現状と、地区による温度差についてどうお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

農地自力復旧（堆積土砂撤去）費用支援事業につきましては、8月の豪雨災害による被害が甚大であるため、新たに支援メニューを創設したところでございます。農地自力復旧（堆積土砂撤去）費用支援事業の周知につきましては、10月16日に配布しました「広報みさと号外第4号」への掲載や、支援事業の案内チラシを全戸配布し、周知を図っているところでございます。

支援事業の11月末までの実績といたしましては、計画件数は80件で、農地の筆数といたしましては233筆分で、完了件数といたしましては19件で、農地の筆数としましては38筆分となっております。災害の中には農地の堆積している土砂や倒木等を撤去すれば、営農活動の早期復旧ができる農地も多数あると思いますので、ご活用いただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 地区による温度差については見えないということなのだろうかというふうに思います。チラシを全戸に配布しているので、同じように周知しているということなのだと思います。

農業、農地に精通した人、これが区長さんである場合もあります。そういった方が中心になって話し合いを持たれ、あまり詳しくない人でも漏れないようになさっているところもありますし、まとめる人がいなければ、個人での申請が中心になっているところもあるようです。まだ申請できてない方もおられるかもしれません。国の農地等災害復旧事業に該当しなくても、この農地自力復旧費用支援事業や土地改良事業（災害）を利用することによって、課長もおっしゃったように、早期の営農再開ができます。非常に助かる支援ですので、この一般質問を防災無線で聞かれた方で、まだの方は諦めずに相談されるようにしていただきたいと思います。

とはいうものの、申請するしないはこれ自由なんです。温度差を分かりにくくしているのが、そこにあるのかもしれませんが、私も何か所か農地に土砂が入りました。団体に計画書を作って提出した農地もありますし、既にバックホーで土砂を除去して、支援を申請していないところもあります。これを使うかどうかは自由だと

ということです。使って復旧しようが、使わずに復旧しようが自由なのですが、これが制度をよく分からないまま利用されていないところがありはしないかと心配です。分かった上で利用しないならばそれでよいのですが、さらに営農再開を諦めて、災害を放置されるのであればもっと心配です。

これも、昨日、坂田議員もおっしゃっていました。災害を契機に、契機という言葉が適切かどうか分かりませんが、耕作放棄地が増えないようにしたいものだと思います。現時点で分からない方は、まず相談をしてもらいたいというふうに思います。

それから町長にお願いなのですが、この自力復旧費用支援事業は、令和7年度の予算で、令和7年度の事業でありますので、期限は本年度末になると思います。工事完了までが年度末に行わなければいけないと思われれます。早期営農再開に対する支援だと考えれば、当然、年度末までに終わらなければいけないと考えられると思うのですが、例えば、道路等の状況で、道路が通れなくて機械を入れることができなかつたり、あるいは国の農地等災害復旧事業の工事で土砂等の除去までを解決すると思っていたら、この農災に採択されなかつたり、または負担額によっては取り下げられたりして、その後、慌ててこの土砂の除去を自力でやることになる場合も起きてくるのではないかなというふうに思っています。

いろんなケースがあると思いますので、一概に年度末で切って、その後はないというのではなく、状況に応じて柔軟に対応していただきたいと思います。どうですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員のおっしゃいますように、災害ですので、同じような災害というものはありませんし、いろんな地区で、いろんな災害があるわけであります。

そういった意味では、まずは先ほどおっしゃっていましたが、周知が少し足りないんじゃないか、ひよっとしたらまだ知らない方がいらっしゃるんじゃないかというようなお話も含めて、再度周知を図らせていただきたいというふうに思います。

それから、農地自力復旧費用支援事業、堆積土砂の撤去に関しましては、まだ知らない方がいらっしゃるかもしれない。ひよっとしたら災害復旧を諦めて個人でやろうというような、そういったパターン、様々なパターンが出てくる可能性がありますので、その辺は柔軟に対応できるように考えていきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 大変助かる事業ですので、柔軟に対応していただければというふうに思います。

次の質問に移ります。町道や農道、林道でも、道路の下に、水路、河川が暗渠で通っているところで、土砂や木の根や枝等が中に詰まって、水が道路に流れ出して、大きな災害になっているところがあります。今回に限らず、大雨になれば、その危険性があります。

災害復旧は、原形復旧が大前提だとは思いますが、壊れたところを直して、災害前の状態に戻しても、また詰まれば同じような災害が起きます。お金はかかるとは思いますが、災害が起きにくいようにはできないものかと思えます。この暗渠で言えば、簡単に詰まってしまう暗渠を大きくする改修等ができないものか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

議員ご質問のように、町道の横に小さな谷川などがあって、大雨の際に溜枘などに土砂が流れ込み、暗渠が埋塞する箇所は、町内の特に山間部には多くあることを認識しております。

暗渠の改修はできないかというご質問でございますが、単に暗渠に土砂が流れ込んで埋塞をただけで、ほかに被害がない場合は、土砂を撤去すれば機能が回復をするため、撤去費用が60万円以下の場合は、国の補助をもらう災害復旧事業には該当しないということになります。

埋塞したことにより、暗渠自体に被害があって、60万円を超える場合は国の災害復旧事業に該当しますが、先ほど議員がおっしゃられたとおり、原則として、災害復旧事業は原形復旧ということになっておりますので、申請時に、暗渠のサイズアップが可能であるかということについては、慎重な検討が必要だというふうに考えております。このように、暗渠の改修だけをやる場合は、基本的には、町単独費を使用して、維持工事の中で取り組むことになるということに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 暗渠のサイズアップというのを災害復旧としては無理だということですけども、令和6年3月の定例会の一般質問でも、私は、町内危険な箇所が数多くあり、計画的に危険箇所の整備はしてもらいたいというふうに発言をしています。大きな災害になりそうな危険な箇所を優先順位をつけて、計画的に取り組むということにはできないものなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

暗渠の改修につきましては、先ほど説明をしましたとおり、町の単独費を使って維持工事での改修や改良工事に合わせて改修するということが考えられますけれども、暗渠の改修工事だけを別枠で予算措置をして、優先順位をつけて取り組むということは、これ町の単独費を使つての執行ということになりますので、財政面からも厳しいと考えられております。

それぞれの全体の維持工事費、改良工事費の中で、地域からの要望を基に、優先順位をつけて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、国の様々なところで災害が頻発化、激甚化しております。その中でいろんな話を聞いておりますと、予防防災の考えが非常に今議論が活発になってきております。

そのために、国土強靱化中期計画、これも進むことになっておりますけれども、要は災害が起きた後に復旧するよりも、災害が起きない施設を造ったほうが、その投資額は少ないというような考えが少しずつ広がっている状況の中で、じゃあ、脆弱な財政の小さな自治体で、そういったものを全部やれるかといったら、これはなかなか難しい話でありますので、先ほど申しました国土強靱化、そういった予算もついております。そういったところが使えないかというような要望を、今後、国に対しても行っていければというふうに考えます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 町長から、ありがたいというお言葉いただきました。ぜひそのようにいければと思いますけれども、ただ国が小さいところまで一つ一つ見るということには、まだいってないと思いますので、何らか便利なやり方があればなというふうには思います。

一たび大雨が降ると、これが詰まってしまい、越水した水が大災害を起こしてしまうことがあります。詰まりさえしなければ、こんなことにはならなかったというところもあります。詰まったから一時的に通行できなくなったり、復旧に時間がかかり、またお金もかかるということになりますので、地域からの要望を基に、優先順位をつけて取り組んでいきたいということですので、この暗渠だけに限らず、今、町長からもおっしゃっていただきましたけれども、事前に危険な箇所を改修すれば、町単独費用で行われなければなりませんけれども、災害が起きて被災すれば、国の補助を受けることができるわけで、財政的な理由で災害待ちということにならないようになっていけばいいというふうに思っております。

県の事業にはなると思うんですけども、大きな砂防工事などが行われています。

これも災害を予防するためのものだと思うんですけども、皮肉なもので、新しく大々的に砂防工事が行われたところでも災害が起きています。今後、国に働きかけていくなどされるということですので、そういった大きなお金を使うところがあれば、小さな工事で済むところもあると思いますので、実際に災害にならないような工事がしていただければなというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。これも同じようなことになるかと思いますが、文化交流センターひびきでも地下に水が入って、現在使えない状況が続いています。図書室など、一部は利用が再開できていました。先日、2階の施設の利用ができるようになりましたが、1階のホール等ははまだ使えません。毎年、ひびきで行っていた文化祭や教育の日講演会でも使うことができず、中学校の体育館や総合体育館で代用をしています。やってみると、場所が変わってよかったところも一部ありますけれども、デメリットのほうがたくさんあります。年が明けての二十歳の祝典も中学校の体育館で行われることとなったようです。

平成19年の災害でも、同じく地下に水が入って使えなくなっています。谷川の水が増水であふれたり、排水暗渠が詰まったりして、ひびきの建物のほうに水が集まってきたものだと思いますが、そもそも建物自体が、外から水が入りやすい構造になっています。現地視察に行きましたが、空気が通るようになっているのかどうか分かりませんが、外との仕切りがなく、外の水が増えれば、自動的に水が入ってくる構造になっています。その構造がどうしても必要なものなのかどうかは分かりませんが、水が入りにくいように改修はできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ただいま議員がおっしゃいましたように、8月の豪雨による浸水被害があった文化交流センターですが、現在もホールは使用できず、2階のみの一部開館となっております。

文化交流センターの災害復旧に関して、国庫補助事業である公立社会教育施設災害復旧事業を活用する予定としております。この事業は、激甚災害により被災した特定地方公共団体の設置する公立社会教育施設の施設整備等の復旧に要する工事費に対し、国がその3分の2を補助するものでございます。

この復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出されることが原則でありますので、ご質問の同規模の災害が発生しても、被害を排除または最小限に抑える改修を今回の災害復旧工事の中で対応することは、今のところ難しいと考えております。

ただ、例外的な対応も被害状況によってはできないこともないという記載もござ

いますので、今後、国、県と協議していく中で、どこまでの対応が可能なのかというのは精査していきたいと思っております。過去にも豪雨災害により同様の被害を受けている本施設におきまして、被災しても開館できない期間が長期にならないよう、浸水を防ぐ、もしくは被害を最小限に抑える対策等につきまして、検討し、復旧工事と並行して対応していければと思っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） これは文化協会からも強い要望があります。敷地内に水が入りにくいようにするか、建物の中に水が入りにくいようにするか、何らかの対処ができればいいなというふうに思います。これも単独費用での対応になるかもしれませんが、検討していただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。前回9月の定例会でも、ふるさと納税について質問をいたしました。そのときは目標に対する進捗はまだ少ないものの、8月までの寄附金額は、前年度の2.3倍に伸びているとのことでした。また、9月は制度改正前の駆け込み需要、豪雨災害復興祈念ランタンフェスティバルに向けたガバメントクラウドファンディングもあり、伸びるだろうということでした。年末のこれからが一番の書き入れどきになるかと思えます。

その直前ではありますが、現状についてどこまで来ているのか。それから、返礼品の種類ごとの傾向もあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

ふるさと納税の寄附額については、今年4月から11月の寄附額は6,305万6,500円となっております。昨年度同時期が3,245万1,000円でしたので、昨年比1.94倍となっております。

返礼品ごとの状況を見ますと、特に牛サガリとウナギが大変ご好評をいただいております。寄附額全体を牽引している状況でございます。これに加え、今年度から大手ポータルサイトさとふるが提供するおまとめサービスの活用を開始しました。この取り組みにより、これまで発掘できていなかった新たな返礼品を数多く追加することが可能となり、返礼品のラインナップが大幅に拡充されました。

具体的には、今年度当初、約170品目であった返礼品が、現在では約420品目にまで増加しております。その結果、寄附者の皆様にとって選択の幅が広がり、本町の多様な魅力をより深く知っていただく機会が生まれたことで、町全体の寄附額増加につながっているものと分析しております。今後も寄附者の皆様を選ぶ楽しみを感じていただけるよう、魅力ある返礼品の開発とPRに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 11月までの寄附金額が6,300万ほどということですので、8月末の段階では1,900万ほどでしたので、それから4,400万ほど伸びているということになります。昨年度の実績が、1年間で6,600万ほどですので、もう少しで、昨年1年間での金額には追いつきます。ですが、当初予算で計上してある寄附金額は1億5,000万ですので、まだ半分に届いていません。12月に相当伸びなければいけないと思っています。

この前に質問した件について、町単独費用での対応ということで、財政的に手がつけれない部分もあるということを理解しましたけれども、自主財源がなければ、やりたいこともできない。やはり今少しでもやれるのは、ふるさと納税寄附金を増やすことだと思います。

宮崎県の都城市の道の駅に行ったことがあります、非常に立派な建物で、立派な施設です。お客さんもたくさんおられました。都城市の寄附金額は、2023年が193億以上、2024年が176億以上です。それだけのお金があればなというふうに思いましたけれども、まちづくり公社のほうでも大変努力されています。何とかふるさとの応援寄附金が増やせないものかと思っています。

そこで、返礼品の1つであるお米について考えたいのですが、本年も九州お米食味コンクールで、本町は自治体部門で1位になりました。これで美里のお米は3年連続で九州ナンバーワンになっています。おいしいお米なのに、どうしてそれでふるさと納税を増やせないのかと一般的には考えられます。

議会報告会でも、もっとPRして、ふるさと納税を増やせないかといった意見も出ました。先ほどの説明でも、牛サガリとウナギが大変好評であるということでした。実際、美里町の返礼品の中でのお米は、そう多くないと思っています。ほかの自治体と比較しても多くはないのではないかと思います。その原因について分析されていると思います。原因についてお尋ねいたします。

また、併せて、米を作られている農家の方々の中には、返礼品として貢献したいと思っておられる方もいるのではないかと思います。どうしたらよいか分からないままという方もおられると思いますので、農家の方が自分が作ったお米をふるさと納税の返礼品にしたいと思った場合、どうすればよいのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、ご指摘の米を返礼品とする寄附額が伸び悩んでいる原因についてでございますが、議員ご指摘のとおり、本町自慢のお米を返礼品とした寄附額は、他の人気返礼品に比べて伸び悩んでいる状況でございます。

過去には、より多くの寄附を募るため、他の自治体と同様に、比較的安価な価格

帯のお米を用意した時期もございましたが、残念ながら、期待したほどの伸びにはつながりませんでした。現在は、ふるさと納税制度のルールを遵守し、市場価格に基づいた適正な価格設定の下、自信を持ってお薦めできる質の高いお米を提供しているところです。

しかしながら、全国的に多くの自治体が米を返礼品としており、価格競争が非常に激しいカテゴリーであることに加え、本町のお米のブランディングがまだ十分ではなく、その魅力が全国の皆様に伝わり切れてないことから、本町の魅力が埋もれてしまい、差別化に苦慮しているのが実情でございます。また、他の自治体では、ブレンド米を非常に安い納税額で返礼をしていらっしゃるようですが、美里町のお米は、先ほど議員もおっしゃいましたように、九州食味コンクールで今年も優勝をされました。まさに3連覇でございます。

その品質は、九州でもトップであるというふうに自負をしているところでございます。そのような視点において、品質に見合った納税額にしなければ、美里町全体の、これお米の価値を落としかねないというふうに思っております。例えば美里町の米、大変安くてたくさん手に入る。なったら美里町の米は、ほかで、じゃあブランド米を出したときに、やっぱりその価格差が出てしまいます。そういった意味では、やっぱり美里町、九州で一番の美里町のお米という、その価値観というものは、私はしっかりと保っていく必要があるというふうには思っております。

今後も事業者の皆様と連携を密にし、事務を委託しておりますまちづくり公社とも協力しながら、美里のお米の品質の高さや、生産者の思いといった魅力を効果的に伝え、認知度を上げていけるよう一層努力してまいります。

次に、農家の方がご自身のお米を返礼品にするための方法についてのご質問ですが、町内で丹精込めてお米を生産されている農家の皆様には、ぜひ本町のふるさと納税にご参加いただき、そのすばらしい産品を全国の皆様にお届けしたいと考えております。

農家の皆様が返礼品を提供するためには、まず本町の返礼品協力事業者としてご登録いただく必要がございます。ご登録いただければ、ご自身のお米を返礼品として出品することが可能となります。ご興味のある方、詳しい手続をお知りになりたい方は、ぜひ担当課までお気軽にご相談いただきたいと思います。なお、担当課は美しい里創生課でございます。

事業者の皆様と連携を密にし、本町のお米の魅力を最大限に引き出すお手伝いをさせていただきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 議会では9月に北海道の月形町というところに視察研修に参

りました。メインの研修内容とは違ったと思うんですが、月形町では、ふるさと納税寄附金額が、令和6年度で12億5,000万ほどだったということでした。令和7年度は、既にその時点で12億ほどに達しているということでした。人口2,600人ほどの小さな町ですが、たくさん寄附金を集められています。

お米も返礼品の中心になっているということでしたが、お米の銘柄は、ななつぼしやゆめぴりかというものでした。美里町のお米よりも少し安い印象でしたけれども、昨日、サイトを見てみると、もう令和8年度の予約を受け付けておられる。大変人気があるんだなというふうに、令和7年度分はないんだなというふうに感じました。

そこで、そのとき職員の方がおっしゃっていたのは、たくさんの返礼品を出してもらっていると。返礼品が豊富であるということと、RPP広告の効果が大きいということでした。月形町では、令和3年度の寄附額が3億円程度で、その時点でピークだったのが、一旦低迷して、令和6年度から跳ねています。RPP広告をかなり絶賛されていました。ここでは中身については詳しくは話しませんが、参考にするのではないのでしょうか。

それから、お米の量については、現在、まちづくり公社が直接取り扱っている分と、農家や事業所が出している分とがあるようです。量を増やしていくためには、公社が大量に扱うのか、農家個人で出されている方を、件数というか、人数を増やしていくのかということになると思いますけれども、ただいまの町長の答弁で、農家の方が返礼品協力事業者に登録すれば、自分のお米で、このふるさと納税に貢献をすることができます。興味がある方は、まずは聞くだけでも聞いてみたらどうかというふうに思います。

公社が大量に扱う場合には、米の保管場所問題、それから、精米、梱包、発送に人手がかかります。また、取り扱う農家、事業所が増えれば、品質の維持管理が難しくなってくるかもしれません。そういった課題を何とか工夫・クリアして、取扱量を増やしていくとともに、町長もおっしゃいましたけれども、九州のお米食味コンクール3年連続1位というのをしっかりと、メディアを利用したり、外に出ていったプロモーションで、知名度、認知度を上げて、ブランディングをしていただければなというふうに思います。美里町の米は、販売ではよく売れているということですので、PRをもっともっとということなんではないかなというふうに思います。

次に、皆さんもご存じのこととは思いますが、総務省は、全国の4市町を9月30日付で2年間ふるさと納税対象自治体から除外しました。これは総務省が定めています、ふるさとの応援寄附額に対する募集費用を50%以下にするという

基準に違反したためだということです。

恐らくそれらの市町では50%を超えないように気をつけていたはずだと思うんですが、超えているのが分からなかったのか、分かっていたけど避けられなかったのか分かりませんが、本町では問題ないのか。やはりこういうニュースを聞くと、自分のところはどうか、ちょっと心配にもなります。問題ないのか、どのようにして気をつけておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。

ふるさと納税制度は、総務大臣による指定を受けた自治体のみが実施できる指定制度となっております。その基準として、返礼品の調達費用などを含む経費の総額を寄附額50%以下に抑えること、そして返礼品の返礼割合を寄附額の30%以内とすることが厳格に定められております。

本庁におきましては、制度の適正な運用を徹底するため、ふるさと納税に関する事務の一部を委託しております、まちづくり公社におきまして、経費率を常に確認管理する体制を構築しております。全ての返礼品について、この国の基準を遵守できているかを確認した上で寄附額を設定しており、制度の指定が取り消されるような問題はありません。

しかしながら、議員ご承知のとおり、最近、身近な自治体で指定が取り消されるという事例がありましたので、本町としましても、この事例を対岸の火事と捉えることなく、今後も国が定める基準を遵守し、制度の趣旨にのっとった適正な運用に万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） ただいまの説明を聞いて安心された方も多いのではないかと思います。あまり細かいことは言えないのかもしれませんが、本町では50%を超えるというのはあり得ないとお聞きしたことがあります。経費についてもかなり安全を見ているということです。

お米での寄附額も、町長がおっしゃったように、安くはありません。よって、お得感では、寄附額が爆発しにくいと思いますが、そういう方針であれば、なおさら多少時間はかかるかもしれませんが、おいしいお米をPRし、知ってもらうことに力を入れていてもらいたいと思います。

最後の質問になりますが、本町では2人の方がふるさと応援大使に任命されています。お1人は、おがちこと、タレントの緒方由美さん、もうお1人が、画家の瀧下和之さんです。おがちはテレビ等で活躍されていますし、ランタンフェステ

ィバルをはじめ、地元のイベント等で数多く司会をしておられますので、知らない人はほとんどいないかと思えます。一方、瀧下さんは全国的には有名な方で、ファンもたくさんおられますが、地元ではまだ知名度が低いのではないかと思えます。ふるさと応援大使は、美里町の魅力を発信していくのが目的ですので、地元の知名度よりも全国の知名度が高いほうがよいのかもしれませんが、だからといってという感じがします。

地元での知名度をもっと上げていく必要があると思えます。ランタンフェスティバルでのキン肉マンとコラボしたTシャツは非常によかったです。私も購入しました。もっともっと思ひまして、作品の鬼をモニュメントを建ててはどうかというふうに思ひます。観光の目玉にもなると思ひますし、地元の方々にも知っていただけると思ひます。その点についてどうお考えになりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 瀧下氏には、昨年6月のふるさと応援大使就任以来、ふるさと納税の返礼品として、鬼のフィギュアを提供いただいたり、キン肉マンコラボTシャツによる豪雨災害支援など、町のPRや復興支援に多岐にわたるご協力をいただいております。

今後もご理解とご協力をいただきながら、瀧下氏の発信力を生かし、様々な形で町の魅力発信につなげていければと考えております。ご提案いただきました鬼のモニュメントにつきましても、そのような取り組みの一環として検討する価値があるものと認識をいたしております。

ただし、モニュメントの建立に当たっては、設置費用だけでなく、継続的なメンテナンス費用も発生するため、町のプロモーションを進める上で、どのような取り組みが効果的であるか、費用対効果の観点も含めて、慎重に検討する必要があると考えております。瀧下氏とも相談しながら、具体的な方向性を模索していきたいと思ひます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 唐突に出して、「はい、分かりました。建てましょう」とはならないと思ひます。財政的な問題があります。

熊本では、熊本地震の被災地を中心に、ワンピースの像が有名ですし、大津町ではからいもくん像というのがあります。ワンピースのゾロと同じところにあつて有名です。内牧には椅子のモニュメントがあります。宮崎のサンメッセ日南というところには、モアイ像やヴォワイアン像というものがあります。いずれも、たくさんの人たちが記念写真を撮つて、人気の場所となっています。

必ずしも、このモニュメント像にこだわる必要はありませんけれども、瀧下さんの作品に出会える場所をつくってやれば、日本中のファンの方々が集まってくるかもしれませんし、町民の中での瀧下さんの作品や、鬼の知名度を高めることができるのではないかと思います。モニュメント像にはこだわりませんが、何か見えるものが増えればいいなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は終了しました。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会し、本日午後から明日まで休会とし、本日午後から明日は各常任委員会の委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、本日午後から明日まで休会とし、本日午後から明日にかけて、各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が大会議室をご利用ください。

あさって12日金曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時55分

第 4 号

1 2 月 1 2 日 (金)

令和7年第4回美里町議会定例会会議録（第4号）

令和7年12月12日（金）

午前10時00分開議

1. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 追加日程第1 | | 議案の撤回について |
| 日程第1 | | 各常任委員会報告及び質疑
(1) 総務文教常任委員会委員長
(2) 産業厚生常任委員会委員長 |
| 日程第2 | 議案第93号 | 令和7年度美里町一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第3 | 議案第94号 | 令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第95号 | 令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第96号 | 令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議案第97号 | 令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第98号 | 令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第99号 | 美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第100号 | 美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第101号 | 美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第102号 | 美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第103号 | 美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第104号 | 美里町文化交流センターの指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第105号 | 美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第106号 | 美里町総合体育館の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第107号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第17 | 議案第108号 | 美里町立小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結について |
| 日程第18 | 同意第4号 | 美里町教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第19 | 同意第5号 | 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

日程第20	同意第6号	美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第21	同意第7号	美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第22	同意第8号	美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第23	同意第9号	美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第24	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第25	発議第1号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について
日程第26		議員派遣の件について
日程第27		各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第28		議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	澤山誠君	税務課長	松永栄作君
住民生活課長	宮崎博文君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川利加君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設係長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	長井一浩君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	松村昭則君

こども応援課長 隈 部 尚 美 君

5. 事務局職員出席者

事務局 長 立 道 誠 君 書 記 福 田 咲 文 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいま町長から議案を撤回したい旨の申し出がっております。これを議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案の撤回についてを追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。撤回の申出書と日程表は会議システムに登録します。事務局は登録してください。

なお、日程表はシステムの④、撤回の申出書につきましては④に入れますので、システムの更新をお願いします。

内容確認はされましたでしょうか。

-----○-----

追加日程第1 議案の撤回について

○議長（上田 孝君） 追加日程第1、議案の撤回についてを議題とします。

撤回理由の説明を求めます。

上田町長。

○町長（上田泰弘君） おはようございます。それでは、今定例会に提出いたしました同意第8号及び同意第9号、美里町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、撤回の理由をご説明申し上げます。

美里町固定資産評価審査委員会は、市町村長から独立した第三者機関として、公平中立な立場で審査を行うことが求められております。

しかしながら、両議案の候補者としておりました山田輝臣氏と西川葉志子氏の両名は、本町の短時間勤務職員であるため、委員としての職務の公平性に懸念が生じる可能性があるかと判断した次第です。

つきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、改めて候補者を選定する必要があると考え、本議案を撤回させていただきたく存じます。新たな候補者につきましては、次回の議会にて改めてご提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で撤回理由説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案の撤回については、これを承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、同意第 8 号及び同意第 9 号の美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての撤回は承認されました。

したがいまして、先ほど配付しました議事日程表の日程第 2 2 及び日程第 2 3 を削除し、それ以降の日程を繰り上げます。

-----○-----

日程第 1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第 1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） おはようございます。令和 7 年度第 4 回美里町議会定例会総務文教常任委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

令和 7 年 1 2 月 1 0 日、水曜午後 1 時より中央庁舎議会委員会室において開会しております。参加者は、福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私濱田、執行部より坂村総務課長、澤山美しい里創生課長、松永税務課長、長井会計課長、宮崎住民生活課長、中川学校教育課長、松村社会教育課長出席の下、開会しております。

議題としまして、令和 7 年一般会計補正予算（第 1 0 号）について、各課より説明を受けております。

総務課では、令和 7 年 8 月豪雨の寄附があり、一般社団法人全国市町村振興協議会他 1 1 件の寄附額をいただいておりますが、今議会に制定されました特定目的基金災害等対策基金積立金に、その寄附額を積み立てられることとなります。義援金として寄せられたものは、被災された方々へ配分されるということでした。

次に、美しい里創生課ではフォレストアドベンチャー・美里の指定管理者利益還元金予算減額があります。これは 8 月豪雨により、ロングジップランディングが流失、また、キャンプ場からフォレストアドベンチャー間の道路が通行止めになるなど、営業を休止とせざるを得なかったということで、8 月 2 5 日にアドベンチャーコース、キャノピーコースが営業を再開、1 0 月 4 日ロングジップコースが営業を

再開されております。営業期間も長期間であり、運営面を考慮し8月以降の利益還元金を不要とされたこととさせていただきます。

次に、住民生活課では、8月豪雨での公費解体により発生した土砂の処分費を計上をされております。30件の解体予定であるということでした。

次に、学校教育課では、スクールバス管理外運行手数料として、8月豪雨により中央中学校自転車の生徒6名、西地区の生徒になりますが、通学路が被災し、帰りの送迎バスを増便させるものとさせていただきます。

小学校給食調理員の退職に伴い、小学校3校の給食調理を中央小学校へ集約し配送するため、食缶器を購入される予定です。この食缶器は優れた保温・保冷性があり、投入時熱湯が約90度以上のものが2時間後では70度を少し下回る保温性があります。また約5度程度の冷水も2時間後の温度は10度を下回る冷気を保つ食缶器であるという報告でございました。

各小学校への保護者説明会を12月22日月曜日、励徳小学校、23日火曜日、砥用小学校が、砥用庁舎多目的室において実施をされます。中央小学校においては、年明けの1月7日水曜日、8日木曜日に、中央庁舎大会議室において実施される予定です。

次に、社会教育課では8月豪雨で二俣渡の石橋が被災されており、災害復旧に活用してほしいと文化施設災害復旧寄附金として、3名の方から温かい寄附金が寄せられております。

次に、12月11日木曜日、現場調査を行っております。

初めに、甲佐平旧国体広場新築トイレ整備が完了しており、このトイレを甲佐岳の登山者、福城寺の重要文化財の見学者等の受入れ態勢が整い、利便性を向上させることを目的とし、以前国体が開催され整備されたトイレを更新する形で、新築整備をされております。

また、国体広場の利活用も検討されており、簡易的なキャンプ場の開設など、今後活用案の一つとして考えられております。施設の管理維持については、地元中岳区に旧国体広場の草刈り等の管理委託料に上乗せされる仕組みで契約をされております。浄化槽管理費、電気料金はそれぞれに契約をされ、水道料金は地元地区の簡易水道組合と契約をされております。

次に、励徳小学校を調査しております。8月豪雨により登校坂付近の法面が一部崩土し、九州電力の電柱が傾いている状態にあります。その影響で学校施設内にある電柱も傾き、九電の電柱を新しい場所に移設し、その後学校施設内の電柱を元に戻す作業が行われます。法面が崩土した学校施設内には、児童の転落防止柵が一部設置をされておりますが、崩土したところには防止柵が見当たらない状況でありま

した。電柱の工事が完了後、仮の転落柵を設け安全対策を施し、予算を確保し新しい転落防止用のフェンスを設置したほうがいいと感じたところです。

次に、坂貫にあります農山村広場グラウンドを調査しております。8月豪雨により、グラウンド北側や西北側、東北側の法面が崩土しております。数年前にも同地点の付近でも崩土しており、復旧整備の方法の内容をさらに検討し、工事をする必要があると感じたところです。

最後に、美里町カントリーパークを調査しております。8月豪雨により4か所で法面が崩土しております。県道甲佐小川線よりカントリーパークに入り、カーブ右下にある調整池の上部分の崩土により、調整池がほぼ埋まっている状態にあります。

北側の法面では、民家に接続した法面が2か所崩土しております。そのうち1か所は崩土した土は除去されておりますが、法面には再度崩土しかねない残土が残っているようにも見えました。もう1か所は、今後工事をされますが、それに併せて再崩土しかねない残土も併せて除去すべきだと感じたところです。

カントリーパーク北側の法面に大きな看板がございます。カントリーパークという看板ですが、この看板も樹木の成長で見えにくい状態にあります。看板の場所を変えるのか、樹木の剪定をするのか検討し、見やすい看板の設置に求めていただきたいと思ったところです。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わりますが、報告漏れがございましたら、他の委員さんからお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申合せ事項により、審査の経過と結果に対する質疑に留めることになっておりますので、申し添えます。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会、坂田竜義委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） おはようございます。産業厚生常任委

員会の報告をいたします。

本定例会中に産業厚生常任委員会活動を行いましたので報告いたします。

12月10日午後1時より、大会議室におきまして高田議員、今田議員、吉住議員、村崎議員、坂田、執行部より谷口福祉課長、隈部こども応援課長、中川健康保険課長、酒井上下水道課長、西寺農業政策課長、安達森づくり推進課長、富永建設課長の出席の下開きました。

令和7年度一般会計補正予算（第10号）の基本的には歳出を中心に報告をしていただいたところでございます。

主な内容として福祉課から申し上げますと、老人保護措置費336万円、障害福祉サービス費等給付費2,469万円、障害児通所支援給付費600万円、介護保険特別会計繰出金201万円、これは減額です。老人憩いの家修繕料92万円、住まい再建助成金40万円、とりわけ介護保険特別会計におきまして、第10期高齢者福祉計画介護保険事業計画策定支援業務として400万円、同委託料として261万円について詳しく説明がございました。そして質疑がございました。

それから、こども応援課では、病児保育事業委託料299万円、これは利用人員の増によるものであります。また施設型給付費等負担金2,849万円、これは国の公定価格が増えたということの理由でございます。妊婦支援給付金156万円等について説明がございました。

健康保険課では、歳入で療養給付費負担金返還金（後期高齢者医療）ですが、2,325万円の減額、歳出で国民健康保険特別会計繰出金8万5,000円、国民年金システム改修委託料を24万7,000円について説明がございました。

上下水道課では、単独浄化槽処分費補助金として5期分、200万円、簡易水道施設整備補助金140万円、生活排水事業会計では、浄化槽管理委託料130万円、簡易水道事業会計等について説明がございました。

農業政策課では、ポケットWi-Fi通信料300万円、農業用機械等導入補助金については、減額の316万円、鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業交付金300万円、大雨営農再開支援事業補助金、農業機械施設等の復旧でございます。これに3,220万円、佐俣の湯温泉水中ポンプ取り換え修繕負担金900万円、農用地等災害復旧調査・測量設計委託料1億1,218万円、農用地等災害復旧工事1億円等について、詳しく説明がございました。そして、質疑がございました。

森づくり推進課では、くまもと間伐材安定供給対策事業補助金51万円の減額、町有林造成事業委託料300万円の減額、林道大窪線開設工事200万円、単県治山事業（8月豪雨分）380万円、林道施設災害復旧工事（8月豪雨）1億4,300万円等について説明がございました。

建設課では、単県工事負担金3,211万円、老朽危険空き家等除却推進補助金これは100万円の減額です、町道環境整備作業手数料40万円、道路新設単独改良事業300万円、道路メンテナンス事業工事費3,000万円、町営住宅修繕料450万円、災害応急対応手数料3,000万円、緊急自然災害防止対策事業、これは1,100万円の減額、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業調査測量設計業務委託料、これは7,350万円の減額、災害復旧工事請負費6億5,235万円等について詳しく説明があり、質疑がございました。

特に情報共有のためにちょっと追加して報告いたしますが、災害査定の状況についても、富永建設課長から詳しく報告がございましたので報告しておきます。

災害査定につきましては、年内に15次査定まで終了する予定であると、現在13次を受けている。427件。内訳として道路299件、河川122件、橋梁7件を受けている。今週283件、内訳は道路233件、河川50件の合計283件。あと14次、15次、合計110件を受ける予定になっておりまして、年内に390件から400件受け、残りについては1月中に査定を終える予定になっているというところがございます。

合計約100億円の申請に対しまして、70から80億円は決定する見込みであるという報告がございました。

また、堂面橋については14次査定（簡素化査定）に入れて、早ければ1月発注の見込みであるという報告がございました。

それから現場調査といたしまして、昨日行いまして、一つは、みさとの里「うしろだに」小市野地内に出向きまして、現地の視察を行いまして、かなり被災もしております。池に土砂が流れ込んだり、いろいろしておりまして、災害復旧、一応杭を打ってありましたので、査定が行われたものと思われまじけれども、できるだけそういった自然を残すというのがありますので、その点に配慮しながら一応復旧が必要かと思ったところがございます。

2点目としては、小笹水源地去きまして、ここは工事箇所がかさ上げしていたから、今回の豪雨に耐えたというか、免れておりますが、あれがかさ上げしてなかったらこれは大変なことだったなというふうに思ったわけでございます。請負額として6,468万円、本山建設の施工で進捗率は70%ということでございました。

それから3点目は、上中郡送水ポンプ場を見に行きまして、これは田中建設の施工で、請負額は9,757万円、進捗率もここも70%でございました。

それから最後に中央北配水場を見に行きまして、ここは菊池組の施工で、請負額は3億430万円、進捗率は40%程度ということでございました。ちなみにタンクの容量については、580トンということで報告を受けております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。
これで各常任委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第93号 令和7年度美里町一般会計補正予算（第10号）

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第93号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第10号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、補正予算の質疑は一括で行います。
質疑ありませんか。

2番、平野議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。一般会計補正予算（第10号）について質問いたします。

補正予算の17ページ、5-1-4、一番上の枠ですけれども、農業振興費、節の18負担金、補助及び交付金について質問いたします。

説明欄に3つありますけれども、真ん中の鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業交付金300万円について、説明資料の中で捕獲頭数の増加に伴う増加となっています。捕獲頭数は、被害防止計画で定められた頭数をあまり超えないようになっていると思いますが、その考え方で間違いはないのか。

それから、直近の被害調査の状況と、現在の被害防止計画での計画頭数はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○**農業政策課長（西寺 清君）** ご説明申し上げます。まず、捕獲頭数の増加につきましては、本年10月に上半期分につきまして捕獲頭数を、そちらの分につきまして頭数等を把握しまして、年に2回お支払いするという形になっておりますけれども、今回分につきまして、昨年度より頭数が約3割ほど増加している状況でございました。

捕獲頭数につきましては、それを基にしまして、今回猪の成獣につきましては129頭の増、それから幼獣につきましては13頭の増、鹿につきましては122頭の増、それからアナグマがとて多くなっておりまして、180頭の増という形で、今回対応させていただきたいというところで、300万円のほうを計上させていただいたところでございます。

それから、計画につきましては、若干捕獲頭数は上回っている状況ではございますが、個体数がやはり年々増加しているところもございまして、計画頭数も少し見直しが必要ではないかと感じているところではございますが、何分災害等もございまして、ワイヤーメッシュ等につきましても、保守といいますか、その部分につきましてお金もきておりませんので、捕獲の頭数的には若干個体数の増加から、増えているという形で考えておりますので、そこも含めて、国にも要望をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**議長（上田 孝君）** 平野議員。

○**2番（平野保弘君）** 以前お伺いしたとき、その計画頭数については、被害調査の結果によって増減するというようなことだったんですね。被害調査があまり正確に出てないと、計画頭数はあまり上げられないんじゃないかと思ひ質問したんですけども、必ずしもそうではないということですかね、今のお答えでは。

○**議長（上田 孝君）** 西寺農業政策課長。

○**農業政策課長（西寺 清君）** ご説明申し上げます。計画は被害額につきまして、昨年調査をかけさせていただきまして、今回は農業災害部分、農業共済にもお声かけさせていただきまして、被害の把握は従来より密に調査をかけさせていただいているところではございますが、何分今年度につきましては、捕獲頭数が昨年より多かったというところも踏まえて、また計画は少し見直しをかけなければならないのかなと思ひているところでございます。

以上でございます。

○**議長（上田 孝君）** 平野議員。

○**2番（平野保弘君）** 分かりました。かなり鳥獣害被害が出ておりますので、予防する面と、その頭数、個体を減らす部分と、両方していかななくてはいけないと思

いますので、効率的にできるようにしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 議案第93号についてお尋ねします。ページ数は、平野議員と同じ17ページであります。

先ほど300万円の下の説明書きのところの大雨営農再開支援事業補助金、農業用機械施設等復旧（豪雨）3,220万円ということですが、件数とどのような農業機械が求められておるのか、お尋ねをまずします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。3,220万円、今回の補正予算で計上させていただいておりますけれども、まず機械につきましては、これが米であれば田植機、それからコンバインというところで、被災を受けた部分について米の部分でまとめたところで、申請できるというところがございますので、何の機械というのがなかなか米の分野とか、その部門、部門になっておりますので、なかなか件数につきましては、その単体での機械自体というのが、現在のところこの場では把握していないというところがございますので、後日ご回答させていただきたいと思っております。

それから、この中には、施設部、小屋、それから今回の場合大変大きな金額を担っているのが、鶏卵業、養鶏場ですね、その施設分が入っておりますので、その部分で大変大きな金額ということで、3,220万円という金額になったというところがございます。

詳しい内容につきましては、後日返答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 内容は後日またいただけるということで、その下の段、農業構造改善対策費の佐侯の湯の水中ポンプ取り換え修繕負担金900万円がございました。私の中では井戸が2本あると思うんですけども、その1か所なのか、合わせて2か所なのか、内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。こちら今回900万円挙げさせていただいた部分につきましては、ニスイさんの敷地の中にある分の水中ポンプでございます。経年劣化によりまして、今現在酌み上げ量が著しく減少しておりまして、佐侯の湯の運営にも大変大きな影響を与えているところがございます。

して、足湯等につきましても、今現在使用ができないというような状況でございます。

その分で、今回町がその部分、泉源の泉源権、権利と土地の所有を2分の1ずつ持っておりますので、その2分の1という形で、一応900万円上げた経緯につきましては、ニスイさんで工事を発注していただきまして、権利が町も2分の1でございます。

それから平成21年度にポンプの入替えをしたときに、覚書も取り交わさせていただいております、その際にも2分の1ということで、町が約概算金ではございますけれども1,800万円の工事費に対しまして、2分の1を町が支払うという形で、一応900万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○7番（濱田憲治君） 議長、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

6番、坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田でございます。ただいま上程中の93号についてお尋ねをいたします。

一応、この学校給食の配送用の備品の購入費が20ページに計上されてございます。その前段で債務負担行為が5ページ、838万円余の債務負担行為補正として計上してございます。一応お尋ねするんですが、その前段で、当該職場のいわゆる労働条件変更等もございますので、職場の代表との話はどうなっているのか、1点お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 既に調理員さん、それから現業の代表の方、それから執行委員長、組合の代表の方には説明を行ったところでございます。そして承認を得ているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それで、どうしてもいろいろ考えましたが、合点がいかないところがあるのでお尋ねするんですけども、町内小学校給食の配送委託案というのが全協で教育長から説明がございまして、年間の総予算770万円ということで、その中のいわゆる車両の購入の部分ですね。結局そのときも幾つか質疑をいたしましたけども、今、全面的に給食業務委託しているところは、例として宇城市とか甲佐町の例が出まして、そういったところ配送する車についても、要するにその全面的に受けている業者で用意すると、それはもう当たり前だろうと思います。

今回の場合は、債務負担行為の1年間のところで計上してございますけども、今のところ中学校はシダックスというところがやっておりますけれど、小学校については一応中央小学校に集中するという案でございます。そして、砥用小と励徳小に移送するという、こういう計画なんですけど、その車両費については、この前の説明では、要するに業者を買ってもらったというような説明だったかと思えます。結局、今回は宇城市、甲佐町と違うのは、うちは将来的には分かりませんが、今のところ全面的に委託をしてない段階ですよ。その中で業者に対して、配送の車だけ何百万円もかけて買いなさいということで、受ける業者があるのだろうか。そういうめどがついてるから、こういうことで計画が出されておるのか。その辺りについてお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 今回の債務負担行為に800万円ほど上げておりますが、車については新しく買うということではなくて、その会社が持っている物の中を一部変更とか、そういうのを加えてやっていただくところで話をしております。1社のみちょっとできるかどうかの相談をしたところがございますが、実際には入札等によって最終的には決めることとなりますが、一応できるという判断ができましたので、今回お話を上げているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） どういう提案の仕方をしているのか、ちょっとその辺りはよく分からんけど、それなら将来的に給食業務全般についてお宅に委託するから、取りあえず車は今持っているのでもしてくださいということなのか。そういう前提なしで、業者が本当に受けるところがあるのか、その辺りどうですか。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 1年間だけということでございますが、令和8年度中に将来のことも方向性をきちんと決めて動き出したいと思っております。ただ、この車については一部を委託先の会社で変更していただきますが、その後また用途を変更することも可能かと思っておりますので、将来的にずっとお願いするというのを、今の時点で決めているわけではございません。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） そういうことで、ここで説明資料にあります車両費とか、そういうことが計上されているものだと思います。大体今の説明で分かりました。それから、一応昨日説明会の日程についてはもらいましたけども、結局、これを突っ込んで言うつもりはありませんけれども、もう少し保護者に対する説明も、

私は前もってしたほうがよかったんじゃないかと思います。答えは要りませんので。というのが、やはり普通、保護者にしてみれば、決まったからやるよということで聞くよりも、こういうことで今から議会に相談しようと思うけれども意見はどうですかということで、もうちょっと前もってすればよかったんじゃないかと、私の感想ですが、答えは要りません。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

5番、高田議員。

○5番（高田美千子君） 高田でございます。ただいま上程中の議案93号、今も坂田議員の質疑の中に出てまいりましたけれども、予算書の20ページです。小学校の給食配送用備品購入費について少しお聞きいたします。

今、総務文教委員会の濱田委員長からも、保護者への説明会の日程の報告がございましたけれども、その点について、もし保護者の方から反対の意見が出た場合の対処法といいますか、どのようにお考えでいらっしゃるか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 先ほど濱田委員長から説明がありましたように、12月22日と23日、それから年明けの8日、9日で説明会を予定しております。説明の中では、こちらから配送業務をするに至った経緯等を丁寧に説明しまして、ご理解を求めていきたいと思っております。ただ、その中で非常に反対が多いとか、そういうことになった場合は、またこちらで検討して対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 高田議員。

○5番（高田美千子君） 夏の豪雨災害後、役場の各課の皆さん、本当に業務が多忙を極めていらっしゃる状況も分かりますし、それからこの給食の問題につきましては、来春のことということで、喫緊の課題として、今定例会に間に合うようにということで計上されたということも、十分承知はしておりますけれども、やはり問題が給食ということは、やっぱり保護者の皆さんにとっても大切な部分でございますので、保護者のご理解をいただけるような十分な説明をしていただきまして、そして対応していただきたいと思っております。

そして、給食の提供方法がたとえ変わりましたが、美里町のこどもの健やかな成長のために、おいしい給食を提供していただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

3番、吉住議員。

○5番（吉住淳一君） 一般会計補正予算（第10号）について質問します。

5ページの債務負担行為のところで、ランタンフェスティバルの補助金が1,000万円挙げてあります。理由としてアーティストの招致について、もう来年ですか、2月までには折衝を始める必要があると書いてありますが、こういった形で進められるのかなという。といいますのが、アーティスト次第で、集客が大分変わるんじゃないかなと思います。その辺も含めて、こういった形で進められるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） アーティスト招致の進め方ということでございます。

まず今年度、今回はどうしたかというところですが、もちろん実行委員会の中でお諮りをしながらということですが、先方の仲介役として、芸能事務所とつながっている会社がございまして、そこでもいろいろご相談をしながら予算に合うような形で、なおかつ集客が最大化できるというところで検討を進めてまいって、4組今回決めさせていただいて、非常に年齢層的にもバランスがいい組合せになったのかなと思ってます。

今回債務負担行為を議決いただきましたら、早速その会社と話をしまして、実行委員会のほうにも、今候補として予算内でこういったアーティストが招聘できますということをお諮りして、皆さんの意見を聞きながら決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住委員。

○5番（吉住淳一君） 今年のランタンフェスティバルは、アーティストあたりもすごくよかったと思うんですね。それに対しての集客というのもすごく見込まれたと思っておりますので、来年も引き続きそういった形で進めていただければと思っています。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第93号について質問をいたします。

先ほどから給食の関係で質問が出ておりますけれども、私は総務文教にありまして、委員会の中で話は伺っておりますけれども、確認の意味でちょっと質問をさせていただきます。

私が昨年6年の9月に一般質問で、給食についてその在り方ということで質問をいたしました。教育長から、答弁ではいろんなやり方も含めて、いろいろ検討して

いくというような答弁があったように思うわけでありまして。それからもう1年2か月ですか、それぐらい過ぎてるんで、その検討の過程といいますか、どういうふうに検討をして、今結論が出てされたのか、どういう検討をされたのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 今年の2月から夏場に回数的には4回ほどですけど、学校給食の調理員さん、それから栄養職員さんとの面談等を重ねまして、そして安心・安全で確実な提供ということで、話を進めてきました。

募集による補充というのも考えてきましたけど、なかなか厳しい状況というのもありまして、配送にしたほうが3つの小学校の平等性も取れますので、今回の配送式を提案したところでございます。

言いましたように、また保護者の説明会等の中でも、また新しい意見とかが、こういったいい案があるんじゃないかということも提案があるかもしれませんが、そういったことも含めて、最終的にはまた判断していきたいと思いますが、今のところこれが一番確実な提供ができるというところで予算化もしているところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 私が質問したときには、給食の調理員さん、それとあそこはシダックスですか、その従業員の人、いろんな話を何回も聞いて、いろいろまとめて、来年度からはちょっと無理するんじゃないかと、私は退職のやつも含めて話をしましたですよね。令和7年度も綱渡りの状態で運営をされていると思うんですよね。

だからもっとできるなら早く検討して、というのは、やっぱり学業のやつも大事なんですけども、学校においては食育というの、これは大切なことだと思うんですよね。やっぱり人間の体づくりというのは、その辺りも考えて、もうちょっと早く取り組みをしておけば、保護者への説明も既に終わって、もうやりますよというような形でやっていかなければ、もう先手、先手でやっていかなければいけないと思うんですよね。

だから、将来的な姿を考えてもやっていきますよということだったんで、その辺りぜひ早く取り組んで、こういうやつにしてくんだとしないと、この小学校・中学校合わせて、その統合のやつもありますけれども、その給食の人数というのは、全体の人数で減るのは減りますけれども変わりませんので、その辺りを考えていかなければ私はいけないと思うんですよ。どうですか。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮嶋幸仁君） 議員がおっしゃるとおりだと思います。

今回もう本当に後手、後手に回ってきたというのも事実でございますし、また検討の機会を設けまして、町が中学校も含めた学校給食の在り方については話を進めて、ほかの給食室も老朽化が進んでおりますので、そういった改修なり、あるいはセンター方式の採用など、そういったところも含めて検討を進めていきたいと思っております。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 私ら議員も一生懸命町の運営していくのに、したほうがいいということで提案をさせていただいておりますので、もうその辺りは、やっぱ真摯に受け止めて、ぜひ今言ったように早めに検討をお願いいたします。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。補正予算の採決は起立により行います。

議案第93号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第93号、令和7年度美里町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第3 議案第94号 令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第94号、令和7年度美里町土地取得特別会

計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第94号、令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第94号、令和7年度美里町土地取得特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第95号 令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（上田 孝君） 日程第4、議案第95号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第95号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第95号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第96号 令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(上田 孝君) 日程第5、議案第96号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算(第4号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第96号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第96号、令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第97号 令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算(第3号)

○議長(上田 孝君) 日程第6、議案第97号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算(第3号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第97号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第97号、令和7年度美里町生活排水事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第98号 令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第98号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第98号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第98号、令和7年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第99号 美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第99号、美里町福祉保健センター湯の香苑

の指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。指定管理者についての採決は起立により行います。

議案第99号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第99号、美里町福祉保健センター湯の香苑の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第100号 美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定について

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第100号、美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第100号、美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第100号、美里町中央生活支援ハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第101号 美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定について

○議長(上田 孝君) 日程第10、議案第101号、美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第101号、美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第101号、美里町高齢者地域ふれあいセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第102号 美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定について

○議長(上田 孝君) 日程第11、議案第102号、美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第102号、美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第102号、美里町総合交流ターミナル及び佐俣農産物加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第103号 美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定について

○議長（上田 孝君） 日程第12、議案第103号、美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第103号、美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第103号、美里町やすらぎ交流体験施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 1 0 4 号 美里町文化交流センターの指定管理者の指定について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 3、議案第 1 0 4 号、美里町文化交流センターの指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 1 0 4 号、美里町文化交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 1 0 4 号、美里町文化交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 4 議案第 1 0 5 号 美里町砥用 B & G 海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 4、議案第 1 0 5 号、美里町砥用 B & G 海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンドの指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第105号、美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第105号、美里町砥用B&G海洋センター及び美里町総合運動公園グラウンド施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第106号 美里町総合体育館の指定管理者の指定について

○議長（上田 孝君） 日程第15、議案第106号、美里町総合体育館の指定管理者の指定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第106号、美里町総合体育館の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第106号、美里町総合体育館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第107号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（上田 孝君） 日程第16、議案第107号、熊本県市町村総合事務組合の

共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第107号につきましてご説明申し上げます。

システム内の⑳、議案第107号をご覧ください。

議案第107号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を別紙のとおり変更する。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会において同文議決を経る必要があるため提案するものでございます。

今回、熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号の規定する交通災害事務から令和8年3月31日をもって菊池市が脱退するため、規約の変更が必要となったものでございます。

次のページをお開き願います。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約でございます。

変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

次のページをお開き願います。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

別表第2表中において、組合が共同処理する第3条第10号（交通災害事務）に関する事務の項中の菊池市を削除するものでございます。

再度改正規約案にお戻りください。

附則でございます。第1項、この規約は令和8年4月1日から施行するとしております。

第2項では、経過措置を規定をいたしております。

以上で、議案第107号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第107号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第107号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第108号 美里町立小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結について

○議長（上田 孝君） 日程第17、議案第108号、美里町立小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） 議案第108号についてご説明申し上げます。

システム内[㊟]、議案第108号をご覧ください。

議案第108号、美里町立小学校用スクールバス（小型）売買契約の締結について

次のとおり美里町立小学校用スクールバス購入に係る、物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

1 物品名 美里町立小学校用スクールバス（小型）

2 購入数量 1台

3 契約金額 928万860円

4 契約の相手方 熊本県下益城郡美里町三和384番地1

合資会社 松本輪業 代表社員 松本克己

5 契約の方法 指名競争入札

提案理由でございます。

美里町立小学校用スクールバス購入に係る物品売買契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次のページの議案第108号資料をお開き願います。

美里町立小学校用スクールバス（小型）の主な仕様でございます。

今回配置を予定しておりますスクールバスは、砥用小学校スクールバスとなります。

- 1 車種が小型バス。
- 2 定員、座席が22名、補助席が6名、乗務員1人の29名でございます。
- 3 寸法、全長が6,990ミリメートル、全幅2,010ミリメートル、全高2,640ミリメートル
- 4 トランスミッション、6速AT
- 5 排気量2,998CC
- 6 燃料、軽油
- 7 ボディーカラーがライジングホワイト（白色）となります。

次のページに、今回購入するスクールバスの内装及び外装のイメージを添付しております。また現行運行しております砥用小学校のスクールバスですが、通称「やまぼと」号ということになりますが、こちらが平成14年に購入しまして、23年を経過しておるスクールバスとなっております。

なお、11月末現在の走行距離が27万9,296キロとなっております。

以上で議案第108号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、再開します。

中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） ただいま議案第108号の内容説明を行いました、5番の契約の方法を指名競争入札ということで説明しましたが、随意契約の誤りです。

氏名 宮寄幸仁

生年月日 [REDACTED]

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

教育長を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

宮寄氏の任期につきましては、令和7年12月22日までとなっております。

教育長につきましては、同法の規定により町長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから任命することとなっております。宮寄氏におかれましては、今後も引き続き、本町の教育行政の推進にご尽力いただきたいということでご提案申し上げております。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立により行います。

同意第4号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第4号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、宮寄幸仁氏の入場を許可します。

(宮寄教育長 入場)

○議長（上田 孝君） ただいま教育長になられることに同意を得られました宮寄幸仁氏が議場内におられます。ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（宮寄幸仁君） ただいま教育長への同意をいただきました。教育行政のい

ろいろな課題が山積する中、改めて責任の重さを感じているところです。

ともあれ、美里の宝であるこどもたちのたくましい成長と、そして住民の皆さんの健康的な生活を少しでも推進できますように、微力ながら頑張っていきたいと思っております。

議員の皆様の叱咤激励を受けながら、ご理解とご協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。お世話になります。

○議長（上田 孝君） ありがとうございます。宮寄教育長には、今後とも本町教育行政発展のためにご尽力いただきたいと思います。

-----○-----

日程第 19 同意第 5 号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第 19、同意第 5 号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第 5 号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第 5 号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて美里町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます

住所 [REDACTED]

氏名 高島靖典

生年月日 [REDACTED]

令和 7 年 1 2 月 8 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

教育委員会委員を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

現教育委員の西島聡氏の任期が令和 7 年 1 2 月 2 2 日をもって満了いたします。教育委員につきましては、同法の規定により、町長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有し、任命に当たっては年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとされておりますので、法の趣旨を踏まえ、後任の委員として高島靖典氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。

高島氏は、現在も中央小学校及び中央中学校の P T A として精力的に活動いただいております。学校運営をはじめ、こどもの教育等に熱心であり、法の趣旨を踏まえ委

員としてご尽力いただきたいということで、ご提案を申し上げるところです。
よろしく願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立により行います。

同意第5号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第5号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求める
ことについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第20 同意第6号 美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第20、同意第6号、美里町監査委員の選任につき同意
を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第6号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第6号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

美里町監査委員に下記の者を任命したいので、地方自治法第196条第1項の規
定により議会の同意を求めるものでございます。

住所

氏名 大西 茂

生年月日

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

監査委員を選任しようとするときは、地方自治法第196条第1項の規定により
議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

大西氏の任期につきましては、令和8年1月31日までとなっておりますが、今後も引き続き、本町の行政運営に係る事業管理にご尽力をいただきたいということで、ご提案を申し上げているところでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立により行います。

同意第6号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第6号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第21 同意第7号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第21、同意第7号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第7号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第7号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

美里町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所

氏名 大塚清夫

生年月日

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

固定資産評価審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

大塚委員につきましては、令和7年12月22日をもって任期満了となりますが、引き続き固定資産評価の公正な審査にご尽力をいただきたいということで、ご提案を申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立により行います。

同意第7号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第7号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第22 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第22、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第3号につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所 [REDACTED]

氏名 泉喜和子

生年月日 [REDACTED]

令和7年12月8日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。

人権擁護委員、田村陽子氏の任期が令和8年3月31日をもって満了し、新たにその後任の候補者を推薦する必要があります。人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定により町議会議員の選挙権を有する者で、人格識見高く広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者及び人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から、議会の意見を聞いて推薦することとなっております。

今回候補者として推薦しております泉氏につきましては、長期にわたり保育士として幼稚園や保育園に勤務され、こどもや障がい者などの人権課題に関心を持つなど、人格識見高く、広く地域の実情に精通され、人権擁護について理解の深い方でございますので、法の趣旨を踏まえ、推薦させていただきたいということでご提案を申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、討論を省略します。

○議長（上田 孝君） お諮りします。泉喜和子氏を適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、泉喜和子氏を適任とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第23 発議第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出につ

いて

○議長（上田 孝君） 日程第23、発議第1号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。6番、坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） 発議第1号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について

上記の議案を、下記のとおり美里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和7年12月8日提出 提出者 美里町議会議員 坂田竜義、賛成者 美里町議会議員 濱田憲治、美里町議会議長 上田孝様

提案理由

子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。2021年度の「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、小学校は本年度までに35人に引き下げられましたが、中学校や高等学校でも35人学級の実現が必要である。

これらの観点から2026年度政府予算において、上記事項が実現されるよう国に求めていくことが不可欠である。このことから、国に対し別紙意見書の提出を提案するものである。

意見書を読み上げます。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2026年度政府予算編成において下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1、中学校や高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数の学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数

職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体の実効性ある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月12日 熊本県下益城郡美里町議会議長 上田 孝

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立により行います。

発議第1号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、発議第1号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出については、原案のとおり決定されました。

-----○-----

日程第24 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

日程第 2 5 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 2 6 議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第 2 5、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第 2 6、議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 2 5 及び日程第 2 6 を一括して議題とすることに決定しました。

日程第 2 5 及び日程第 2 6 を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

まずは本定例会におきましても、提案させていただきました全ての議案に対しまして、ご承認をいただき誠にありがとうございます。

その中で今回も様々なご提案、あるいはご指摘等をいただいたところがございます。特に先ほど来お話がっておりますが、小学校の学校の給食の今後の進め方等については、ご提案、ご指摘、それからご心配のお声もいただいたところです。

これから教育委員会もしっかりと保護者の皆さんに丁寧に説明をしながら、ご理解が得られるようにやっていくと思っておりますし、何はともあれ、安心して安全な給食を

届ける。しかも安定的に届ける。そういうことがこれから継続していけるように、持続していけるように、いろんなお知恵をいただきながらやっていかなければいけないと思っているところでございます。引き続き、皆様には様々なお声等をいただきますようお願いを申し上げます。

もう今年も残り少なくなりました。朝晩寒くなってまいりましたので、どうかお体にはご自愛をいただき、健やかに新年を迎えになりますように祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和7年第4回美里町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後 0時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
令和7年第4回定例会

令和7年12月発行

発行人 美里町議会議長 上田 孝

編集人 美里町議会事務局長 立道 誠

作成 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522

美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地

電話 (0964) 46-2111